

史跡久米官衙遺跡群 調査報告書 4

来住廃寺 22 次調査 A 地区
24 次・29 次・30 次・31 次調査

2010

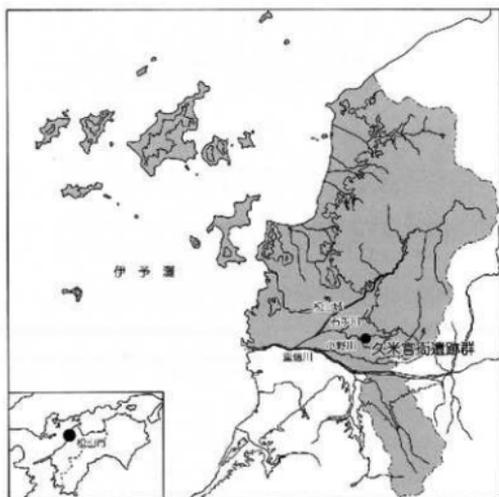
松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター



上 擬宝珠（来住廃寺24次SE001下層出土）
下 金銅製釘隔飾金具（来住廃寺22次A地区西拵張部出土）

史跡久米官衙遺跡群 調査報告書 4

来住廃寺 22 次調査 A 地区
24 次・29 次・30 次・31 次調査



2010

松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター

序 文

本書は、国指定史跡「来住廃寺跡」(当時)南側において、平成5年度、6年度、15年度及び16年度に国庫補助事業として実施した5件の重要遺跡確認調査の報告書です。

「来住廃寺跡」は、昭和54年に国史跡として指定されました。その後、昭和62年以降の周辺の発掘調査により古代の地方官衙の様態についても重要な成果が得られたことから、平成15年には、範囲の追加指定とともに「久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」に名称変更され、今日に至っています。

今回報告する5件の調査は、来住廃寺の南限の確認を目的として実施したものです。古代以前の遺構の多くは後世の開発により失われていたため、いずれもその特定には至りませんでした。しかし、後世の開発の痕跡である中近世の遺構を多数確認することができ、とりわけ、24次調査で確認した木製品をはじめとする有機質の遺物を豊富に埋蔵する中世の井戸は貴重な存在といえます。これらは、この付近一帯が、現代に至るまで、屋敷地や耕作地として繰り返し開発されてきた証であり、かつてこの地に暮らした先人たちの苦勞の一端を物語るものです。

最後になりましたが、発掘調査にご協力いただきました地権者及び近隣住民、並びに関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、本書が現代社会に直結する中近世の地域研究の一助となることを心より願っております。

平成22年3月31日

松山市教育長

山内 泰

例 言

- 1 本書は、平成5～6年度、15～16年度に、松山市教育委員会（以下、市教委）が財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（以下、財団）の協力を得て実施した、愛媛県松山市米住町における5件の発掘調査成果をまとめたものである。
- 2 各調査は、国から補助を受けて実施した。調査の種別、年次等は以下のとおりである。

| | | |
|------------------------|-------|----------------|
| 米住庵寺22次調査A地区（米住町822番地） | 約257㎡ | 平成5年度重要遺跡確認調査 |
| 米住庵寺24次調査（米住町819番1） | 約408㎡ | 平成6年度重要遺跡確認調査 |
| 米住庵寺29次調査（米住町833番） | 約231㎡ | 平成15年度重要遺跡確認調査 |
| 米住庵寺30次調査（米住町817番の一部） | 約400㎡ | 平成15年度重要遺跡確認調査 |
| 米住庵寺31次調査（米住町818番1） | 約800㎡ | 平成16年度重要遺跡確認調査 |
- 3 国庫補助事業による整理作業ならびに本書の作成作業は、財団が市教委より委託を受けて、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に実施した。
- 4 発掘調査は、教育委員会文化財課の臨時職員であった田内真由美、篠田久恵（平成16年度退職）と財団の橋本雄一、相原秀仁が担当した。調査ごとの分担は以下のとおりである。

| | |
|------------------|-------|
| 米住庵寺22次A地区・24次調査 | 橋本・相原 |
| 米住庵寺29次・30次調査 | 田内・篠田 |
| 米住庵寺31次調査 | 橋本 |
- 5 本書の執筆ならびに編集は橋本が行った。
- 6 29次と30次を除く大半の遺構写真と遺物の撮影ならびに写真図版の作成は、財団の大西朋子が担当した。なお、29次と30次の遺構写真については、株式会社セットアップ（松山市北梅本町）に委託して撮影したものが含まれている。
- 7 本書の執筆と編集はAdobe InDesign CS3にて行ったが、図版類は第97図を除いて、データ入稿したのではない。写真はすべてスキャナー分解による。
- 8 木製品と金属製品の保存処理は、当初、財団の池田学（平成7年退職）が担当し、後に山本健一が引き継いだ。桶1と桶2の復元は山本による成果である。
- 9 米住庵寺24次S E001出土種子類の同定ならびに木製品の樹種鑑定は、株式会社古環境研究所に委託して実施した。分析結果については、第三章の本文中に反映させた。
- 10 遺構図に座標値を提示している場合には、巻末の第97図を除いて日本測地系（旧座標）に基づいている。なお、基準点の配置方法ならびに委託先については各章ごとに記載した。
- 11 遺物と図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。
- 12 報告書抄録は巻末に掲載している。

目 次

| | | |
|-----|----------------|-----|
| 第Ⅰ章 | はじめに | 1 |
| 第1節 | 報告書刊行に至る経緯 | 1 |
| 第2節 | 組 織 | 2 |
| 第3節 | 立地と歴史的環境 | 4 |
| 第Ⅱ章 | 来住廃寺22次調査A地区 | 13 |
| 第1節 | 調査に至る経緯とその後の経過 | 13 |
| 第2節 | 調査組織と調査の方法 | 16 |
| 第3節 | 調査成果の概要と層位 | 18 |
| 第4節 | 中近世以降の成果 | 21 |
| 第5節 | 古代以前の成果 | 28 |
| 第6節 | まとめ | 33 |
| 第Ⅲ章 | 来住廃寺24次調査 | 35 |
| 第1節 | 調査に至る経緯と調査の経過 | 35 |
| 第2節 | 調査組織とその後の方法 | 38 |
| 第3節 | 調査成果の概要と層位 | 40 |
| 第4節 | 中近世以降の成果 | 43 |
| 第5節 | 古代以前の成果 | 76 |
| 第6節 | まとめ | 90 |
| 第Ⅳ章 | 来住廃寺29次調査 | 91 |
| 第1節 | 調査に至る経緯とその後の経過 | 91 |
| 第2節 | 調査組織と調査の方法 | 94 |
| 第3節 | 調査成果の概要と層位 | 95 |
| 第4節 | 中近世以降の成果 | 99 |
| 第5節 | 古代以前の成果 | 104 |
| 第6節 | まとめ | 105 |

| | | |
|-------|-------------------|-----|
| 第V章 | 来住廃寺30次調査 | 107 |
| 第1節 | 調査に至る経緯とその後の経過 | 107 |
| 第2節 | 調査組織と調査の方法 | 110 |
| 第3節 | 調査成果の概要と層位 | 111 |
| 第4節 | 中近世以降の成果 | 114 |
| 第5節 | まとめ | 123 |
| 第VI章 | 来住廃寺31次調査 | 125 |
| 第1節 | 調査に至る経緯とその後の経過 | 125 |
| 第2節 | 調査組織と調査の方法 | 128 |
| 第3節 | 調査成果の概要と層位 | 129 |
| 第4節 | 近世以降の成果 | 133 |
| 第5節 | 古代以前の成果 | 140 |
| 第6節 | まとめ | 141 |
| 第VII章 | 総括 | 143 |
| 第1節 | 中世後期における木製容器の製作基準 | 143 |
| 第2節 | 微高地縁辺部における古代集落の展開 | 146 |

挿図目次

第I章 はじめに

| | | | | | |
|-----|------------|---|-----|-----------------|----|
| 第1図 | 遺跡群の位置 | 4 | 第4図 | 来住庵寺15次調査地とその周辺 | 9 |
| 第2図 | 官衙施設の配置 | 5 | 第5図 | 史跡指定範囲 | 10 |
| 第3図 | 遺跡群南方の調査状況 | 7 | 第6図 | 史跡指定区域と各調査区 | 11 |

第II章 来住庵寺22次調査A地区

| | | | | | |
|------|---------------|----|------|--------------|----|
| 第7図 | 22次A地区と同廊状遺構 | 15 | 第15図 | SD001～004 | 25 |
| 第8図 | 22次A地区のグリッド設定 | 16 | 第16図 | 西拡張部 | 26 |
| 第9図 | 22次A地区の遺構配置 | 19 | 第17図 | Ⅷ層出土遺物 | 27 |
| 第10図 | 22次A地区の土層 | 20 | 第18図 | 古代以前の遺構分布 | 28 |
| 第11図 | 中近世の遺構分布 | 21 | 第19図 | 掘立001 | 29 |
| 第12図 | SK001・002 | 22 | 第20図 | SB002・003 | 30 |
| 第13図 | SK004～006 | 23 | 第21図 | SB004・005 | 31 |
| 第14図 | SK003 | 24 | 第22図 | SP1・SP80出土遺物 | 32 |

第III章 来住庵寺24次調査

| | | | | | |
|------|-------------------------|----|------|-------------|----|
| 第23図 | 24次調査地の位置 | 37 | 第43図 | 中世掘立の分布 | 68 |
| 第24図 | 24次のグリッド設定 | 38 | 第44図 | 掘立010 | 69 |
| 第25図 | 24次の遺構配置 | 41 | 第45図 | 掘立011 | 70 |
| 第26図 | 24次の土層 | 42 | 第46図 | 掘立012 | 71 |
| 第27図 | 中世の屋敷地 | 43 | 第47図 | 中世の柱穴出土遺物 | 72 |
| 第28図 | SD001～003・009 | 45 | 第48図 | その他の溝 | 73 |
| 第29図 | SA001～008と門 | 47 | 第49図 | SX002 | 74 |
| 第30図 | SK001 | 49 | 第50図 | 包含層出土の遺物 | 75 |
| 第31図 | SK003 | 50 | 第51図 | 古代以前の遺構分布 | 77 |
| 第32図 | SE001 | 51 | 第52図 | SK013出土平瓦 | 78 |
| 第33図 | SE001出土遺物 | 52 | 第53図 | SK010・013 | 79 |
| 第34図 | SE001出土の桶(1) | 53 | 第54図 | SK002 | 80 |
| 第35図 | SE001出土の桶(2) | 54 | 第55図 | 掘立001 | 81 |
| 第36図 | 桶の底板(1) | 56 | 第56図 | SB004・005 | 82 |
| 第37図 | 桶の底板(2) | 58 | 第57図 | 北部建物群 | 82 |
| 第38図 | 木製容器の蓋 | 59 | 第58図 | 中央部建物群 | 83 |
| 第39図 | SE001下層出土木製品 | 60 | 第59図 | SB001・SK031 | 85 |
| 第40図 | SE001下層出土 結晶片岩の残片と砥石 | 65 | 第60図 | SB003 | 86 |
| 第41図 | 井戸石組み転用五輪塔(1) | 66 | 第61図 | SK012 | 87 |
| 第42図 | 井戸石組み転用五輪塔(2) | 67 | 第62図 | SK011 | 88 |
| | | | 第63図 | SK020・060 | 89 |

第IV章 来住庵寺29次調査

| | | | | | |
|------|--------------|----|------|-------|-----|
| 第64図 | 29次調査地と同郷状遺構 | 93 | 第69図 | ST001 | 101 |
| 第65図 | 29次のグリッド設定 | 94 | 第70図 | 溝の配置 | 102 |
| 第66図 | 29次の遺構配置 | 97 | 第71図 | SD004 | 103 |
| 第67図 | 29次の土層 | 98 | 第72図 | SB001 | 104 |
| 第68図 | 土坑の配置 | 99 | | | |

第V章 来住庵寺30次調査

| | | | | | |
|------|------------|-----|------|--------------|-----|
| 第73図 | 30次調査地の位置 | 109 | 第79図 | SD001～003(1) | 118 |
| 第74図 | 30次のグリッド配置 | 110 | 第80図 | SD001～003(2) | 119 |
| 第75図 | 30次の遺構配置 | 112 | 第81図 | SK003・008 | 120 |
| 第76図 | 30次の土層 | 113 | 第82図 | 一本柱列と柱穴 | 121 |
| 第77図 | 中近世の遺構分布 | 115 | 第83図 | SP4・SP7 | 122 |
| 第78図 | SK001出土瓦 | 116 | 第84図 | 水田の段差と石組み | 123 |

第VI章 来住庵寺31次調査

| | | | | | |
|------|------------|-----|------|---------------|-----|
| 第85図 | 31次調査地の位置 | 127 | 第91図 | SK004～006・008 | 135 |
| 第86図 | 31次のグリッド設定 | 128 | 第92図 | SK009・SP4・SP5 | 137 |
| 第87図 | 31次の遺構配置 | 131 | 第93図 | SD001 | 138 |
| 第88図 | 31次の土層 | 132 | 第94図 | SD002 | 139 |
| 第89図 | 墓の分布 | 133 | 第95図 | 掘立001 | 140 |
| 第90図 | SK001～003 | 134 | | | |

第VII章 総括

| | | | | | |
|------|-------------|-----|------|---------|---------|
| 第96図 | 主柱穴のみ遺存した建物 | 147 | 第97図 | 久米官衙遺跡群 | 151・152 |
|------|-------------|-----|------|---------|---------|

表目次

| | | | | | |
|-----|----------------|-----|-------|--------------|-----|
| 第1表 | 各調査の概要 | 1 | 第4表 | 24次の方形竪穴住居と倉 | 148 |
| 第2表 | 22次A地区の建物 | 33 | 報告書抄録 | 巻末 | |
| 第3表 | 桶の底板と木製容器の蓋の分類 | 114 | | | |

写真図版目次

巻頭図版

- 上 擬宝珠
(来住廃寺24次SE001下層出土)
- 下 金銅製釘隠鉤金具
(来住廃寺22次A地区西柢張区出土)

本文中写真

- 写真1 SE001出土ウラジロ
- 写真2 SE001出土榑突(1)
- 写真3 SE001出土榑突(2)

- 図版1 来住廃寺22次調査A地区
- 1 22次調査地A地区全景(北より)

- 図版2 来住廃寺22次調査A地区
- 1 中央部柱穴検出状況(北より)
 - 2 西柢張部調査状況(東北東より)

- 図版3 来住廃寺22次調査A地区
- 1 東柢張部と溝(北より)
 - 2 南部検出状況(北より)

- 図版5 来住廃寺24次調査
- 1 24次調査地と金堂基壇(南より)
 - 2 東部完掘状況(南西より)

- 図版6 来住廃寺24次調査
- 1 屋敷地北東部(北東より)
 - 2 瓦廃棄土坑と中世の柱穴群(北東より)

- 図版7 来住廃寺24次調査
- 1 SK001全景(南より)
 - 2 木棺内の状況(東より)

- 図版8 来住廃寺24次調査
- 1 井戸上部の石組み(東より)
 - 2 井戸の底と下部の石組み(真上より)

- 図版13 来住廃寺29次調査
- 1 29次調査地遠景(東北東より)
 - 2 調査区と墓地(東より)

- 図版4 来住廃寺22次調査A地区
- 1 SK001調査状況(北より)
 - 2 SK002調査状況(東より)
 - 3 上塚墓群調査状況(北より)
 - 4 南部土層堆積状況(北東より)
 - 5 現地説明会開催状況(北北東より)
 - 6 金堂基壇の見学(北東より)

- 図版9 来住廃寺24次調査
- 1 SK002(北東より)
 - 2 SB003柱穴中上器出土状況(南西より)
 - 3 墓作菜状況(南西より)
 - 4 井戸作業状況(北東より)
 - 5 瓦廃棄土坑作業状況(北より)
 - 6 現地説明会開催状況(北西より)

- 図版10 来住廃寺24次調査
- 1 中世の屋敷地出土遺物

- 図版11 来住廃寺24次調査
- 1 井戸出土遺物(1)

- 図版12 来住廃寺24次調査
- 1 井戸出土遺物(2)

- 図版14 来住廃寺29次調査
- 1 完掘状況全景(北より)
 - 2 SD001(東より)
 - 3 SP007検出状況(南より)
 - 4 作業状況(北より)
 - 5 ST001調査状況(南より)
 - 6 ST001出土上器

図版15 来住庵寺30次調査

- 1 30次調査地全景(北より)

図版16 来住庵寺30次調査

- 1 調査地遠景(北西より)
- 2 調査地全景(北より)

図版18 来住庵寺31次調査

- 1 31次調査地全景(北西より)
- 2 北部検出状況(西より)

図版19 来住庵寺31次調査

- 1 方形木棺墓群(西より)

図版17 来住庵寺30次調査

- 1 SK001全景(北より)
- 2 北壁西部水田造成土(南より)
- 3 列石001(西より)
- 4 列石002(西より)
- 5 SD003石組み(南より)
- 6 SP2礎板(南西より)

図版20 来住庵寺31次調査

- 1 SK006(西より)
- 2 SK005(南より)
- 3 SD001と農道(北より)
- 4 農道の断面(南東より)
- 5 墓の作業状況(東より)
- 6 調査区と基壇遠景(南より)

第I章 はじめに

第1節 報告書刊行に至る経緯

松山市では、昭和63年(1988年)より、国庫補助を受けて、個人住宅の建設や中小零細開発に伴う発掘調査(以下、本発掘調査という)及び重要遺跡の保護のための遺跡の範囲と性格を確認する調査(以下、重要遺跡確認調査という)を実施している。平成17年度以降は、それまでの埋蔵文化財センター職員を招聘して調査にあたる形から、史跡指定地内を除く発掘調査業務を財団に委託する形に改め、平成18年度からは、出土物整理作業についても同様に実施することとした。以後、報告書の作成については、整理作業を実施した年度に埋蔵文化財センターの執筆・編集で行われることとなっている。また、国庫補助事業によって調査を実施したものの報告書の刊行が実現していない発掘調査報告書について、平成18年以降、順次、同センターに委託して作成することとなった。

本書にて報告する5件の発掘調査は、平成5年度から16年度にかけて、市内来住町において実施した国庫補助事業による重要遺跡確認調査である。これら5件の発掘調査の基礎的な整理作業については、各調査年度から翌年度にかけて他の現場作業と並行して実施したが、本書作成のための出土物整理作業についても国庫補助を受けて、平成20年度に財団に委託して実施した。本書の刊行主体は松山市教育委員会である。

5か所の調査は、久米官衙遺跡群¹の中核を成す回廊状遺構²と来住廃寺金堂基壇³の南側区域にて実施され、いずれも、国の史跡である久米官衙遺跡群の南端ないしその外縁に近接している。そのため、来住廃寺の領域の問題を解決する上で重要な区域に立地すると認識されており、重要遺跡確認調査として発掘調査が実施されたものである。

なお、本書の刊行をもって、回廊状遺構南辺ならびに来住廃寺の金堂基壇よりも南の当該区域における主要な発掘調査の報告が出揃う形となる。本書においては、各調査地ならびに当該区域の持つ特性をより明確にするため、5件の調査成果を分冊とせず、一体のものとしてまとめることとしたものである。

| 名称 | 調査期間(平成) | 面積(m ²) | 担当 | 年報No |
|--------------|------------------|---------------------|-------|------|
| 来住廃寺22次調査A地区 | 5年11月15日～6年3月31日 | 約257 | 橋本・相原 | VI |
| 来住廃寺24次調査 | 6年11月1日～7年3月31日 | 約408 | 橋本・相原 | VII |
| 来住廃寺29次調査 | 15年4月14日～同年6月23日 | 約231 | 田内・藤田 | 16 |
| 来住廃寺30次調査 | 15年7月7日～同年11月6日 | 約400 | 田内・藤田 | 16 |
| 来住廃寺31次調査 | 16年8月17日～同年12月3日 | 約800 | 橋本 | 17 |

第1表 各調査の概要

第2節 組 織

各調査とも、調査実施年度から翌年度にかけて、概要報告文書や調査年報作成のための基礎的な整理作業を行っているが、本書の刊行に向けた具体的な作業については平成20年度に国から補助を受けて財団へ委託し、埋文センターにて実施した。

以下、本書の編集を行った平成20年度と刊行時の組織に加えて、松山市が組織する当遺跡群に関する委員会の概要を記す。なお、個別の調査組織については、章ごとに提示する。

(1) 整理組織

整理組織(平成20年4月1日時点)

松山市教育委員会

| | | |
|-------|-------|-------|
| | 教 育 長 | 土居 貴美 |
| 事 務 局 | 局 長 | 石丸 修 |
| | 企 画 官 | 仙波 和典 |
| | 企 画 官 | 古鎌 靖 |
| | 企 画 官 | 岸 紀明 |
| 文化財課 | 課 長 | 家久 則雄 |
| | 主 幹 | 森 正経 |
| | 主 幹 | 森川 恵克 |

財団法人松山市生涯学習振興財団

| | | |
|-----------|-------------|-------|
| | 理 事 長 | 中村 時広 |
| 事 務 局 | 局 長 | 吉岡 一雄 |
| 埋蔵文化財センター | 所 長 | 丹生谷博一 |
| | 次 長 | 折手 均 |
| | 次 長 | 重松 佳久 |
| | 調査担当リーダー | 栗田 茂敏 |
| | (整理編集)主 任 | 橋本 雄一 |
| | (写真担当)調 査 員 | 大西 朋子 |

刊行組織(平成21年4月1日時点)

刊行主体 松山市教育委員会

| | | |
|-------|-------|-------|
| | 教 育 長 | 山内 泰 |
| 事 務 局 | 局 長 | 藤田 仁 |
| | 企 画 官 | 古鎌 靖 |
| | 企 画 官 | 青木 茂 |
| 文化財課 | 課 長 | 家久 則雄 |
| | 主 幹 | 森 正経 |
| | 副 主 幹 | 三好 博文 |

編集組織 財団法人松山市生涯学習振興財団

| | | |
|------------------|-------------|-------|
| | 理 事 長 | 中村 時広 |
| 事務局長兼松山市考古館館長 | 松澤 史夫 | |
| 埋蔵文化財センター所長兼総務課長 | 白石 修一 | |
| | 次 長 | 折手 均 |
| | 次 長 | 重松 佳久 |
| | 調査担当リーダー | 栗田 茂敏 |
| | (校正担当)主 任 | 橋本 雄一 |
| | (写真担当)調 査 員 | 大西 朋子 |

(2) 史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会を組織している。

ただし、来住庵寺22次A地区の調査が実施された平成5年当時は、まだこの委員会は組織されてい

かった。委員会の設置は平成8年のことで、設置当初の名称は、史跡来住庵寺跡調査検討委員会であった。同16年8月の第11回委員会以降、史跡名称が変更されたことを受けて現在の名称に変更している。

来住庵寺22次A地区⁴ならびに24次⁵の調査成果については、平成8年の第1回委員会以降の審議に反映させた。29次⁶と30次⁷については、平成16年8月6日開催の第11回委員会において、さらに31次⁸は、同17年3月25日の第12回委員会の際に調査結果の報告を行っている。

平成8年度、同16年度、同21年度における委員構成は以下の通り（順不同・敬称略、所属等は当時）。

平成8年度

- 委員長 下條 信行（愛媛大学法文学部 教授 考古学）
 副委員長 松原 弘宣（愛媛大学法文学部 教授 古代史）
 委員 阿部 義平（国立歴史民俗博物館考古研究部 教授 考古学）
 委員 上原 真人（京都大学大学院文学研究科 教授 考古学）
 委員 松本 修自（東京国立文化財研究所 室長 建築学）
 委員 山中 敏史（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 室長 考古学）
 委員 景浦 勉（松山市文化財専門委員 委員長）
 委員 村上 好春（愛媛県教育委員会文化財保護課 課長）

平成16年度

- 委員長 下條 信行（愛媛大学法文学部 教授 考古学）
 副委員長 松原 弘宣（愛媛大学法文学部 教授 古代史）
 委員 阿部 義平（国立歴史民俗博物館考古研究部 教授 考古学）
 委員 上原 真人（京都大学大学院文学研究科 教授 考古学）
 委員 岡村 道雄（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
 平城宮跡発掘調査部 部長 考古学）
 委員 前園実知雄（奈良芸術短期大学 教授 考古学）
 委員 山中 敏史（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
 埋蔵文化財センター遺跡調査技術研究室 室長 考古学）
 委員 池川 孝文（愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化財保護課 課長）

平成21年度

- 委員長 下條 信行（愛媛大学名誉教授 考古学）
 副委員長 松原 弘宣（愛媛大学法文学部 教授 古代史）
 委員 上原 真人（京都大学大学院文学研究科 教授 考古学）
 委員 山中 敏史（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 考古学）
 委員 岡村 道雄（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員 考古学）
 委員 前園実知雄（奈良芸術短期大学 教授 考古学）
 委員 大林 潤（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
 都城発掘調査部遺構研究室 研究員 建築学）

第3節 立地と歴史的環境

(1) 遺跡群の立地

米住廃寺⁹を含む史跡久米官衙遺跡群¹⁰は、高縄山系の山々の麓に程近い松山平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する。

平野のほぼ中央を東から西へ流れる重信川が、当平野における最大規模の河川である。松山平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高縄山系に源を発した支流の石手川によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大型特殊建造物群¹¹が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜¹²を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺遺跡群¹³は、石手川の支流である小野川と、桑原地区との境を画する川附川に挟まれた区域に立地する。7世紀に至ると、松山平野における政治的中心は、小野川をさらに遡った別の支流である堀越川の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心域を形成するに至る。



図1 遺跡群の位置

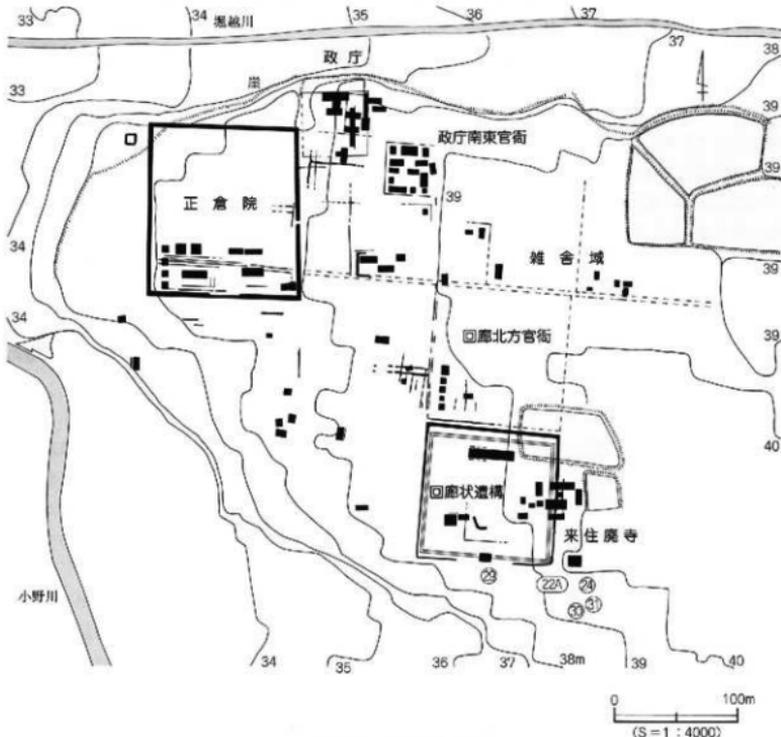
(S111-25000)

(2)遺跡群における調査地の位置

久米官衙遺跡群は、小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点の北に広がる微高地上に立地している。北部には政庁¹⁴や正倉院¹⁵、微高地南辺には、当遺跡群を代表する方1町規模の官衙施設である回廊状遺構や白鳳期の寺院址である米住廃寺などが立地する。

本書にて報告する5つの調査地は、いずれも、遺跡群の南縁部にあたる米住廃寺金堂基壇南東部から回廊状遺構の門¹⁶の南正面に位置している。金堂基壇南辺と回廊状遺構南面を結ぶ位置には、現在、東西に農道が通っており、基壇南辺は削られて礎石の一部が斜面に露出した状態になっている。米住廃寺24次と22次A地区、29次の各調査地の敷地北辺は、いずれもこの農道に接している。

東西方向の農道を境にして、基壇が位置する北側と南側では地形が大きく異なる。農道付近は南に向かって下る地形の傾斜がきつくなる場所にあっており、現況の水田耕作面の水準も、北に比べて南で大きく下がる。さらに南に位置する30次と31次付近は、現在の国道11号線付近にかつて存在した低地部に向かって一層地形が低くなる微高地の縁辺部にあっている(第4図)。



第2図 官衙施設の配置

(3) 回廊状遺構および金堂基壇周辺における調査の状況

前述の通り、5つの調査地はいずれも、遺跡群の主要施設が展開する微高地の縁辺部から斜面部にかけて立地している。第3図に、調査地周辺の遺跡群南部における過去の調査成果をまとめた。特に、本書の課題となる中世から近世にかけての成果を中心として表示している。

遺跡として認識され、実際に顕著な遺構が確認されている区域は、微高地の縁辺部につけられている国道11号線付近を南限とする。回廊状遺構南方の小野川北岸に至る低地部においても中近世の遺跡が確認されているが、遺構遺物の密度は高くない(来住町遺跡14次¹⁷⁾)。ただし、国道の南側であっても、金堂基壇から東南東におよそ300mほどの地点において、自然流路沿いに古墳時代後期の集落が確認された区域がある。米住町遺跡7次調査地¹⁸を中心とするこの区域は、回廊状遺構等が立地する西の主要部との間に谷状の地形を挟んだ別の尾根筋にあたるものとみられる。この浅い谷状の地形は、古代の小銀冶炉群が検出された来住町9次¹⁹の東部を西限とする幅約100mほどにわたって南北に位置しており、遺構や遺物の密度が比較的低い状況が確認されている。これまでのところ久米官衙遺跡群の主要部は、この南北の低地部を東限とするものと理解されている。

調査地に程近い場所では、31次のすぐ東隣で検出された弥生時代前期末から中期初めころの壕の存在が特に重要である(第3図)。

壕は11号線建設に先立つ調査²⁰の際にも2条検出されていることから、この付近に多重の環壕が存在したことが知られている。壕が見つかったいる米住庵寺20次²¹と本書にて報告する同31次の調査地間には約1.7mの地形の段差があり、この部分には深く掘り下げられた水路が存在する(第85図)。西寄りの31次以西の現況の地形がその北や東に比べて極端に低い原因のひとつは、後述するように水田開発に伴う地下げにあることは明らかではあるが、20次側との標高差のすべてを説明可能なわけではなく、この部分にある程度の自然地形の変化を認めざるを得ないものと考えている。31次と30次付近は元々周囲に比べて1段低い地形が広がっており、北に隣接する24次で検出された弥生時代から古墳時代の集落や東の環壕は、この低地部に面した高台の縁辺に立地したものと理解されるのである。遺跡群の中核を成す微高地が現在の国道付近まで舌状に張り出した部分に、弥生時代の環壕が設けられているのである。

5つの調査地から多少距離はあるが、金堂基壇の北東約100m付近の地点にて、中世と考えられる大規模な総柱の建物群が見つかった(第3図、来住庵寺17次・21次²²)。柱穴から中世土器の破片が1点出土したことから、古代の官衙関連遺構ではないかとする見方は成立しないとされているが、断片的な情報しか得られていないため、証の多い遺構のひとつである。本書にて報告する5調査の主眼が中近世以降に置かれることから、来住庵寺17次で検出されたこの建物群に関する評価は、付近一帯の当時の景観を考える上で極めて重要であるので、今後の進展に期待したいところである。

なお、この来住庵寺17次を含む耕作地に関して、民間の業者から宅地造成の開発申請が提出されており、平成21年12月時点で、本格調査に向けて準備が進められている。住宅地に付けられる道路部分に限定した本発掘調査となる見通しである。平成22年1月に着手し、21年度中に終える予定であることから、本書の刊行と前後して一定の結論を出すことができるのではないかと注目している。

このほかにも、調査地周辺の状況を考える上で重要な成果が国道11号線の沿線における調査の際に得られていることから、引き続き説明する。

(4) 来住廃寺15次調査地と国道11号線関連の調査区

各調査地における成果を地形ならびに後世の開発の歴史と合わせて理解するにあたって重要な所見が、国道11号線²²の建設に先立つ3か所の調査区と、回廊状遺構の南正面、国道の沿線に位置する来住廃寺15次調査²³にて得られている(第4図)。

15次調査は、平成3年に発掘調査が行われ、標高が高い北西部で江戸時代初頃の墓地²⁴、微高地縁辺部外側にあたると考えられる南の3区下段と呼ばれる区域では、低湿地から古代以前の木製品がまとまって出土した。15次とその南の来住Ⅱ(R11-7)と呼ばれる調査区の間には低地が存在することから、小野川の旧流路ではないかとの想定もされている。木製品²⁵はこの谷状の低地部から、来住廃寺の瓦²⁶や大量の弥生土器とともに出土していることから、この谷が長い間にわたってゴミ捨て場として利用されてきたものと考えている。

15次3区の南に位置する来住Ⅱ(R11-7)においては、調査区の北東角付近は地形が低く、南西部で標高が高い状況が判明している。北東角で地形が北へ下がる状況は、前述の15次3区の地形に対応したものと考えられ、この低地は東隣の来住Ⅲ(R11-8)に続いている。来住Ⅲ(R11-8)は、調査区全体が自然流路の中に位置する状態で、遺構が全く検出されない状況であったという。

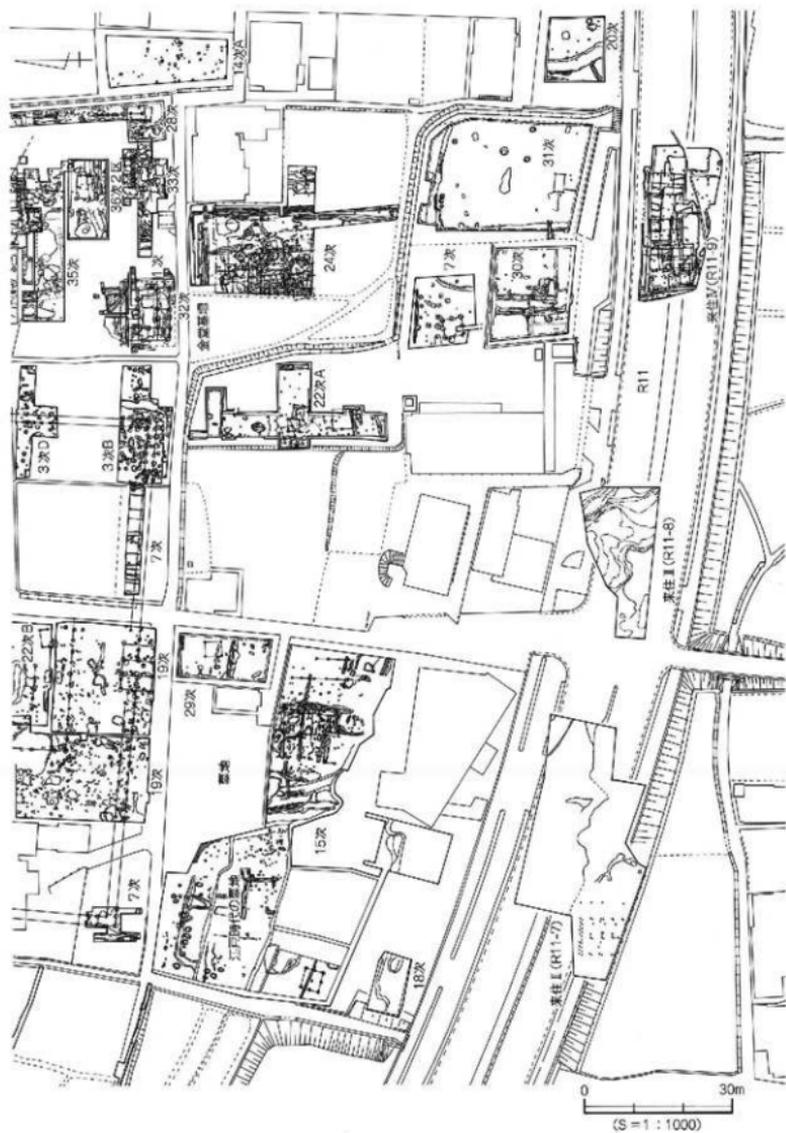
来住Ⅱ(R11-7)では、標高が高い調査区の南西寄りに大型の総柱建物と一本柱塀が検出されている。正確な規模と時期は明確でないが、中世を上限とするものと考えられている。15次3区の谷状の低地部と建物との関係は不明であるが、仮に低地部が埋まっていたものとしても、来住Ⅱの建物付近の標高は、回廊状遺構の門の正面付近と比較して低かったものと考えられる。来住Ⅱの建物は、微高地落ち際の地形を背にする場所に建てられているのである。

国道関連の調査でさらに1か所、中世以降の建物が確認されている調査区がある。来住Ⅲ(R11-8)の東約60mに位置する来住Ⅳ(R11-9)である。

来住Ⅳ(R11-9)では、計5棟の掘立柱建物が検出された。いずれも南北棟で、このうちの少なくとも2棟については、2間四方の身舎の妻側に1間幅で廂もしくは下屋と考えられる部分が付加されている。これらについても、所属時期等の詳細は不明確であるが、本書にて報告する24次で検出された中世の尿敷地を構成する建物(第44図ほか)と形態がよく似ていることから注目している。似ていると言っても、柱穴の規模や柱間の設定の仕方など、両者の間には相違点も認められることから所属時期を含めて詳細な比較検討を行う必要があるのだが、報告書に掲載されている記録の精度に問題があるため、注意を必要とする。来住Ⅳ(R11-9)を含む国道11号線関連の調査では、報告書に提示されている各種遺構図面の縮分に誤り²⁸があったり、ほとんどの調査区においてその正確な位置が定かでないといった不備が認められるのである。

これまでの整理作業では、報告書に掲載されている写真記録等を基にして、おおよその調査区の位置を決めてきたのが実態である。来住Ⅳ(R11-9)については、平面図の貼り込み作業を行った当初から調査区の外周線が現況の国道の幅から南北にはみ出す状況であった。この問題については、今回の整理作業の結果、報告書に提示された縮分に誤り²⁸があり、過去に行った作業時の図面が大きすぎたために生じた間違いであることが明らかとなったため、平面図を修正することとした。

第4図はその改定版である。よって、当該箇所付近について提示した既刊の報告書や年報の図は誤りで、本書にて訂正するものである。

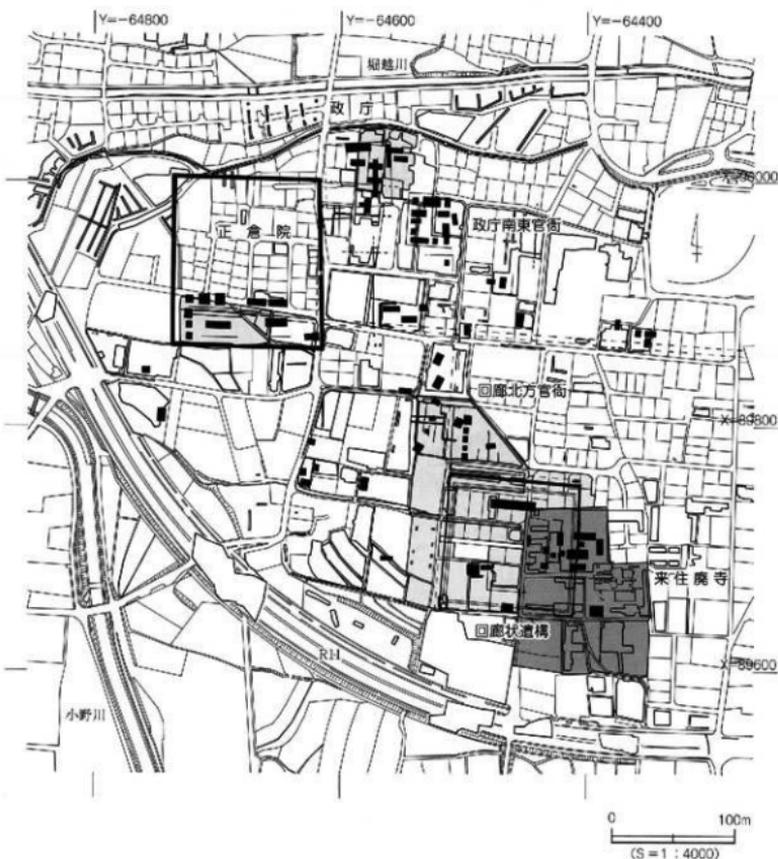


第4図 来住鹿寺15次調査地とその周辺

(5) 史跡指定地との関係

5 調査地のうち22次A地区と24次の2か所については、昭和54年(1979年)の史跡来住廃寺跡の指定当初から指定区域に含まれていた地点である。調査着手時点で、22次A地区は公有化を終了していたが、24次は未買収で水田として利用されていた。

このほかの3地点の敷地は、いずれも史跡来住廃寺跡の指定範囲に接するか近接する場所に位置している。なお、29次の北に接する回廊状遺構西部を中心とする区域については、平成15年(2003年)8月に、国の史跡として新たに指定された²⁹。これは、以前から指定されていた史跡来住廃寺跡に加える形

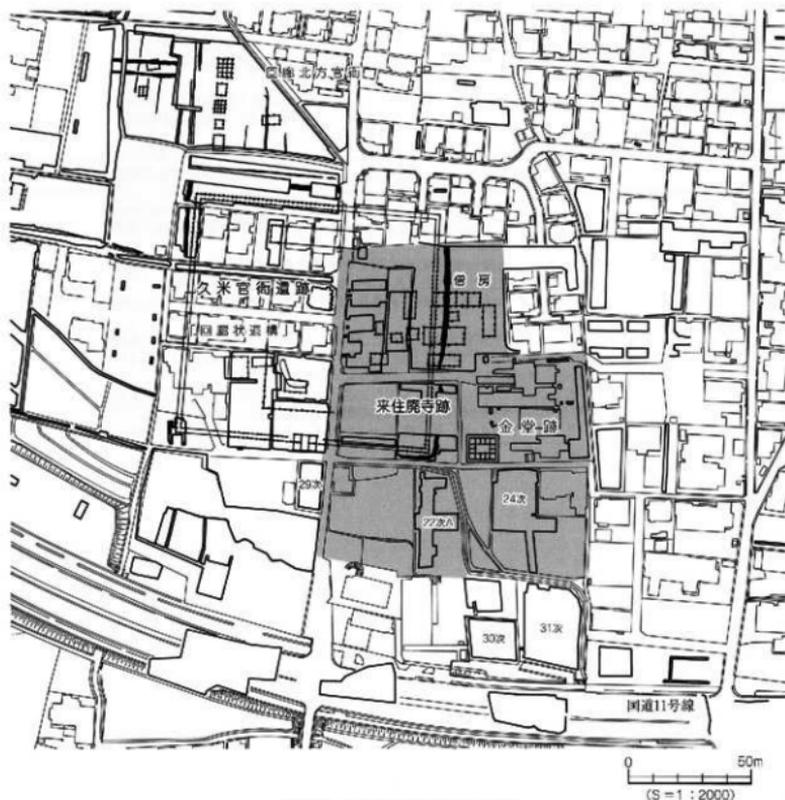


第5図 史跡指定範囲

で実現したものである。主要な官衙が立地する3地区の土地について久米官衙遺跡の名称で来住廃寺の領域に追加することによって、今日の「史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」が成立している。

その後、24次の敷地は平成12年度までに公有化を完了している。指定地外の29次については、現在、農業用倉庫が建てられているが、遺構は保護されている。30次と31次については、その後、商業施設立地のために造成工事が行われたが、国道11号線の路面付近までかさ上げを行ったことから、遺構は保護されているものとみられる。なお、これら3地点とも、工事に際しては通常通りの行政上の措置が取られている。

なお、各調査の終了時には、遺構に粉塵を除去した採石砂(山砂)等を少量投入することによって、遺構保護に努めるとともに、将来的な再調査に備えている。



第6図 史跡指定区域と各調査区

注

- 1 橋本 雄一 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係は発行機関等を一部省略）
- 2 橋本 雄一 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』2 松山市文化財調査報告書114 松山市教育委員会ほか
- 3 岸見 泰宏 2006 『米住庵寺32次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報 18 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
- 4 橋本 雄一 1994 『米住庵寺22次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報Ⅶ 松山市教育委員会ほか
- 5 橋本 雄一 1995 『米住庵寺24次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報Ⅷ 松山市教育委員会ほか
- 6 田内真由美 2004 『米住庵寺29次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報 16 松山市教育委員会ほか
- 7 出内真由美 2004 『米住庵寺30次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報 16 松山市教育委員会ほか
- 8 橋本 雄一 2005 『米住庵寺31次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報 17 松山市教育委員会ほか
- 9 小笠原好彦 1979 『米住庵寺』松山市文化財調査報告書12 松山市教育委員会・松山市文化財協会
- 10 橋本 雄一 2009 『愛媛県久米官衙遺跡群』『日本古代の都府遺跡』桑里制・古代都市研究会編 株式会社雄山閣
- 11 橋本 雄一 2010 『梅味四反地遺跡-17次-18次調査-』松山市文化財調査報告書139 松山市教育委員会ほか
- 12 桑原地区の三島神社古墳、経石山古墳、久米地区西部のニツ塚古墳、同中央部のタンチ山古墳、南部の波賀部神社古墳、東部の粟佐池古墳と播磨塚天神山古墳があげられる。
- 13 福音小学校構内遺跡と筋遺跡を中心とする弥生時代から古墳時代後期の大規模な集落遺跡。
- 14 橋本 雄一 2009 『久米高畑遺跡-1次-7次調査-』松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか
- 15 橋本 雄一 2008 『米住・久米地区の遺跡Ⅶ』平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～久米高畑遺跡65次調査・久米高畑66次調査・米住町遺跡14次調査 松山市文化財調査報告書121 松山市教育委員会
- 16 宮内慎一編 1996 『米住庵寺-第19次調査-』松山市文化財調査報告書56 松山市教育委員会ほか
- 17 前掲注15文献。
- 18 橋本 雄一 1996 『米住町遺跡7次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報Ⅷ 松山市教育委員会ほか
- 19 政木 和人 2001 『米住町遺跡9次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報 12 松山市教育委員会ほか
- 20 米住Ⅴ(R11-11)A区。注24文献。
- 21 梅木謙一編 1994 『米住庵寺20次調査地』『米住・久米地区の遺跡Ⅱ』米住庵寺18-20次・久米窪田森元3次松山市文化財調査報告書44 松山市教育委員会 財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
- 22 西尾 幸則 1993 『米住庵寺21次調査地』松山市埋蔵文化財調査年報Ⅳ 松山市教育委員会ほか
- 23 古木 弘・坂本 安光 1981 『一般国道11号松山東道路関係遺跡埋蔵文化財調査報告書Ⅱ 愛媛県教育委員会・愛媛県埋蔵文化財調査センター
- 24 西尾 幸則 1993 『米住庵寺跡第15次調査報告書』松山市文化財調査報告書34 松山市教育委員会ほか
- 25 隅丸長方形の土坑墓を19基検出した。近世初頭の肥前系陶器が副葬されている。
- 26 薪串、木簡状木製品、下駄、容器、木鏝、木桶、横軸、網台、経巻具、巻物のほかに建築部材の一部、1000個を超える数の桃核も出土している。
- 27 寺院建立以前の官衙で用いられた卑弁十葉蓮華文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦、創建瓦のひとつである法隆寺式の複弁八葉蓮華文軒丸瓦に加えて、奈良時代に瓦屋敷の葺き替えに用いられたと考えられている重面文軒丸瓦と複弁四葉蓮華文軒丸瓦、平安時代の複弁六葉蓮華文軒丸瓦など、多様な瓦が出土している。
- 28 40分の1と提示されている縮分は、正しくは100分の1よりも若干小さい数値が正しい。建物の規模の再検討を行う場合には、正確な縮分が判明したことから支障ないが、方位の問題は解決しない。
- 29 西廊状遺構西部とその北、正倉院と政庁の各一部計3か所を久米官衙遺跡として指定。平成15年8月27日付文部科学省告示第140号。

第Ⅱ章 来住廃寺22次調査A地区

第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1)経緯

平成5年度の重要遺跡確認調査は、前年度までの伽藍地東限を特定する一連の調査にかわって、南限を特定することを目的として実施することとなった。

前年度は、史跡来住廃寺跡の指定区域の北東に位置する水田において来住廃寺21次調査を行ったが、当初期待された伽藍地の東限を確認するには至らなかった。この場所には、第1章で述べた中世の掘立柱建物群が展開しており、寺院関連遺構は検出されなかった(第3図)。この結果を受けて、東限の確認についてはいったん保留し、それまで本格的な調査が行われてこなかった来住廃寺金堂基壇より南の区域において、南限の特定を目指すことになったものである。調査の後半には、回廊状遺構に関する別の調査(B地区)を並行して行うこととしたため、これと区別して、この調査区を22次A地区と呼ぶことにした。

金堂基壇南面区域では、基壇の南約100mを東西に通る国道11号線の建設に先立って、昭和51年から52年にかけて、事前の発掘調査が行われたことがある。ただし、これらの調査では、自然の谷状の低地部に隣接して中世を上限とする掘立柱建物群が2か所で検出されたものの、古代の寺院関連の遺構は全く確認されていない(第1章)。この結果については、金堂基壇からの約100mという距離が遠すぎることに加えて、調査でも明らかにされたように、寺が造営された地点と比較して地形が大幅に低くなる微高地の縁辺部に該当する立地条件に由来するものと理解されてきた。

以上の経緯を受けて、平成5年度に伽藍地南限の特定を目指して計画されたこの調査は、史跡指定地内で公有化を完了している区画を対象として実施されることになり、基壇の南西に隣接するこの敷地が選ばれた。

発掘調査は、平成5年11月15日(月)を初日として、重機による造成土の掘削をもって着手された。

(2)調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

- 平成5年11月15日(月) 重機による掘削に着手する。南部は中近世の包含層。16日に終了。
- 11月18日(木) 作業員による周辺整備に着手。資材と備品を搬入し、基準杭を打設する。
- 11月22日(月) 遺構確定作業と排水トレンチの設定。平板測量に着手。
- 11月24日(水) ローリング・タワーを使用して、遺構の検出写真を撮影する。撮影終了後、南部の水田造成土と判断した箇所について掘り下げに着手する。
- 12月4日(土) この日までに大半の土坑と溝の調査を終える。平面図作成を継続。

- 12月6日(月) 北部から中央部の完掘写真と南部の検出写真を撮影する。
- 12月9日(木) 中央で検出された4基の柱穴について、東西に続く回廊の柱穴ではないかと想定し、調査区を拡張する必要性を検討する。
- 12月14日(火) 重機による調査区の拡張準備に着手。排土の移動を行う。
- 12月16日(木) 拡張終了。遺構面精査の結果、問題の4本柱は東へ続かないことが確定。
- 12月24日(木) 拡張部分も含めて検出平面図の作成を終える。年内の現場最終日。
- 平成6年1月5日(水) 現場仕事始め。拡張部の土層図作成を再開。B地区の掘削準備に着手。
- 1月11日(水) 拡張部の遺構について平面図の作成を終了する。水準の記入に着手。
- 1月14日(金) B地区の遺構検出写真とあわせて完掘写真を撮影し、実質的に終了する。
- 2月24日(木) B地区の完掘写真を撮影する。文化庁西田調査官、県教委大瀬課長視察。
- 2月28日(月) 平面図の補足作業と保護砂の用意。現地説明会の準備を継続。遺物洗浄。
- 3月5日(土) 14:00～15:00、現地説明会を開催。一般参加者約110名。夕方、神戸市職員4名が視察。
- 3月10日(木) 保護砂の投入を完了するが、雨が多くB地区の保護砂はこの日から着手。
- 3月14日(月) 重機による埋め戻し作業を終了する。遺物の洗浄と注記作業を継続。
- 3月18日(金) 人手で石を拾って最後の整地作業。撤収準備をはじめめる。図面整理継続。
- 3月31日(木) プレハブ事務所を解体し、センターへ撤収。調査地と史跡指定地の環境整備を終えて各種書類と概要報告を提出する。

整理日誌抄録

- 平成6年4月～5月 『年報VI』掲載図面と原稿の作成。基礎的な整理作業を継続する。
- 平成6年10月23日(日) 松山市考古館開館5周年記念特別展シンポジウム「古代の役所」開催。
- 平成11年3月31日ころ 久米官衙遺跡群全域の遺構図のデジタル入力を終える。
- 平成18年3月31日ころ 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行。22次調査の成果も盛り込む。
- 平成20年4月1日(火) 平成20年度国庫補助出土物整理作業の一環として、本書掲載の5調査の報告書作成に向けた作業を財団に委託する。遺物実測図の作成等。
- 平成21年3月31日(火) 概要報告等関係書類を提出して前掲事業を終了、報告書のレイアウトを確定する。写真原稿の最終的な準備は8月に完了。
- 平成21年12月17日(木) 入稿。
- 平成22年2月27日(土) 本書の刊行。後日、掲載遺物の最終的な収納を行う予定。



第7図 22次A地区と回廊状遺構

第2節 調査組織と調査の方法

(1) 調査組織

調査組織(平成5年11月15日時点)

調査主体 松山市教育委員会

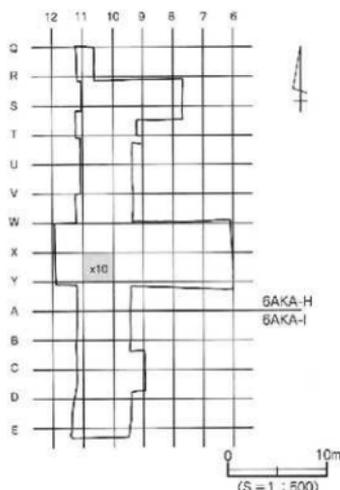
| | |
|----------|-------|
| 教育長 | 池田 尚郷 |
| 生涯教育部 部長 | 渡辺 和彦 |
| 次長 | 三好 俊彦 |
| 文化教育課 課長 | 松平 泰定 |
| 課長補佐 | 中矢 正幸 |
| 第二係長 | 小池 秀雄 |
| 主任 | 重松 佳久 |
| 主任 | 宮崎 敦 |

調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財団

| | |
|--------------|-------|
| 理事長 | 田中 誠一 |
| 事務局 局長 | 渡辺 和彦 |
| 次長 | 一色 正士 |
| 埋蔵文化財センター 所長 | 河口 雄三 |
| 次長 | 田所 延行 |
| 調査係長 | 田城 武志 |
| (調査担当)調査員 | 橋本 雄一 |
| (調査担当)調査員 | 相原 秀仁 |
| (写真担当)調査員 | 大西 朋子 |

(2) 測量の基準

22次A地区の調査段階は、今日のように世界測地系や旧国上座標に基づき基準点の設置を行っていない。基準点の打設にあたっては、史跡指定地として公有化済みの米住庵寺2次調査地内に設置された30m間隔の2本のコンクリート杭を用いて、開放トラバース的な方法によった。したがって大きな誤差を含んでおり、調査後に確認したところ、最大で30分前後のずれを生じているものとみられる。



第8図 22次A地区のグリッド設定

グリッドは3m四方で配置し、第8図に示す呼称を用いた。これは、米住庵寺3次調査以降に付近における発掘調査の際に使用してきた座標系に基づくもので、前述の30m間隔の基準杭はこれに基づいている。遺物の取り上げの際には、可能な限りこのグリッドによった。

水準についても大きな誤差が生じている。その理由は、第136集でも述べたとおりで、近年の測量成果に照らして0.35m前後高くなっている。この間違いは、補足的に座標値を利用した米住庵寺23次調査以前のすべての調査について生

じているので注意を要する。

基壇の北にあった旧長隆寺山門脇に打設されていた水準杭のレベルを早い段階に確認すれば解消する問題ではあったが、長隆寺境内の史跡用地としての公有化に伴う寺の移転工事によって、平成11年の時点で失われてしまっている。水準の問題に気付いたのは、それ以降の平成14年ころであったので、この問題は再調査しない限り解決しない状況に置かれているのである。ただし、平成20年に行った検討によると、平成元年前後に周辺で行われた複数の調査を比較した場合、現在基準としている水準と比べた時の比高差には、調査地点によってプラス0.25～0.45mものばらつきが認められ、その数値は一定ではなかった。これは、調査ごとの誤差が含まれるだけでなく、第136集でも触れたとおり、長隆寺の水準点以外の基準を使用した場合があったことを示唆している。このような事情から、この時期の調査に対して一律に水準を補正することはできないのである。

以上述べた事情から、22次調査については、調査の際に使用した基準に基づく事実上任意の水準で報告せざるを得ない。この事情は、24次調査においても同様であるが、本書に掲載するこのほかの3調査については、いずれも旧国土座標第IV座標系に基づく基準点測量が実現していることから問題はない。

(3)遺構の保護

調査の終了時に、遺構と地山面に砂を投入することによって遺構の保護を行っている。調査当時、調査地は史跡指定地として既に買収済みで水田に戻す必要がなかったことから、海砂(洗砂)を使用したと記憶している。史跡指定地であることから、その後も遺構は完全に保護されている。

(4)凡例

- 1 本章における報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報VI(平成6年刊行)』に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとす。
- 2 遺構の種別は略号で示した。竪穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、性格不明遺構：S X、掘立等ならびの判る柱穴：Pなどである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一した。石器や鉄器については、1/2、1/4のものがある。遺構図は1/25、1/50、1/100を基本とした。
- 4 本章の個別の遺構図面に示した方位は、先に報告した事情から事実上任意で設定した座標北を真北に補正したものである。水準についても、前述の通り今日使用している世界測地系2000に基づくものとは異なっている。
- 5 基本上層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1989年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を白色で注記し、番号順に収納している。未掲載分については、黄色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

第3節 調査成果の概要と層位

(1) 成果の概要

宋住庵寺と重複して立地する代表的な官衙施設である回廊状遺構東辺の南延長線上、金堂基壇のすぐ南西の史跡指定地内の一角において重要遺跡確認調査を行った。この場所は、寺の南に中門が存在したならば、それに取り付く何らかの閉塞施設が位置する可能性があると思定されたが、該当する遺構は確認されなかった。中世以降の水田造成に伴う地下げによって各時代の遺構は大幅に削平を受けていたもの、中世の遺構以外に古墳時代の建物跡や土坑も一定程度は遺存していた。

中近世の遺構では、南部で検出された土坑墓と想定されているSK004～006が注目される存在である。SK005出土の土師器羽釜2の存在から、14～15世紀ころのものと考えられる。本書で報告するほかの調査地においても、中近世の様々な形態の墓が見つかるが、地点ごとにその時期や形状に違いが認められることから、数基ないし5、6基程度で構成される小規模な墓の群が、散漫に点在する情景を想定している。

このほか、東拡張部に検出のSD003については、すぐ東に位置する現在の水路の原形となった遺構であると考えている。この場所は、標高の高い北東の24次調査地の水田と比べて地山面で約0.8m低くなっており、現在の水路は、この段差に沿って設けられている。標高が低い西または南寄りに設けられた水路が、現代に至るまでの間に若干東あるいは北の標高が高い側を掘削して付け替えられている状況を読み取ることができる。後述する31次調査地の東から北辺の水路についても同様の現象として捉えることが可能で、水田開発に絡む用水の確保の一端を示すものと評価している。

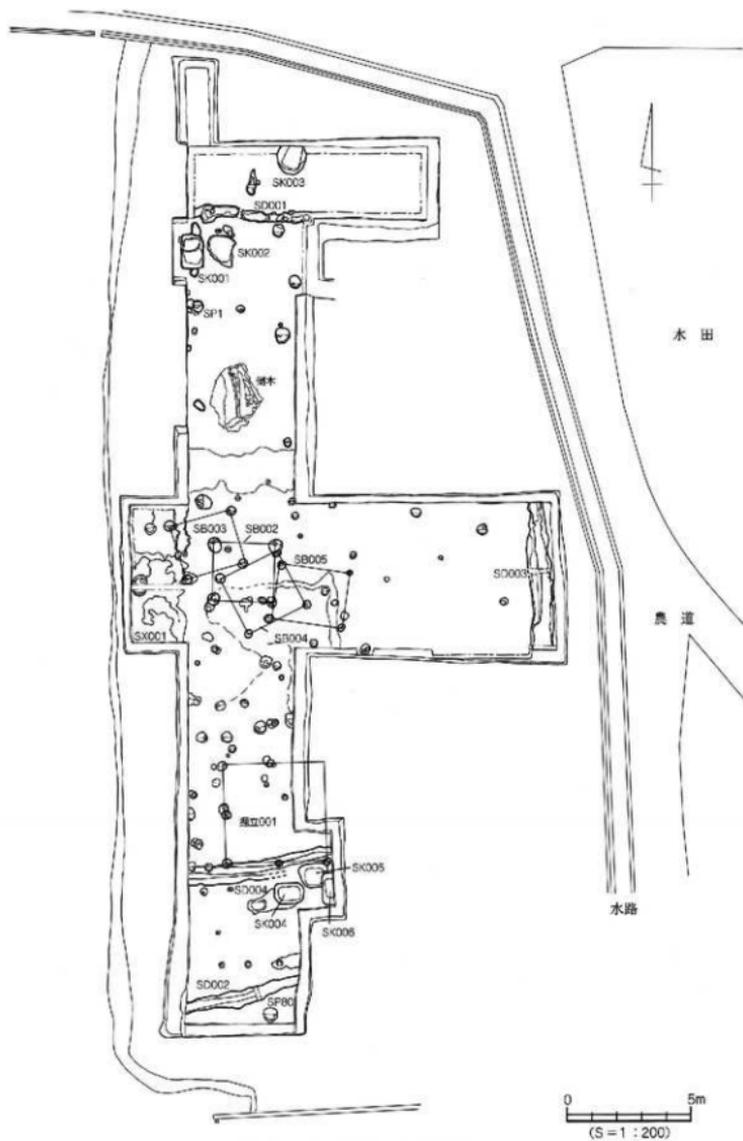
古代以前に遡る遺構としては、調査区の中央部で検出された古墳時代の堅穴住居4棟に伴う4本一組の主柱穴の残骸のほか、南部に掘立柱建物もしくは壁立式の堅穴建物の柱穴だけが遺存したと考えられるもの(掘立001)が1棟確認されている。本書にて報告する5現場のうち、30次を除く4調査地で柱穴だけが遺存した建物跡が確認されていることから、これらに対する評価付けが本書における共通の課題となっている。

出土遺物としては、西拡張部の浅い掘り込み(SX001)から出土した金銅製の飾金具6が重要である。12世紀ころを上限とする可能性が指摘されており、宋住庵寺の存続期間と微妙な関係にある遺物である。

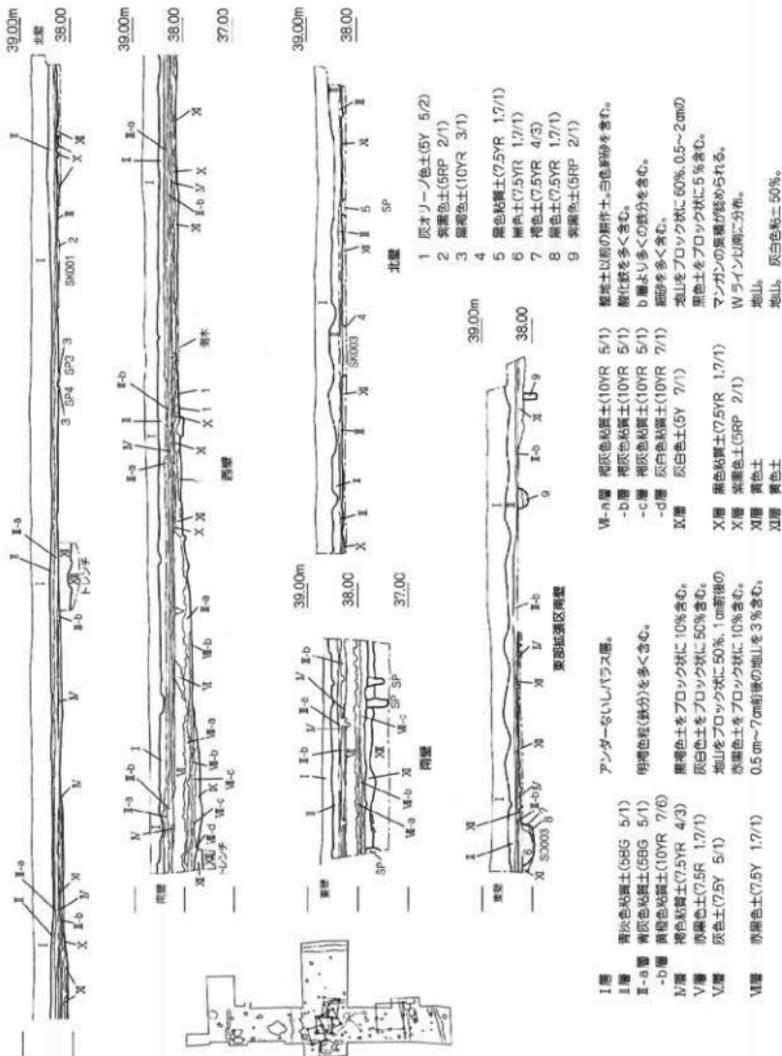
(2) 層位

調査区北部では、現代の耕作土とその下部の土(Ⅱ～Ⅲ層)しか存在しないが、地形が低い中央以南、特に南端付近には初期の水田に伴う土層であるⅤ層のほか、この水田のための造成土と考えられるⅩ層とⅩⅠ層、現代の水田の造成土であるⅣ～Ⅷ層が堆積している。当初は低地部に造られた狭小な水田に客土を行って、後世により広い面積の水田に造り変えていったものと考えられる。南部で認められる紫黑色土には弥生土器が含まれるなど古い要素を読み取ることができるが、これも客土とみられる。

土層の観察結果の詳細は第10図に示した。



第9図 22次A地区の遺構配置



第10図 22次A地区の土層

第4節 中近世以降の成果

(1) 成果の概要

本節では、まず、中世以降の遺構と遺物について報告し、古代以前の成果に関しては次節でまとめることとする。なお、報告本編中の各遺構ごとの説明の際に余裕が無い時には、各節の冒頭に設けた成果の概要にて補足する。

第11図に関連の遺構を示した。対象となる遺構は、土坑6基、溝4条、正確不明遺構(SX)1基である。

このうち、北西部のSK001については、中世の土坑SK002と並べて提示したが、土色の特徴から古代以前に遡る可能性もある遺構と考えている。また、北壁沿いのSK003は、近現代のものだと判断している土坑で、当初は野壺の可能性を想定したが、漆喰の層は認められない。

SK004～006は、前節でも述べたが、墓である可能性を想定している土坑である。近接するか一部重複する状態で掘り込まれている。棺材の痕跡等に由来する土層が確認されていないことに加えて、副葬品も出土していないため明確ではないが、その規模と形状から墓と考えている。

溝のうち北部の東西溝SD001は近世以降のものかもしれない。東拡張部の南北溝SD003は、前節の調査成果の概要で述べたとおり、現在の水路の前身と考えられる中近世の溝である。南部の溝SD004と005は、調査地南端以南の低地部に設けられた古い時期の水田に伴う溝であろうと考えている。これらの溝は、低地部が最も深くなる部分に位置し、最初の水田を造る目的で投入された客土であるR層によって埋められている。低地部の地山面を削り込んで地下げを行った際に掘り込まれた溝と考えられるが、その目的は不明である。工事中の排水を目的としたものかもしれない。礫が詰め込まれた形跡もないことから、暗渠でもなさそうである。

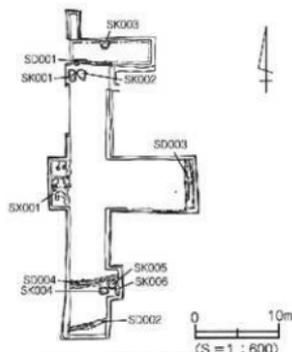
西拡張部で検出された浅い掘り込み部分(SX001)は、当初、SB001の番号が振られ(『年報VI』)、堅穴住居の一部ではないかと考えた箇所である。土色の特徴などからその可能性は無く、中近世以降に水田造成もしくは耕作に伴って一段深く掘削された部分であることが判明した。具体的な時期は不明であるが、ここから出土した金銅製飾金具6の評価を考える上で重要な地点である。

(2) 中近世の遺構と遺物

1 土坑

SK001 [第12図] 調査区の北東部に位置する土坑である。中世のものである可能性が高いSK002と比較して土色が相当に黒いことから、古代に属する可能性も否定できない。

長辺約1.4m、短辺約0.9m、深さ約0.2mの長方形を呈



第11図 中近世の遺構分布

する。方位は長軸方向でほぼ真北に対応する。

規模と形状から、墓である可能性も想定したが、棺材等の痕跡は一切確認されなかった。仮に墓であるとしても、棺の底板よりも下位の表込め土が充填された部分に該当するか、あるいは木棺を伴わない土坑墓と考える。

出土遺物 1は土師器の甕である。このほか、須恵器の小片も少量出土している。

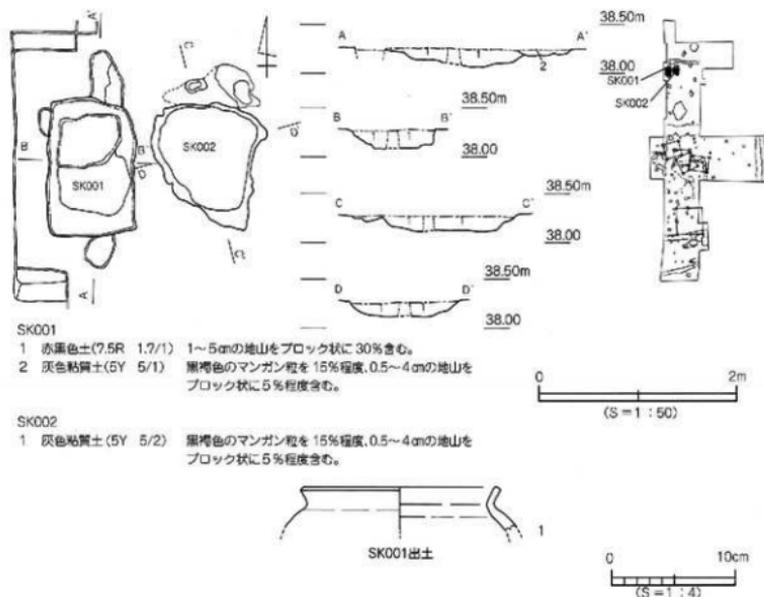
時期 古墳時代後期を上限とする。土色の特徴から、中世まで下げて考えることは難しいかもしれない。

SK002 [第12図] 調査区北西部、SK001のすぐ東に位置する不整形な土坑である。長径約1.4m、短径約1.1m、深さは0.2m弱を測る。

埋土は典型的な中近世の遺構のもので、古代のものとは比べて格段に色調が明るい。

出土遺物 米住庵寺所用の平瓦の破片が数点出土している。いずれも細縄叩きによる。寺の創建期や奈良時代にまで遡る瓦ではない。米住庵寺の場合、太縄叩きのものが金堂創建時に使用されている古い瓦である可能性が検討されている。

時期 出土遺物から、平安時代を上限とするものと考えられる。土色の特徴から、おそらく中世以降のものだと判断してよいと考える。



第12図 SK001・002

SK004 [第13図] 調査区南東部に位置する隅丸長方形の土坑。ほぼ同規模のSK005とSK006に近接している。長径1.18m、短径0.84m、深さ0.25mを測る。埋土は単一層で、棺材の痕跡などは確認されていない。

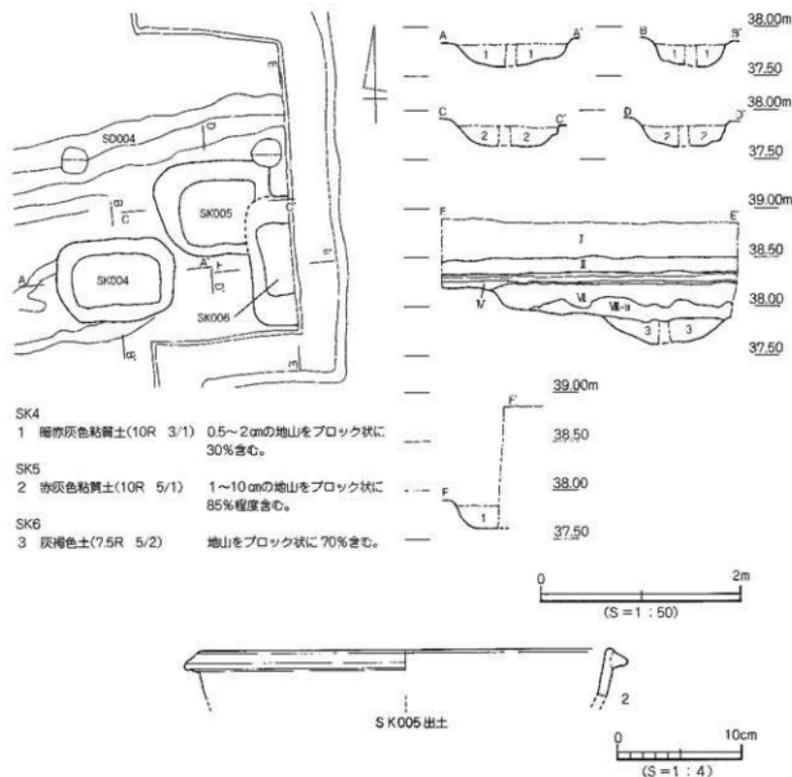
出土遺物 無し。

時期 正確には不明であるが、隣接するSK005出土の遺物の形状を参考にして、14～15世紀を上限とすると考える。

SK005 [第13図] 調査区南東部に位置する隅丸長方形の土坑。SK006と部分的に重複している。長径1.16m、短径0.96m、深さ0.25mを測る。埋土は単一層で、棺材の痕跡などは確認されていない。

出土遺物 2は土師器羽釜の口縁部である。断面三角形の突帯は口縁端部と一体化している。

時期 出土遺物から、14～15世紀を上限とする。



第13図 SK004～006

SK006〔第13図〕 SK005の南東角と重複関係にある隅丸長方形の上坑である。東半分は調査区東壁外へ続く。長径1.32m、深さは0.25mを測る。SK004と005同様、単一層である。

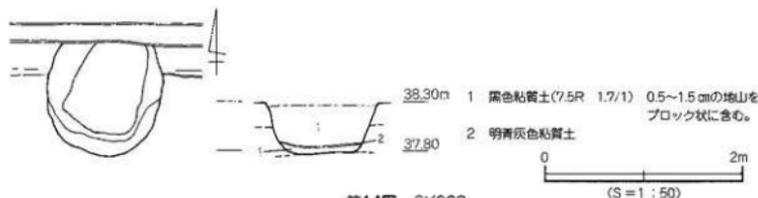
出土遺物 無し。

時期 SK005と同様の性質の遺構であると考え、14～15世紀を上限とするものとする。

SK003〔第14図〕 調査区北壁沿いに位置する不整形の土坑である。長径約1.5m、短径約1.3m、深さ0.5m。土色は異常に黒いが、下部に水田耕作土のような新しい粘質土の薄い層が認められる。

出土遺物 無し。

時期 近現代の可能性もあるが、詳細は不明である。



2 溝

SD001〔第15図〕 調査区北部に位置する東西方向の溝。検出長約4.7m、幅は0.3～0.7m、深さは深いところでも8cmほどしかない。土色は近現代の水田耕作土に近い。

出土遺物 無し。

時期 土色から近現代の可能性がある。

SD002〔第15図〕 調査区南端に位置する斜め方向に掘られた直線的な溝。検出長約4.7m、幅0.35～0.7m、深さは深いところでも6cmにすぎない。埋土は基本土層のⅩ層そのものである。

出土遺物 無し。

時期 中世を上限とする古い水田を造成した段階のものと考えている。

SD003〔第15図〕 調査区の東拡張部東壁沿いに位置する南北方向に掘られた直線的な溝。検出長約6m、幅0.6～1.0m、深さ0.25m。2層と3層がある程度堆積した段階で一度再掘削が行われたようである。最終的な埋土には色調が黒く、出土遺物も古い。廃絶時の客土であろう。2層の存在によって時期の推定が可能である。

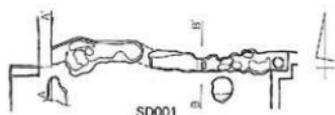
出土遺物 3は土師器の皿かあるいは坏の底部で、切り離し技法不明。4は短脚の須恵器高坏。

時期 埋土の性質から中世を上限とする。

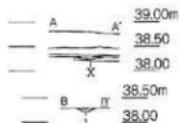
SD004〔第15図〕 調査区南部、SK005の北辺と重複する東西方向の溝。SD002と同様の意味の溝であろう。検出長約6.8m、幅0.7～0.8m、深さ10cm未満。SK005付近では浅すぎて形状不明。

出土遺物 無し。

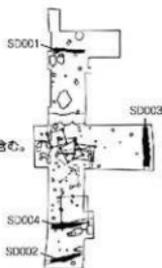
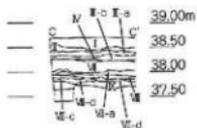
時期 中世を上限とする古い水田を造成した段階のものと考えている。



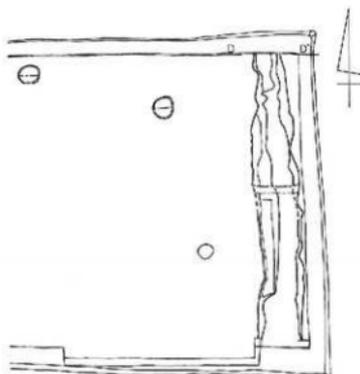
SD001



1 灰色粘質土(GY 4/1) 地山を30%程度含む。



SD002



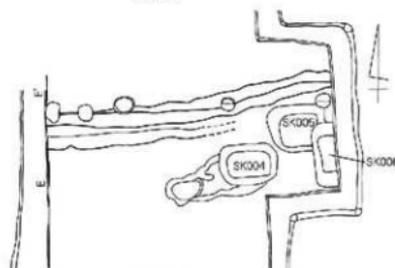
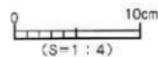
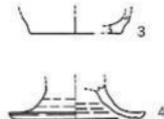
SD003



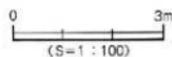
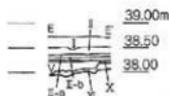
1 黒色土(7.5YR 1.7/1)

2 褐色土(7.5YR 4/3) 地山を70%含む。

3 黒色土(7.5YR 1.7/1) 地山を数%含む。



SD004



第15図 SD001~004

SX001 [第16図] 西拡張部の南半分に広がる浅い掘り込み。当初、堅穴住居ではないかと考えたが、埋土が新しいものであることが分かり、水田の造成もしくは耕作に伴うものと判断している。

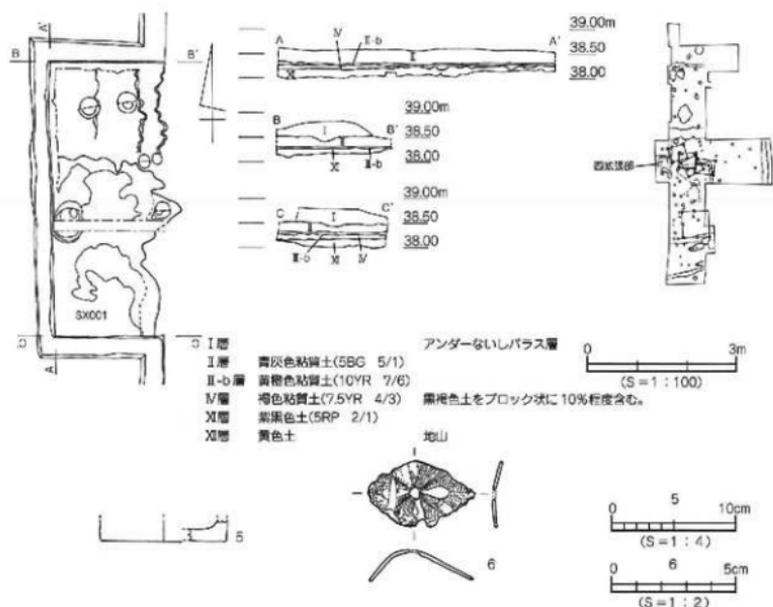
検出された範囲で南北長約3.5m、東西長2.2～3.0m、深さ0.2m弱を測る。

出土遺物 5は土師器の坏の底部。6は金銅製の飾り金具である。

5は磨滅が激しく器面調整などの詳細は不明である。外面については横方向の撫で調整によっている。胎土には砂粒が多く含まれている。底部の切り離しは磨滅が激しく不明である。9世紀末から10世紀前半ころの坏と考えられる。

6は金銅製の釘隠しの飾り金具と考えられているものである(巻頭図版)。土圧によって変形しているが、概ね本来の菱形の形状を反映しているものとみられる。ただし、周縁部の一部と釘穴部分については、腐食により僅かに失われている。『年報Ⅶ』(1994)で、仏具の一種として報告したものである。宝相蓮華文の中心の四弁瑞志の文様であろうと考えられている。魚子打と呼ばれる瓢状の工具によって魚の鱗状に凹凸を細かく打ち出す技法で文様が付けられている。一部に緑錆が生じているが、鍍金部分も比較的良好に遺存している。

時期 6については12世紀以降のものとされる。来住庵寺の最終段階に使われていた可能性も完全に否定されるものではない。なお、時期の判定ならびにこの遺物の評価に関して、桃崎祐輔氏(当時、福岡大学文学部助教授)からご教示頂いた。記して感謝申し上げる。



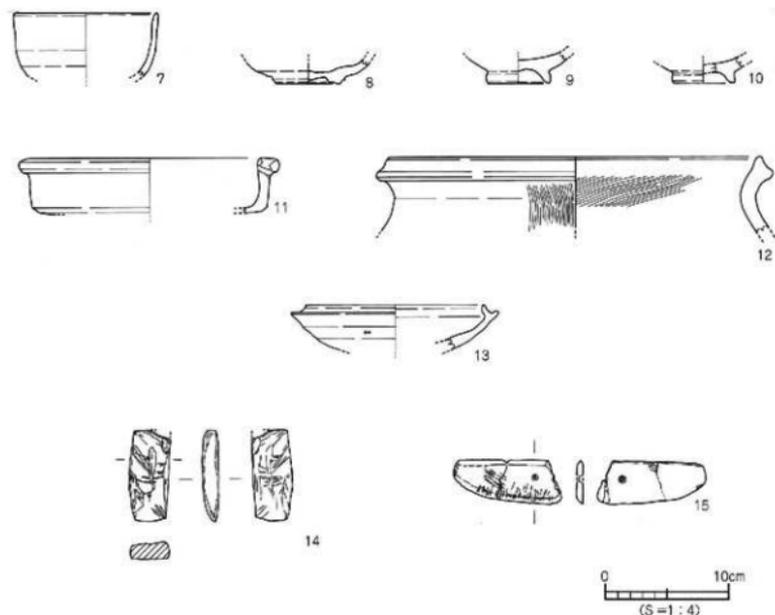
第16図 西拡張部

(3)Ⅶ層出土の遺物

調査区南部では、墓である可能性も想定される土坑群のほか、溝数条等を検出しているが、いずれの遺構の場合でも出土遺物は少量で、時期の推定に役立つものは少ない。これに関連して、調査区南部には、中近世以降に水田を造成する目的で投入されたと考えている客土であるⅦ層が存在する。調査の当初に遺物包含層と考えた土層がこれにあたる。

この土層から出土した遺物(第17図)を検討した結果、Ⅶ層は18世紀以降に投入された土層であることが確実になった。14～15世紀ころのものと考えているSK004～006の各土坑は、このⅦ層を掘り下げて地山面を検出した時点で検出されていることから、水田開発に伴って削平を受けたものと考えられる。したがって、Ⅶ層には江戸時代後期以前の様々な時期の遺物が包含されているのである。

7～10のうち、8を除く3点は京信楽系の陶器碗である。高台の内面にまで透明の釉がかけられる。8の見込には胎土目の跡が残されている。高台は露胎で、釉は緑色がかっている。8の時期は不明であるが、京信楽系は18世紀ころのものと思われる。11は焙烙鍋。口縁部が外へ拡張された部分に穿孔されている。12は土師器大甕の口縁部である。荒い刷毛目が特徴的である。13は須恵器坏身。14は弥生時代の扁平片刃石斧、15は石庖丁で、ともに結晶片岩製である。



第17図 Ⅶ層出土遺物

第5節 古代以前の成果

(1) 成果の概要

繰り返し説明してきたように、当調査地付近は、江戸時代の後半ころにかけて水田開発のために大幅な地下げが行われた結果、古代以前に遡る時期の遺構がほとんど遺存していない場合がある。この22次A地区も例外ではなく、古代以前の成果は多くないが、若干の遺構が検出されている。

該当時期の遺構は、調査区中央部から南部にかけて分布している(第18図)。

本節で報告するのは、主に、本書で掘立柱建物として扱う建物1棟(掘立001)と、4基の主柱穴のみが削平を免れて遺存した4棟の方形竪穴住居(SB002～005)である。

このうち掘立001については、建物の全体規模は不明であるが、桁行梁行ともに2間の正方形に近い形状に復元することとした。年代のわかる出土遺物は無いことから、造営尺を用いた設計基準の存在を想定することによって、隣接する竪穴住居群や過去に分析対象とした多くの建物との比較検討から、古墳時代前期後半を上限とする尺長を得た(p.29)。また、4棟の方形竪穴住居(SB002～005)についても同様に、僅かに遺存した主柱穴4基の観察を通じて、各建物の設計基準を想定している(p.34)。

なお、4棟の方形竪穴住居のうち、調査中に現場で認識されたのはSB002だけで、SB003～005については、その後の整理作業の過程で認定した経緯がある。この種の遺構の場合、周辺の遺構密度の状況次第で早い段階で認識できる場合とそうでない場合があるが、調査後であっても、建物として成立する可能性を見出した場合に、その妥当性の程度を検証するための考え方の指針を提示することができたのではないかと評価している。特に、第132集、135集、139集で指摘した寸単位の寸法存在に加えて、建物一辺長の比率を表現する場合に分数の概念が介在する事実について、新たな情報を加えることができたと考えている。

各時代の様々な建築物の設計基準を、造営尺の考え方をうけて検討することによって、柱穴しか遺存しない遺跡であっても、その情報を過去の景観復元に活かすことができる場合があることを示したい。

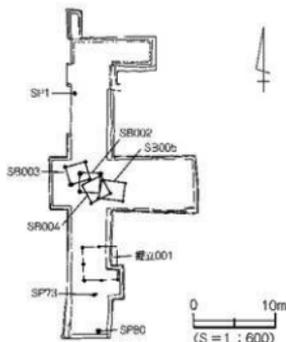
この考え方は、中世の建物も含めて本書の主題とするところであるが、特に古代以前の建物については、特別に棟数が多い米住庵寺24次の事例を題材として、総括にて改めて言及することとしている。

(2) 古墳時代の建物

1 掘立柱建物

掘立001 [第19図] 調査区南部に位置する建物である。建物の西部しか確認されていないため、全体形状と規模は不明である。東西2間、南北2間に復元する場合、建物寸法は次のようになる。

桁行2間(4.12m)、梁行2間(4.02m)、方位はほぼ



第18図 古代以前の遺構分布

真北に対応している。柱穴は小さなもので直径約0.25m、大きなもので長径約0.4m、短径約0.3m程度の不整形形で、深さは南西部の遺存状況の良いもので0.4m前後を測る。ほとんどの柱穴で柱の痕跡もしくは抜き取り穴を確認している。

造営尺を用いた設計基準については、S B002～S B004の事例も参考にして、次のように考えた。

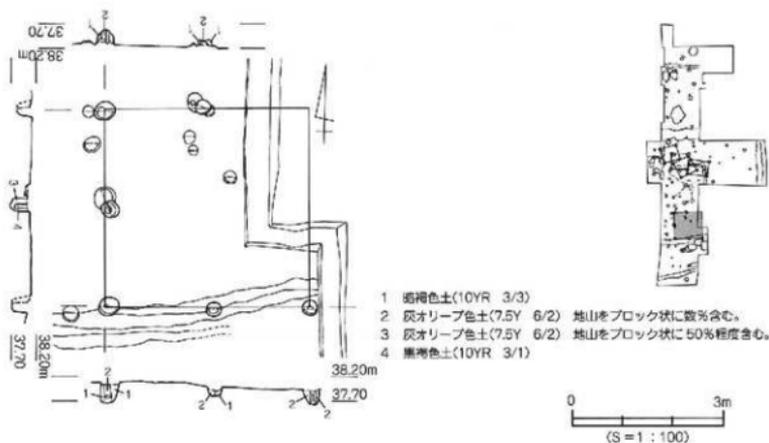
桁行2間(4.12m)を16.4尺、梁行2間(4.02m)を16.0尺、長辺と短辺の差(0.10m)を4寸に復元する。所定の方法に基づいて復元された建物の桁と梁の寸法である以上、約10cmという微細な寸法差にも意味を見出すべきと考える。ちなみにここで言う尺とは大尺で、1尺=0.2513mとなる。

桁行寸法に関して、寸単位の「端数」を無くすためには、東西5間(約10.3m)で41尺とみなければならぬが、一辺長が10mに達する長大な東西棟を、この小規模な柱穴から想定するのは困難で、久米官衙の建物の事例に照らしても成立する可能性は低いと判断した。

一見すると中途半端な「端数」に見える0.4尺という寸法については、次のように考える。

梁行長16尺を160寸、桁行長16.4尺を164寸に置き換えて考える。桁行寸法は梁行に比べて160分の4だけ長く設定されているわけである。これを分数で表わすと、160分の4=40分の1となり、梁行長160寸の40分の1(つまり4寸)だけ長く設定されたのが桁行寸法ということになる。40分の1という数字は、小数点を用いると0.025で、百分率では2.5%と標記されるが、当時は分数の考え方をを用いたのではないかと想定している。この場合、40という数字は160の約数のひとつであって、160に対して計算しやすい数字であることから選ばれたのではなかろうか。なお、大尺の6分の5の尺長である小尺の使用についても検討したが、寸未満の端数が生じるため適当でないと判断した。

なお、この建物については、壁立式の聖穴住居である可能性も想定している。これについては、本章末尾のまとめの節で触れる(p.33)。



第19図 掘立001

出土遺物 無し。

時期 25cm台はじめの寸法は、宋の冊封を受けて以降に出現するものと予想しているが(第139集)、いつ頃まで使用されたのかわからない。漠然と、5世紀中ごろから6世紀中ごろと考える。

2 堅穴住居

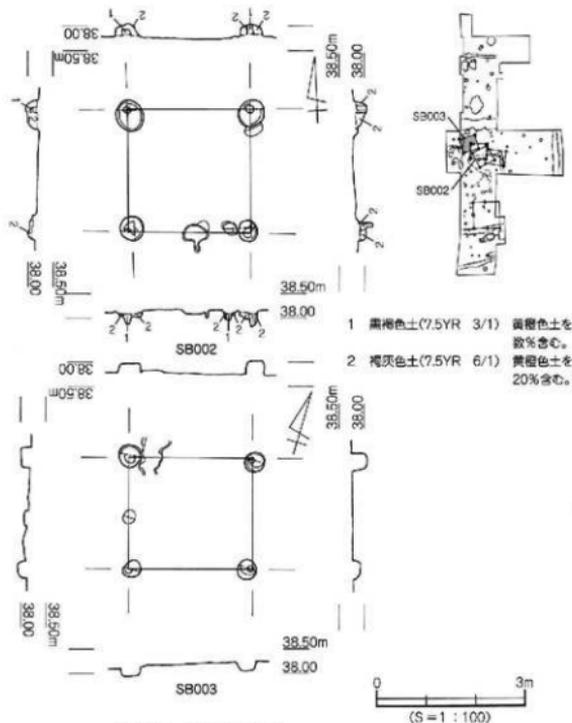
SB002 [第20図] 調査区中央部に位置する4本の主柱穴だけが遺された堅穴住居の残骸。

桁行2.52m、梁行2.47mの正方形に近い形状の南北棟である。方位は真北で東に2°振っている。柱穴は直径0.3～0.4mないし0.5～0.6m程度の不整形円形で、深さ0.2～0.3mを測る。柱穴4基すべてにおいて柱の痕跡を確認した。

設計基準は、桁行10尺、梁行9.8尺、1尺=0.2520mに復元される。小尺では端数が生じることから、大尺が妥当と判断した。長短差5cmを約2寸、桁行:梁行=50:49と評価する。

出土遺物 無し。

時期 造営尺の尺長から、前述の掘立001に対する評価と同様に考える。



第20図 SB002・003

SB003 [第20図] SB002の北西に一部重複する形で建つ堅穴住居の残骸。調査終了後、図面記録から存在を特定したものである。桁行2.50m、梁行2.37m、方位は真北で西に107°振る。柱穴はSB002と比べてやや小振りの直径約0.3～0.45mの不整形円形で、深さは0.2m弱ないし0.3mを測る。平面図に検出時の柱痕跡ないし柱の抜き取り穴が記録されている。

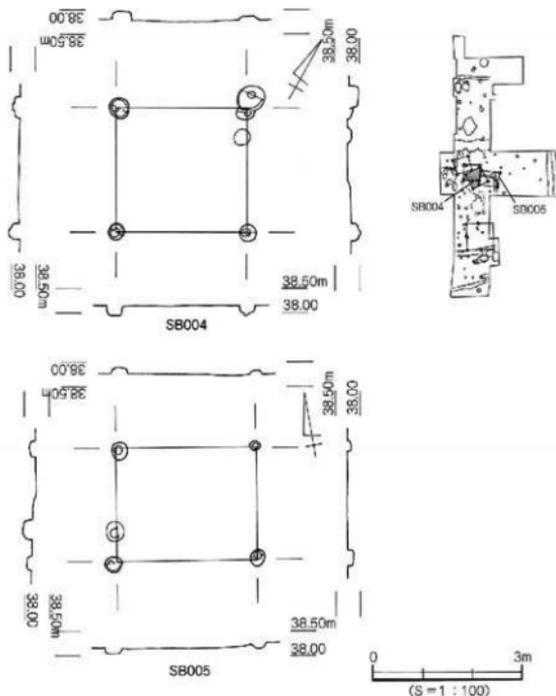
設計基準は、桁行10尺に対して梁行9.5尺、1尺=0.2495～0.2500mに復元した。多少の誤差を生じているが、一辺長の比率を20:19に設定する考えが働いたものと評価する。

出土遺物 無し。

時期 造営尺の尺長から、前述の掘立001とSB002に対する評価と同様に考える。

SB004 [第21図] SB002の南東に一部重複する斜め向きの堅穴住居の残骸である。

桁行2.63m、梁行2.53m、方位は真北で西に118°振る。柱穴は直径約0.3～0.4m、深さ0.2m程度の不整形円形のもので構成される。調査終了後に図面記録から存在を特定した建物である。平面図に検出時の柱痕跡ないし柱の抜き取り穴が記録されている。



第21図 SB004・005

設計基準は、桁行10.4尺に梁行10尺、長短差10cmを約0.4尺と考えた。1尺の尺長は、0.2529～0.2530mとなる。桁行寸法は梁行長の100分の104、つまり25分の26（25分の260尺）に設定されている。桁行を10尺、梁行を9.6尺に復元することも検討したが、実際の寸法の比率と比べて数値的に劣ると判断した。

出土遺物 無し。

時期 造営尺の尺長から、前述の掘立001とS B 002などに対する評価と同様に考える。

S B 005 [第21図] 一連の壱穴住居の中では最も東に位置する建物。これも、調査終了後に四面記録から存在を特定した建物である。平面図に検出時の柱痕跡ないし柱の抜き取り穴が記録されている。

桁行2.83m、梁行2.30m。方位は真北で東へ98°振っており、他の3棟の建物とは向きが異なる。柱穴は直径0.2～0.35m程度の不整形形で、深さ0.1～0.15mを測る。

設計基準は、桁行12.8小尺に梁行10.4小尺、長短差53cmを2.4小尺（2大尺）と考えた。1小尺の尺長は、0.2211～0.2212mとなる。大尺では0.2654m。一辺長の比率は16：13。梁行寸法104小尺寸は桁行長128小尺寸の16分の13、長短差24小尺寸は128小尺寸の16分の3に相当する。大尺では数字の納まりが悪い。

出土遺物 無し。

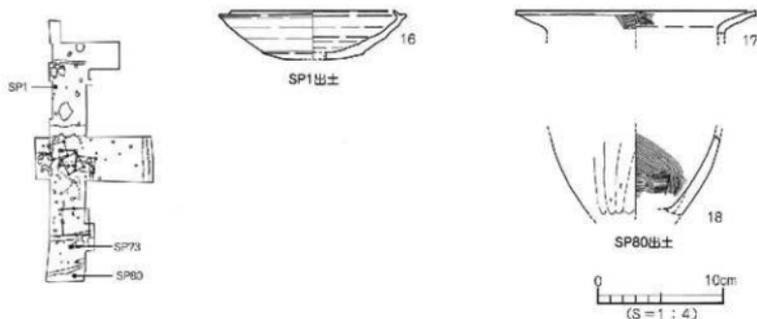
時期 造営尺の尺長は前述の掘立001とS B 002～S B 004などと比べると大尺に換算して12～13mmほど長い。柱間寸法の差も2大尺に達しており、ほかの3棟と比較すると細長く見える点も異なっている。造営尺の尺長が長い分、他の3棟よりも後出する可能性を想定する。具体的には、6世紀末を含まない6世紀後半の尺度ではないかと考えるが、今後の検証を必要とする（第132集ほか参照）。

(3) 柱穴出土の遺物

建物としての復元には至っていないが、柱穴から遺物が出土している事例があるのでまとめておく。弥生時代から古墳時代ころの以下の事例のほかに、時期は異なるが、調査区南部のS P 73から瓦の小片が1点出土している（図化不能）。この柱穴に関しては、中世以降に下る可能性もある。

S P 1・S P 80 [第22図] S P 1は調査区北西部、S P 80は南部に位置する柱穴である。

出土遺物 16はS P 1出土の須恵器坏身で、受部の立ち上がりは短い。口径は130mmである。17と



第22図 SP1・SP80出土遺物

18はS P 80から出土した弥生土器で、刷毛目調整が特徴的である。同一個体かもしれない。

時期 S P 1は6世紀末ないし7世紀初頭ころ、S P 80は弥生時代後期ころである。

第6節 まとめ

(1)掘立001は掘立柱建物なのか

第5節の冒頭で報告した掘立001に関して、壁立式竪穴住居である可能性も検討している(第19図)。

壁立式とは、竪穴住居の面的な掘り込み部分を、外見上は掘立柱建物とかわりない建物が覆うものである。この場合、住居本体の床面は通常の竪穴住居と同様に掘り下げられているので、地表面から立ち上がる壁には普通の掘立柱建物の壁ほどの高さは必要とされない。外から見ると、屋根の高さが低く、軒先が地面近くまで葺き下ろされた竪穴住居のように見えたのではないかと想像される。

掘立001の柱筋内側の空間に竪穴住居としての面的な掘り込みが存在したと仮定すると、その規模は、一辺長3.5m強程度の正方形に近い形状であったと推測される。竪穴部の床面積は、12㎡を超えるものの14㎡には及ばない程度であったと想定する。この規模は、すぐ北に位置する主柱穴しか遺存していない4棟の竪穴住居(S B 002～005)の場合を考えても、ほぼ同程度の床面積と評価することが可能である。掘立001を壁立式竪穴住居の一部と考える案は、遺構の平面規模からみる限りにおいて不都合はないと考える。

地表面が大幅に削平され、隣接する竪穴住居の面的な掘り込みも完全に失われている以上、掘立001を壁立式の竪穴住居であると証明することは事実上不可能であるが、一方で掘り込みが無かったと言いつけることもできないはずである。掘立001を2間四方に復元した際に、桁行と梁行の寸法に、4寸(10cm)という微妙な差を認定したが、このあり方自体が隣接する竪穴住居S B 004の主柱穴の配置状況に極めてよく似ている。さらに、基準となる造営尺の尺長についても共通しているのである。竪穴の掘り込み形状が正方形ではなく、付近の通常の竪穴住居と同様に長方形であったことを反映して、掘立001の軸部の柱配置もこのような形状になったものと推測する。

検討の結果、掘立001が壁立式竪穴住居であった可能性を否定できないとする結論に至った。

松山では、ここで想定した様な形態の建物を実際に確認した例は無い。竪穴の掘り込みが、通常の住居に比べて浅い場合には削平されてしまっていて、我々が目にするものは無いのである。今後、掘立001のように、全体規模に照らして各柱穴の平面規模が小さい一方で深さがしっかりしているなどの特徴から、壁立式竪穴住居として識別可能な場合があるかもしれないので、十分な注意を払っていきたいと考えている。特に、本事例のように、掘立柱建物と竪穴住居が近接する場合には注意が必要である。

| 遺構番号 | 桁行(m) | 梁行(m) | 桁行(寸) | 梁行(寸) | 尺長(m) | 長短差(m) | 長短差(寸) |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| S B 002 | 2.52 | 2.47 | 100 | 98 | 0.2520 | 0.06 | 2 |
| S B 003 | 2.50 | 2.37 | 100 | 95 | 0.2500 | 0.13 | 5 |
| S B 004 | 2.63 | 2.53 | 104 | 100 | 0.2530 | 0.10 | 4 |
| 掘立001 | 4.12 | 4.02 | 164 | 160 | 0.2513 | 0.10 | 4 |
| S B 005※ | 2.83 | 2.30 | 128 | 104 | 0.2212 | 0.53 | 24 |

※※の尺を基準としている。穴尺に換算する場合は2654mm。

第2表 22次A地区の建物

(2)古墳時代中期以降の建物における設計基準

調査区中央部に群れる4棟の竪穴住居の分析を通して、その設計基準の一端を明らかにできたことは、本調査における最大の成果であった。隣接する掘立001も加えて確認しておく。

前頁第2表に示したように、5棟の建物は共通点ならびに相違点を基にして、ふたつのグループに区分することが可能である。まず、S B002～004の3棟に着目すると、桁行か梁行のいずれか一方が10大尺に設定されていることがわかる。また、掘立001も含めて長短差の設定が0.2～0.5尺という近接した小さな値であることも共通している。さらにこれらの建物の造営尺の数値は、1尺=0.2516mの前後に集中する。加えて、掘立001とS B004を比べると、ともに長短差が10cm（4寸）、桁行寸法と梁行寸法の相互の差がともに1.49mで、異なる形状の建物であるにも関わらず共通点が多く認められる。

以上のことから、掘立001とS B002～004の計4棟は、同じ考え方の設計基準によって建てられた可能性が高いものと判断した。

一方、5棟の中で考え方に違いが認められるのはS B005である。4棟に比べて造営尺が12～13mmほど長いだけでなく、長短差が2大尺と長い設定になっている。しかも、大尺ではなく小尺を基準としているらしい(p.32)。このように、S B005とほかの4棟の間には、明確な違いを読み取ることができるのである(p.106)。

ところで、これまでに久米官衙遺跡群において、古墳時代初頭前後から前期前半ころと6世紀代と想定される竪穴住居において同様の視点から分析を行っているが、S B005のように長短差が大尺で2尺に達した例は無い。いずれの場合でも、長短差は小尺による0～1.5尺の範囲内で0.5小尺あるいは0.75小尺刻みの設定であった(第132集・135集)。なお、ここで言う小尺とは、各時期の中国の王朝における実用尺(大尺)の6分の5に相当する寸法で、弥生時代から古墳時代の前期前半ころまでの松山で建築の際に基準として用いられていた可能性を想定しているものである。久米官衙の古墳初頭と6世紀代の竪穴住居からは小尺が、また、6世紀ころと推定される官衙に先行する段階の掘立柱建物からは、大尺が抽出されているが、今回、設計基準が異なり、造営尺が大尺と小尺である建物を各1組加えることとなった。問題は、これらをいずれの時期に位置付けるかである。

今回分析対象とした5棟の建物から、遺物は全く出土していない。したがって時期の推定は建物構造の分析に頼らざるを得ないのだが、ここで問題となるのが、小尺を基準としたグループと大尺によるものが混在する現象をいかに整理し解釈するのか、という点にある。第135集の末尾でも指摘したように、古墳時代のある段階に、それまでの小尺から大尺に基準が変更された可能性を示す現象なのであろうか。あるいは、同じ時代に近接する場所に住んでいるにも関わらず、小尺による集団と大尺を使用する集団が共存¹していたのであろうか。

今後、竪穴住居における小尺と大尺のあり方を解明することが、古墳時代中期以降、6世紀末までの間の尺度の歴史を知る上で重要な視点となるものと認識している。

注

1 伝統的な小尺を使用する集団の近くに、新しい考え方による大尺を使用する人々に移り住むような場合、大尺への切り替えが完了するまでの間、両者が同一地域内において併存することもあり得たかもしれない。名代・子代や田部といった部民の配属と関連する事柄かもしれないと考えるが、松山において瓦倉の存在が知られているわけではない。

第三章 来住廃寺24次調査

第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成6年度の重要遺跡確認調査は、前年度の伽藍地南限を特定する目的で行われた22次A地区における調査に引き続いて、水路と農道を挟んで東隣の水田で実施することとなった。

前年度は、伽藍地南限の確認を目的とした初めての本格的な調査であったことから期待されたが、寺院関連遺構は全く検出されなかった。金堂基壇南面に位置するいくつかの敷地の中でも、東隣の水田に比べて地下げによって一段深く削られているため、築地塀などの痕跡が削られてしまったのであろうと考えられた。この結果を受けて、平成6年度の重要遺跡確認調査は、引き続き来住廃寺金堂基壇より南の区域においても、とりわけ現況地表面の標高が高い基壇の南東に隣接する水田において、伽藍地南限ならびに中門の特定を目指すことになった。この場所に中門と築地塀があったと仮定すると、少なくともその痕跡程度は存在するのではないかと期待された。

発掘調査は、国から補助を受けて重要遺跡確認調査として実施した。この敷地では、過去に史跡指定に向けた初期の調査の一環として、来住廃寺3次調査時にトレンチが設定された経緯がある。調査地北辺から中央部にかけて南北方向に丁字形の調査区(第24図)を設定し、発掘調査が行われた結果、中近世の区画溝等が検出されている。

なお、当該箇所は、付近一帯が昭和54年に国の史跡に指定された当初から、地権者の同意を得て史跡指定を受けており、現在、史跡来住廃寺跡の領域の南東角を形成している。調査の着手当時、この敷地は水田として利用されており、公有化は完了していない状態であった。用地の買収は、その後、平成12年度に至って実現することとなる。

発掘調査は、平成6年11月1日(火)を初日として、重機による水田耕作土の掘削をもって着手した。調査の終了後に水田に復旧する必要があるため、現在の耕作土と旧耕作土、遺物包含層等を3回に分けてすき取ることとした。

なお、この調査の期間中に、別の発掘調査を行うこととなったため、年末年始を挟んで両調査を並行して実施した時期がある。この間、井戸下層の掘り下げと木器の取り上げを中心とする来住廃寺24次調査は、主として相原が担当した。

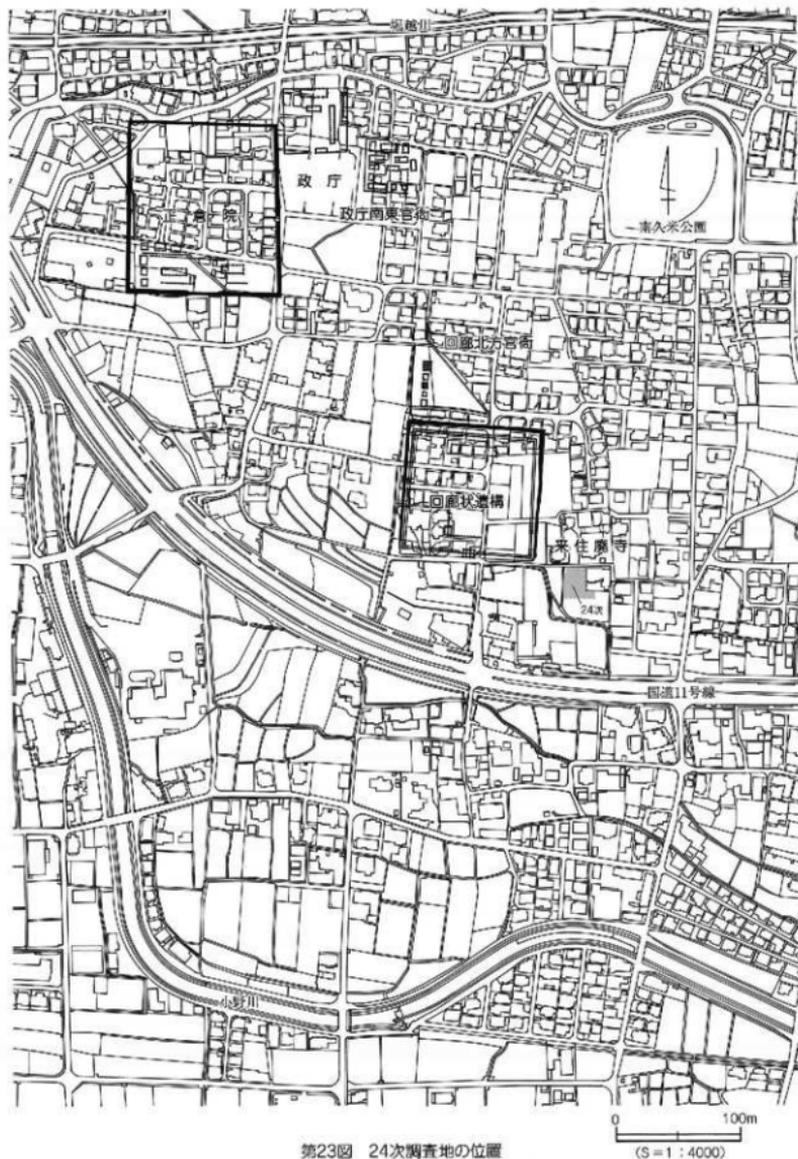
(2)調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

- 平成6年11月1日(火) 作業員による周辺整備に着手。資材と備品を搬入し、基準杭打設に着手。
- 11月2日(水) 重機による掘削に着手する。4日に終了。
- 11月10日(木) 遺構確定作業を継続。グリッド杭の打設と平板測量に着手。
- 11月21日(月) 調査区を南と東に拡張することになり、重機を導入する。22日完了。
- 11月30日(水) 拡張部分の遺構検出とグリッド杭の打設を完了する。検出写真撮影の準備。
- 12月1日(木) 遺構検出写真を撮影する。ローリングタワーを使用。
- 12月2日(金) 墓と井戸の掘り下げに着手。全域で浅い掘り込み内の耕作土の除去を続ける。
- 12月14日(水) 墓の木棺と廃棄土坑における瓦の出土状況の写真を撮影する。
- 12月26日(月) 棺材を完全に検出。瓦廃棄土坑をほぼ完掘する。
- 12月27日(火) 井戸と小柱穴の掘り下げ、現場の保全作業。年内最終日。
- 平成7年1月5日(木) 現場仕事始め。終日、雨水の排水作業。被害がひどく、作業再開できず。
- 1月11日(水) このころまでに小柱穴の半截を終了し、主要な土坑について図化作業を継続。
- 1月19日(木) 墓と井戸の写真を撮影する。このころ、平面の作成と井戸の掘り下げを継続。
- 2月13日(月) 掘立柱建物等の土層注記を続ける。
- 2月16日(木) 愛媛大学下條教授による視察。現地説明会の準備を継続。遺物洗浄。
- 2月17日(金) 愛媛大学出崎助教授、視察。平面図仕上げ作業と現況準備。
- 2月18日(土) 13:30～15:00、久米高畑道跡23次調査と合同の現地説明会を開催。一般参加者約180名。午前中、愛媛大学村上助教が視察。
- 2月20日(月) 井戸下部の石組み、解体に着手。
- 2月22日(水) 井戸下部のヘドロ中から木製品が出土。石組みの取り外しを中止し、ヘドロの水洗を並行して行う。掘立001、柱穴半截作業に着手。
- 2月28日(火) 奈良国立文化財研究所上原真人氏、現地指導。この日までに井戸完掘。
- 3月2日(木) 井戸を含む全体の完掘写真を撮影し、井戸の埋め戻しに着手する。
- 3月6日(月) 保護砂の投入を終える。一部崩落している基壇南面を土嚢で補強する。
- 3月7日(火) 出土遺物と井戸下層のヘドロの洗浄作業。出土遺物の整理を開始する。
- 3月14日(月) 年度内最終日。木製品の水換え作業。概要報告書、年報の作成を進める。

整理日誌抄録

- 平成7年3月～5月 「年報Ⅶ」掲載図面と原稿の作成。基礎的な整理作業を継続する。
- 平成18年3月31日ころ 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」の刊行。24次調査の成果も盛り込む。
- 平成20年4月1日(火) 平成20年度国庫補助出土物整理作業の一環として、本書掲載の5調査の報告書作成に向けた作業を財団に委託する。遺物実測図の作成等。
- 平成21年3月31日(火) 概要報告等関係書類を提出して前掲事業を終了、報告書のレイアウトを確定。
- 平成21年12月17日(木) 入稿。
- 平成22年2月27日(土) 本書の刊行。後日、掲載遺物の最終的な収納を行う予定。



第23図 24次調査地の位置

(S=1:4000)

第2節 調査組織と調査の方法

(1) 調査組織

調査組織(平成6年11月1日時点)

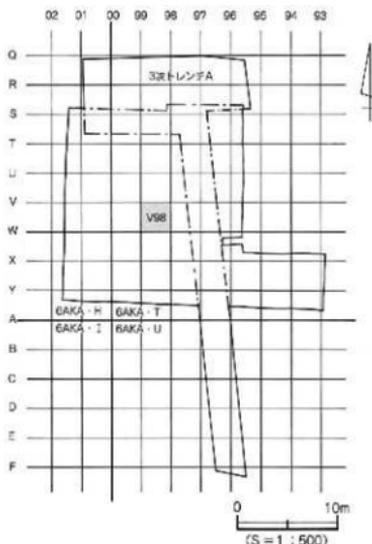
調査主体 松山市教育委員会

| | | | | |
|-------|------|---|----|----|
| | 教育 | 長 | 池田 | 尚輝 |
| 生涯教育部 | 部 | 長 | 渡辺 | 和彦 |
| | 次 | 長 | 三好 | 俊彦 |
| | 次 | 長 | 渡部 | 泰輔 |
| 文化教育課 | 課 | 長 | 松平 | 泰定 |
| | 課長補佐 | | 中矢 | 正幸 |
| | 第二係長 | | 家久 | 則雄 |
| | 主任 | | 重松 | 佳久 |
| | 主任 | | 栗田 | 正芳 |

調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財団

| | | | | |
|-----------|------|---|----|----|
| | 理事 | 長 | 田中 | 誠一 |
| 事務局 | 局 | 長 | 一色 | 正士 |
| 埋文センター | 所 | 長 | 河口 | 雄三 |
| | 次 | 長 | 田所 | 延行 |
| | 調査係長 | | 田城 | 武志 |
| (調査担当)調査員 | | | 橋本 | 雄一 |
| (調査担当)調査員 | | | 相原 | 秀仁 |
| (写真担当)調査員 | | | 大西 | 朋子 |

(2) 測量の基準



第24図 24次のグリッド設定

24次の調査段階は、今日のように業者に委託して世界測地系や旧国土座標に基づく基準点の設置を行っていない。ただし、国道沿いの既知の基準点2点と節1点を用いて簡易な形で旧国土座標による基準点を設置している。したがって、方位に関しては、概ね真北に近い結果を得ることができている。

グリッドは3m四方で配置し、第24図に示す呼称を用いた。これは、来住庵寺3次調査以降に付近における発掘調査の際に使用してきた座標系の考え方を引き継いだものである。

水準については、第II章でも触れたように、大きな誤差が生じている。使用した水準は、近年の測量成果に照らして0.43m前後高くなっている。この水準の問題は、基壇の北にあった旧長隆寺山門脇に打設されていた水準杭のレベルを早い段階に確認すれば解消することではあったが、長隆寺境内の史跡用地としての公有化に伴う寺の移転工事によって、失われてしまってい

る。水準の問題に気付いたのは、それ以降の平成14年ころであったので、この問題は再調査しない限り解決しない状況に置かれているのである。ただし、平成20年に行った検討によると、平成元年前後に周辺で行われた複数の調査を比較した場合、現在基準としている水準と比べた時の比高差には、調査地点によってプラス0.25～0.45mものばらつきが認められ、その数値は一定ではなかった。これは、調査ごとの誤差が含まれるだけでなく、第136集でも触れたとおり、長隆寺の水準点以外の基準を使用した場合があったことを示唆している。このような事情から、平成6年度以前の調査に対して一律に水準を補正することはできないのである。

ただし、本調査の際には、平成6年10月に米住庵寺23次調査を終えるにあたって、任意で打設済みの基準杭に座標値を取り付ける作業を行った際に使用した座標点が至近距離に現存することから、検証することが可能であった。平成20年度に行った確認作業の結果、24次的水準は、実際よりも43cmほど高い値が付けられていることが判明している。今回報告するにあたって、これを補正することも検討したが、この数値自体が現在の水田耕作土上面のレベルを計測して、当時の土層断面図と照合するという、極めてあいまいなものであることから、躊躇せざるを得なかった。このような事情から、24次調査についても22次と同じく、調査の際に使用した基準に基づく事実上任意の水準で報告することとした。

(3)遺構の保護

調査の終了時に、遺構と地山面に真砂を投入することによって遺構の保護を行った。通常、洗砂を使用する機会が多かった時期であったが、水田に戻す必要があったため、耕作機械の落ち込みを防ぐために真砂を投入した。井戸等の遺構への真砂の投入は人手で行い、その後の重機による埋め戻しの際に遺構を傷めないよう配慮し、重機による埋め戻しは岡場整備の実績のある業者をもって実施した。

なお、調査地は史跡指定地であることから、その後も遺構は完全に保護されている。

(4)凡例

- 1 本章における報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報』Ⅵ(平成7年刊行)に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとす。
- 2 遺構の種類は略号で示した。竪穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、性格不明遺構：S X、井戸：S E、掘立等ならびの判る柱穴：P などである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一した。石器や鉄器については、1/2、1/4のものがある。遺構図は1/25、1/50、1/100を基本とした。
- 4 本章の個別の遺構図面に示した方位は、先に報告した事情から事実上任意で設定した座標北を真北に補正したものである。水準についても、前述の通り今日使用しているものとは異なっている。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1989年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物は報告書掲載番号を黄色で注記し、未掲載分は白色の番号が実測図番号に対応している。

第3節 調査成果の概要と層位

(1) 成果の概要

来住庵寺と重複して立地する代表的な官衙施設である回廊状遺構東辺の南延長線上、金堂基壇のすぐ南東の史跡指定地内の一角において重要遺跡確認調査を行った。この場所は、中門が位置する可能性が想定されたが、調査の結果、寺院や官衙に関連する遺構は確認されなかった。

遺構の中心は中世の屋敷地に関連するもので占められた。

調査区の大半は、16世紀後半ころと考えられている屋敷地にあたっており、北辺と東辺沿いに掘られたL字状に屈曲する溝とこの内側の一本柱列によって敷地の外郭が区画されている。溝と一本柱列はそれぞれ少なくとも4条確認されることから、一定期間継続して人が生活していたと考えられる。

外郭の溝と内側の一本柱列の間の空間には、井戸と土坑墓が各1基存在する。墓の時期は出土遺物から16世紀ころと推測されており、この屋敷地に伴うものと考えている。また、石組井戸の造成土を取り去った最下層から、桶や木製容器の一部をはじめとする木製品に加えて、正月飾りなどに用いられるウラジロ、様々な植物の種子類や梅核など、多様な有機質遺物が出土している。中世の人々の生活実態に迫る良好な資料を得ることができた。中でも、木製の擬宝珠(巻頭図版)の存在は貴重なものである。

屋敷地の中心部は調査区南西角付近で、計4棟の掘立柱建物で確認されている。2間四方の総柱構造の身舎の妻側に1間幅の下屋もしくは廂と考えられる空間が付く形態の建物である。規模は異なるが、これと似た建物が南の国道11号線建設時の調査(第85図)で見つかっていることから、関連が窺われる。

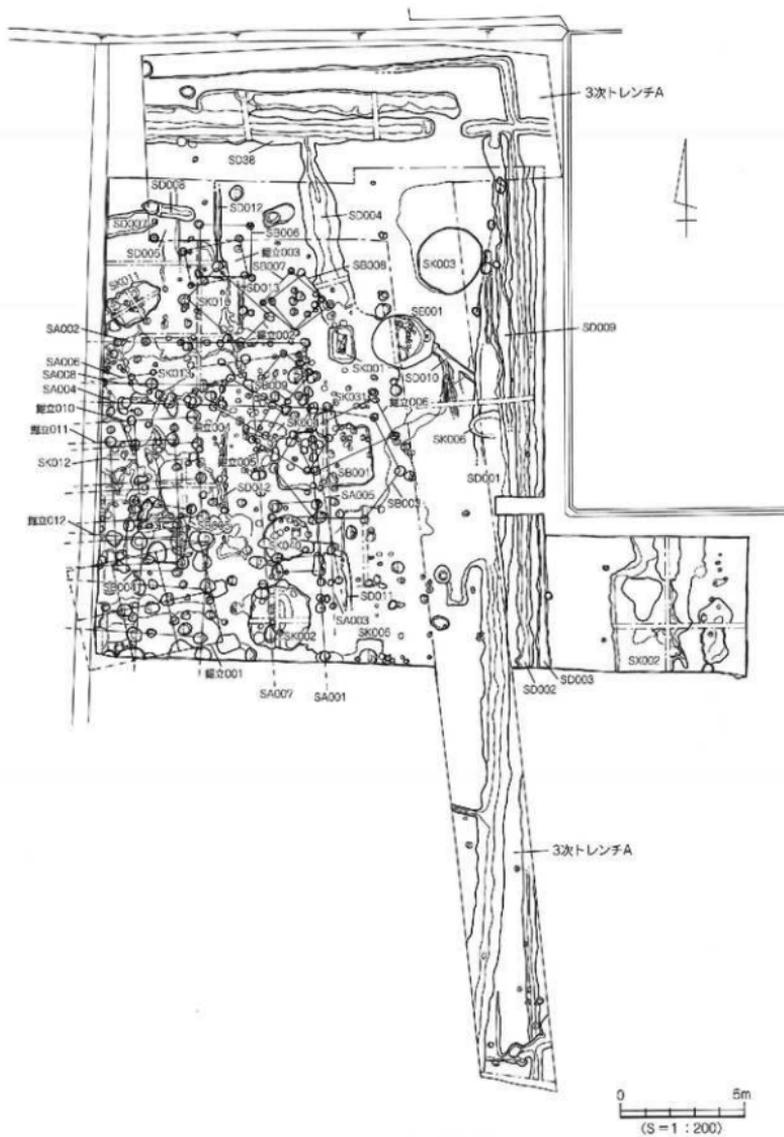
これら中世の屋敷地を構成する井戸以外の遺構の多くは、年代決定に役立つ遺物を含んでいないが、僅かに中心的な建物である掘立柱010や一本柱列を構成する柱穴から土師器の皿や中国銭が出土している(第44図)。これらの遺物が示す年代は、16世紀後半ころのものに限られていることから、この屋敷地の年代の上限を示すものと考えている。

中世以降の水田造成に伴う地下げげによって各時代の遺構は大幅に削平を受けていたものの、中世の遺構以外に古代以前に遡る時期のものも一定程度は遺存していた。具体的には、弥生時代から古墳時代にかけての貯蔵のための穴蔵や高床倉庫、竪穴住居等があげられる。竪穴住居に関しては、弥生時代終末ころと予想している小型長方形無柱建物であるS B001(第59図)を除いて、後世の削平によって竪穴本体が失われており、主柱穴のみが検出されている。この状況は、本書にて報告するほかの調査地点と全く同様で、中世後期以降に始まる屋敷地の造成と近世に活発化する水田造成ならびに水路の開削といった開発行為の激しさを物語るものであった。

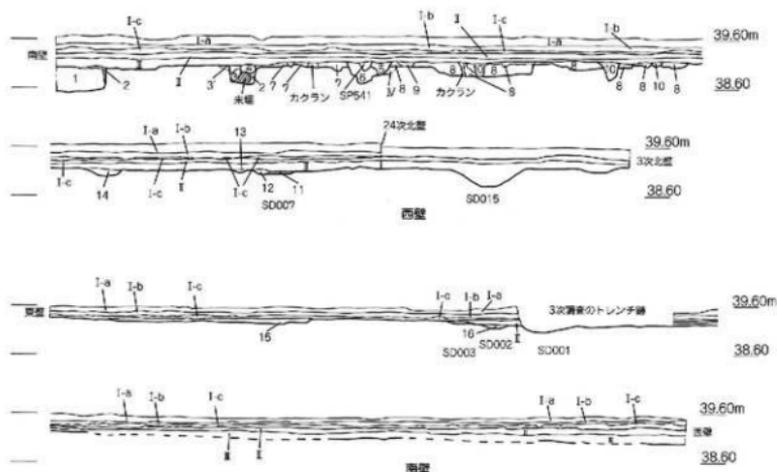
(2) 層位

現代の耕作土(I層)とその下部の旧耕作土(II~III層)については安定的に存在しているが、古代以前に遡る遺物包含層は確認されず、耕作土直下が地山層にあたる。中近世の遺物を包含するIII層は、調査区の東払張部では認められないことから、かつて東西で水田が複数面に分かれていたことがわかる。

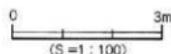
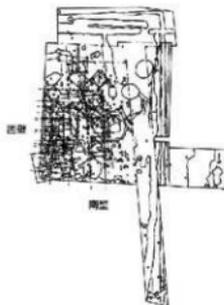
土層の観察結果の詳細は第26図に示した。



第25図 24次の遺構配置



- I-a層 灰色粘質土(7.5Y 6/1) 現在の水田耕作土。上半分は畦道の盛り土。
 -b層 灰色粘質土(10Y 6/1) 現在の耕作土の下層。酸化鉄の粒を少量含む。
 -c層 明黄褐色粘質土(10YR 7/6) 水田耕作によって鉄分がたまっている。
 I層 褐色灰粘質土(10YR 6/1) 旧耕作土層が遺存したもの。二酸化マンガン粒が多く沈着している。
 II層 褐色灰粘質土(10YR 5/1) 旧耕作土層が遺存したもの。新しい造機の程土に比較的近い。
 M層 淡黄色粘質土(2.5Y 8/4) 地山層。
 1 褐色粘質土(5YR 6/1) SK080, 0.3~3cmの地山ブロックを50%含む。
 2 褐色粘質土(5YR 4/1) 地山をブロック状に20%含む。3は80%含む。
 3 黒褐色土(5YR 2/1) 地山をブロック状に15%程度含む。
 4 褐色粘質土(5YR 6/1) 地山をブロック状に30%程度含む。
 5 灰褐色土(5YR 4/2) 地山をブロック状に少量含む。
 6 灰褐色土(5YR 4/2) 地山をブロック状に少量含む。
 7 黒褐色土(5YR 3/1) 畝き層がわずかに遺存している。
 8 黒褐色土(5YR 3/1) 8はI層?
 9 明褐色土(5YR 7/1) 0.5~7cmの地山をブロック状に20%含む。
 10 褐色粘質土(10YR 5/1) 地山をブロック状に数%含む。
 11 褐色粘質土(10YR 5/1) SD007, 地山を10%含む。
 12 褐色粘質土(10YR 5/1) SD007, 地山を5%含む。
 13 褐色粘質土(10YR 5/1) I層よりマンガンの量が少ない。
 14 黒褐色土(5YR 3/1) 地山を10%含む。
 15 褐色粘質土(10YR 6/1) SX002, 二酸化マンガン粒が多く沈着している。
 16 褐色粘質土(10YR 6/1) SD002, マンガン粒が少ない。



第26図 24次の土層

第4節 中近世以降の成果

(1) 成果の概要

本節では、まず、中近世以降の遺構と遺物について報告し、古代以前の成果に関しては次節でまとめることとする。第27図に関連の遺構の分布を示した。対象となる遺構は、墓1基(SK001)、井戸1基(SE001)、井戸の掘りかけ土坑1基(SK003)、溝10～14条、一本柱列8条・4組、門1棟、掘立柱建物3棟(掘立010～012)、性格不明遺構1基(SX002)である。

中近世における最大の成果は、屋敷地を構成する様々な施設を確認することができた点にある。前述の性格不明遺構1基を除くすべての遺構が、この屋敷地を形成する。

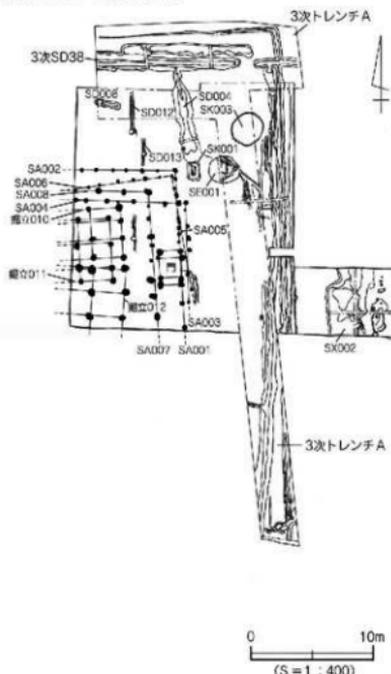
屋敷地の外郭は、素掘りの直線的な溝によって区画されている。当該敷地においては、昭和53年の来住庵寺3次調査の際にトレンチAが設定されているが、その際に確認されていた敷地北辺の東西溝と南北方向の溝群の一部について、今回の調査の結果一連のものであることが明らかとなった(第27図)。屋敷地の北東角をL字状に区画する屋敷地外周の地割のための溝である。

溝の内側は一本柱列によって同様に区画されており、最大で4組の一本柱扉または襖が設けられている。このうちのSA001には、門である可能性も考えられる建物が付随している。

一本柱列で囲われた内側、すなわち調査区の南西角付近がこの屋敷地の中心域となる。この場所では3棟の掘立柱建物が確認された。規模が小さいため屋敷地の中核を成す建物ではないかもしれないが、その特異な形状に注目している(p.68)。

屋敷地外郭の溝と一本柱列との間の空間で検出された墓(SK001)と井戸の存在は特に重要である。井戸下層出土の桶をはじめとする様々な有機質遺物は、当時の生活の実態を知る上で非常に貴重なものである。壊れた桶の底板(18)をまな板として再利用しているあり様や、青白磁等高級な遺物が皆無であること、建物が掘立柱構造であることなどの状況から、当時の農村において、最上位ではないが比較的上流の階層の屋敷ではないかと考えている。

なお、屋敷地の年代については、16世紀後半ころを中心として、17世紀初めころまでには廃絶したと想定する。



第27図 中世の屋敷地

(2)中世の屋敷地の遺構と遺物

1 区画溝

S D001 [第28図] 調査区東部に位置する屋敷地外郭東辺の区画溝。浅く幅広で途切れがちであるが、3次調査Aトレンチへ続く。3次も含めた検出長はおおよそ32.5m、幅は南部で1.15mほど、深さ0.12～0.17mを測る。方位は真北で東へ15°振る。溝底の傾斜は南に向かって低くなっている。

出土遺物 1は土師器の皿。2は羽釜の脚の破片である。1の外側は風化が激しいが、底部は回転糸切りによっている。灯明皿の油受けとして使用されたため、口縁端部とその外側に僅かに黒色の付着物が認められる。口径は105mm、器高22mm。胎土は精製されており、橙色に焼きあげられている。2は両端ともに折れているため詳細は不明。

時期 1の形態から16世紀後半の可能性を検討している。

S D002 [第28図] 調査区の東部に位置する屋敷地外郭東辺の区画溝のひとつである。S D003とS D009の間に挟まれた位置にある。この溝も3次調査のAトレンチへ続く。3次も含めた検出長はおおよそ41.5m、幅は調査区南部で0.5m、深さ0.1m弱を測る。方位は真北で東へ15°振る。溝底の傾斜は北から南に向かって低くなるが、S D001と比べると緩やかである。

出土遺物 図化できる遺物は出土していない。

時期 S D001と一連の溝と考えられることから、同様の評価をしておく。

S D003 [第28図] 調査区の東部に位置する屋敷地外郭東辺の区画溝のひとつである。4条平行の溝のうち最も東に位置している。調査区内の検出長約20.5m、幅約0.5m、深さは4～5cm程度で、ほぼ水平である。方位はほぼ真北に対応している。

出土遺物 図化できる遺物は出土していない。

時期 S D001と一連の溝と考えられることから、同様の評価をしておく。

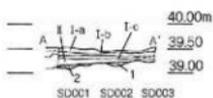
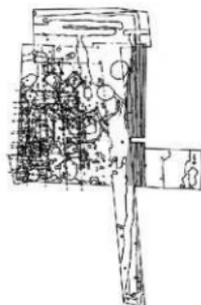
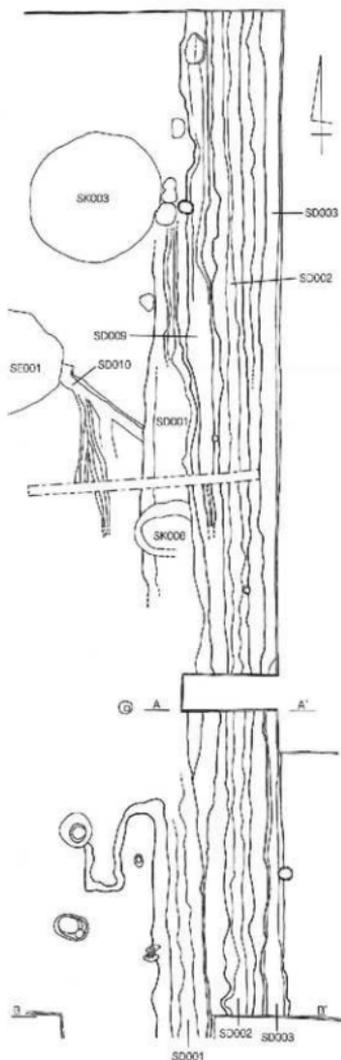
S D009 [第28図] 調査区の東部に位置する屋敷地外郭東辺の区画溝のひとつである。4条平行の溝のうち西から2条目の溝で、調査区北部における検出長約12m、最大幅約0.5m、深さは7cm程度を測る。溝底は、ほぼ水平、方位は真北で西へ0.5°ほど振っている。

出土遺物 図化できる遺物は出土していない。

時期 S D001と一連の溝と考えられることから、同様の評価をしておく。

2 一本柱列と門

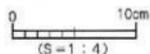
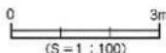
SA001 [第29図] 8条計4組想定されているL字状に配置された一本柱列のうち、最も北東寄りの位置に造られた柱列の東辺にあたる。墓であるSK001の西約1mの地点で西へ折れてSA002となる。方位は真北で西に3°振れている。正確にはわからないが、15～20基程度の小柱穴によって構成されているようである。SA002と一連の柱列であることを調査時に現場で認定し、8条の中では唯一断面図の記録を取ることができたものである。北東角のSP232から南へ約13m分を検出しているが、さらに南へ延びることは間違いない。



- 1 褐色粘質土(10YR 6/1) SD002 埋土。旧耕作土層。
二酸化マンガンの多く沈着。
- 2 褐色粘質土(10YR 5/1) SD001 埋土。旧耕作土層。
新しい遺構の埋土に比較的近い。



- 1 褐色粘質土(10YR 6/1)



第28図 SD001~003・009

出土遺物 柱筋上にかかる柱穴から年代のわかる遺物は出土していない。

時期 S A006出土の3の存在と、屋敷地を構成する各施設との関係を重要視して、それらと大差ない時期に認定可能であると考ええる。16世紀後半を中心とする中世後期と考えておく。

門〔第29図〕 S A001の中段に8本の柱穴から成る門を想定可能であると考えているが確証は無い。

調査段階で気付いていなかったため、断面図等の記録は無い。南北桁行2.22m(7.4尺)、東西梁行1.79m(6尺)ほどの4本柱の建物が、南北に0.6mほどずれて建て直されたと考えられることもできる。

8本柱と考えると、桁行き2.82m(9.4尺)、梁行1.79m(6尺)、間口1.62m(5.4尺)、中央間の左右各1間あたり0.60m(2尺)となる。なお、この復元値は、柱穴における柱位置の詳細が明らかでないことから、1尺あたり0.300m程度と仮定して検討した推定柱筋の寸法である。

出土遺物 無し(以下、S A002～004、007と008についても同様)。

時期 S A001に対する評価に準じる(以下、S A002～004、007と008についても同様)。

S A002〔第29図〕 S A001の北端、S P232から西へ延びる一本柱列。東西検出長約8.1m。8～9基の柱穴によって構成されている。真北で東へ90.5°振り、S A001との間の角度は93.5°になる。

S A003〔第29図〕 4組の一本柱列の中では、北西角の位置が最も南東にある柱列で、南北方向の柱列をS A003と呼んでいる。S P438を北端とし、南北に9基程度の小柱穴が並ぶ。検出長約10.4m、方位は真北で西に1.5°振る。

S A004〔第29図〕 S A003と連結する東西方向の一本柱列である。東西検出長約9.1m、方位は真北で東に92°振る。S P438を東端とし、東西に8基程度の小柱穴が並ぶ可能性がある。

S A005〔第29図〕 4組の一本柱列の中では、最も方位が西に振っている一本柱列である。S P428を北端とし、南北に8基程度の小柱穴が並ぶ。検出長約9.4m、方位は真北で西に9.5°振っている。

出土遺物 無し。

時期 S A001、006に対する評価に準じる。

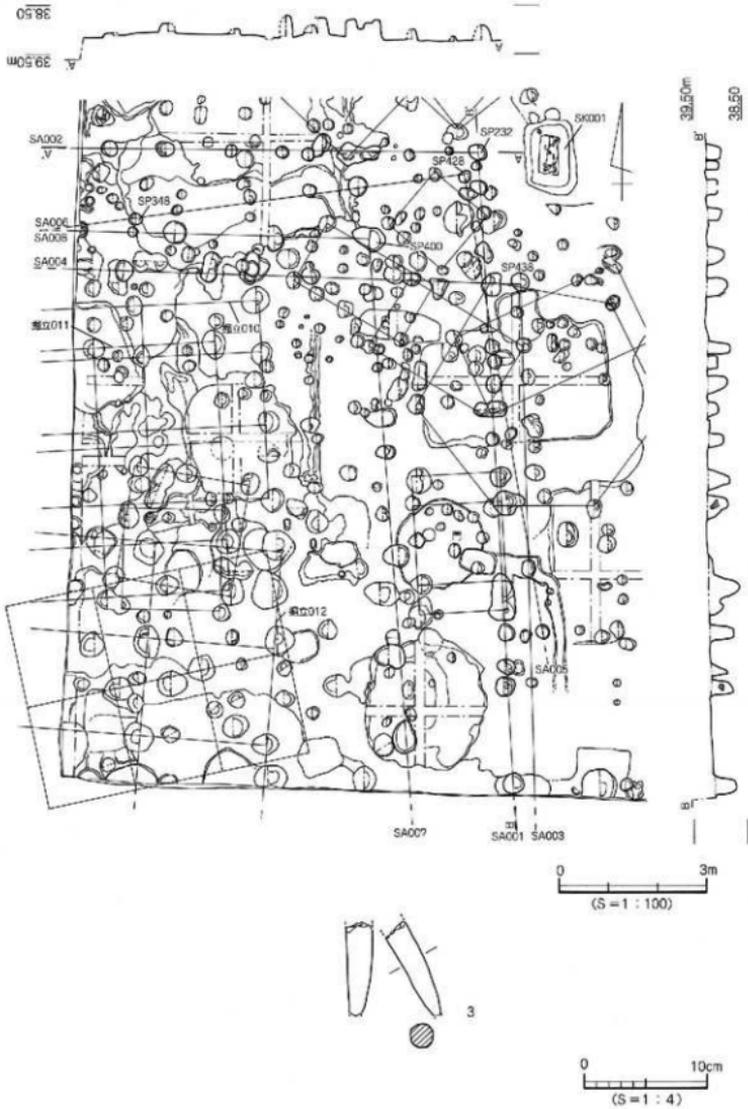
S A006〔第29図〕 S P428を東端とし、東西に8基の柱穴が並ぶ。検出長約8m、方位は真北で約97.5°西へ振っている。

出土遺物 3はS P348出土の中世の羽釜の脚部の破片である。

時期 中世後期を上限とする。

S A007〔第29図〕 S P400を北端とし、南北に7基ほどの柱穴が並ぶ。検出長約11.2m、方位は真北で約4°西へ振っている。

S A008〔第29図〕 S P400を東端とし、東西に4基の比較的大型の柱穴が並ぶ。検出長約5.8m、方位は真北で約91.5°東へ振っている。



第29図 SA001~008と門

3 墓

SK001 [第30図] 調査区の中央部北東寄り、屋敷地外郭の溝と一本柱列との間に位置する方形の木棺墓である。墓壇の規模は、南北1.56m、東西1.01m、深さ0.58mの不整長方形で、方位は長軸で真北から西へ3°振っている。

木棺は長方形で、底板の半分程度と、側板の棺底近くが部分的に腐朽した状態で確認されている。棺材の厚みは残りの良い部分で5～13mmであった。木棺は墓壇底との間に6～11cmほど土を置いたうえで置かれている。木棺は土圧等の影響によって歪んでいるが、側板外面における寸法は、長辺749mm(2.5尺)、短辺391mm(1.3尺)、側板の残存高85～100mmを測る。基準尺は0.300～0.301m程度。4面の側板は底板に対して垂直に立ちあがる。墓壇内に置かれた方位は、ほぼ真北に対応する。

棺材の痕跡と棺内黒土ならびに棺外埋土の区別は、遺構の検出段階で可能であった。棺の内外における上に違いは無く、棺内の堆積状況は概ね水平であった。底板が腐りながらも遺存していたのは、棺内中軸線付近から東寄り、で、南側板近くでは完全に腐っていた。側板は北木口板と西側板の北半部分の遺存状況が比較的良好であった。

遺骸の痕跡としては、いずれも粘土化した歯8本と若干の骨が確認されている。腐朽が激しく、取り上げる際に原形を留めることが困難で、最終的に保存処理によっても遺物としての維持管理が困難であると判断から、後日、現地に戻すこととした。したがって、原因には遺物としての取り上げ番号と下端のレベルを記録しているが、欠番となっている。底板痕跡の上面で検出されている厚さ1mmから47mmほどの黒褐色結質土の層(7層)は、遺骸に起因するものかもしれない。

歯の外面のみが薄い殻状に遺存したものを8本分検出した場所は、棺内の北西角に近い位置である。これにより、頭位方向が北であることが判明している。ただし、この部分では底板は完全に粘土化していたほか、顎の骨も同様であった。

頭位近くで検出された比較的大きさのある骨の残骸については、大腿骨や上腕骨等であることが推測されるが、棺内南寄り検出されたやや小振りのものについては、腐朽が激しく骨であるのかすら判断がつかなかった。底板の直上で検出されていることから、これも骨であったろうと推測するが詳細は不明である。このほか、棺内中央やや北寄りの位置にも、長さ5cm程度の小さな骨の残骸が確認されているが、これについても部位は不明である。

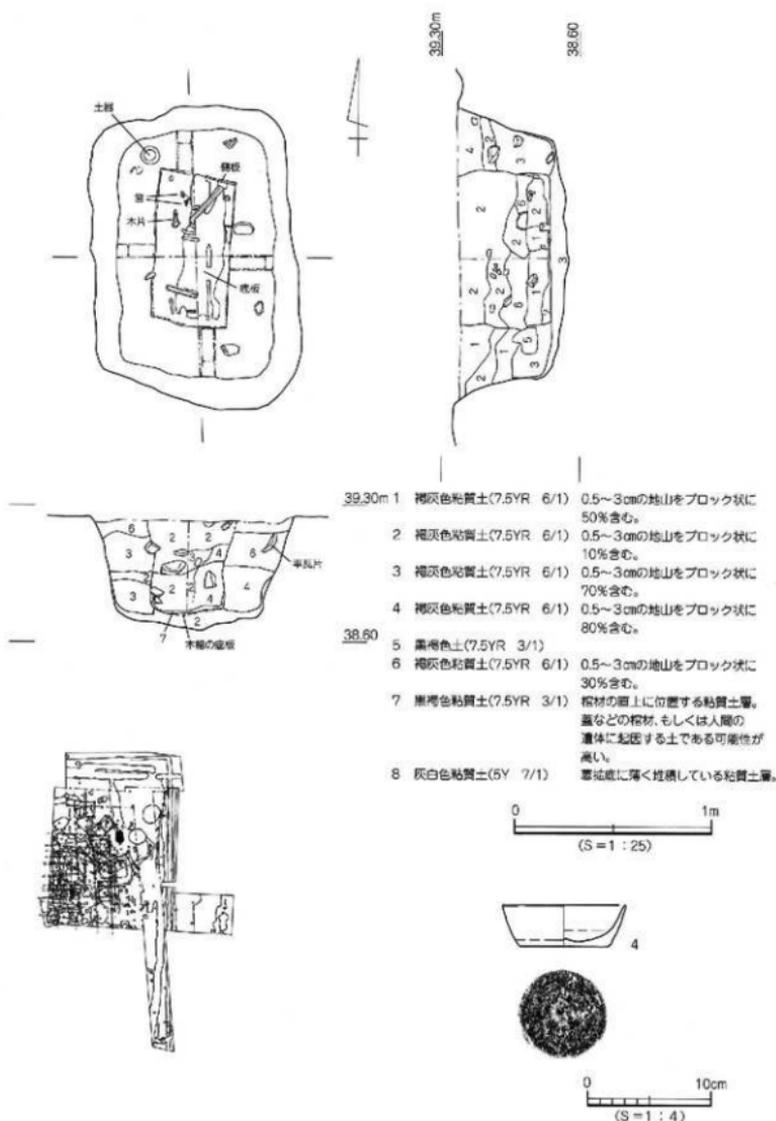
副葬品としては、棺外の墓壇内北西角に土師器の坏4が1点置かれていたのみであった。レベルの記録から、棺を固定するために置き土を水平に入れた後、その上面に伏せた状態で供えられたものとみられる。なお、前述の歯の痕跡のすぐ南で検出された多少厚みのある木の残骸については、棺材の一部ではなく副葬品であった可能性も否定できないが、詳細は不明である。

出土遺物 前述の通り、人骨と歯、木棺については取り上げをおこなったものの粘土化しているため遺物として持ち帰ることを断念した。

4は土師器の坏である。口径99mm、器高34mm、底径72mm。口縁部は直線的に立ち上がる。底部は撫で調整されているため切り離しについてはよくわからない。特に底部外面の磨滅が激しい。内面は丁寧な横撫でによって仕上げられている。胎土は精製されたきれいなものが用いられており、橙色に焼きあげられている。

このほか、墓壇内の埋土中から来住庵寺のものと思われる平瓦の小片が1点出土している。

時期 4の形態から、16世紀後半ころのものである可能性が高いと判断している。



第30図 SK001

4 井戸とその関連遺構ならびに出土遺物

屋敷地北東角に位置する井戸1基のほか、井戸の掘りかけと想定している円形の土坑(S K003)に加えて、井戸の排水溝と考えられる4条の素掘り溝(S D010)が関連する遺構である。

SK003 [第31図] S E001の北東に隣接する直径2.6～2.7mの円形の土坑で深さは0.32m。井戸を掘りかけて途中で中止したものではないかと考えているが確証は無い。図化可能な遺物はない。

SD010 [第32図] 井戸から南東ないし南方向へ延びる浅い溝。4条に枝分かれする。切り合い関係は隣接する屋敷地外郭東限の区画溝を含めて不明である。埋土の性質に差は無い。井戸付近の排水溝で、4条掘られているのは外郭東限溝4条に対応するのではないかと考えている。出土遺物無し。

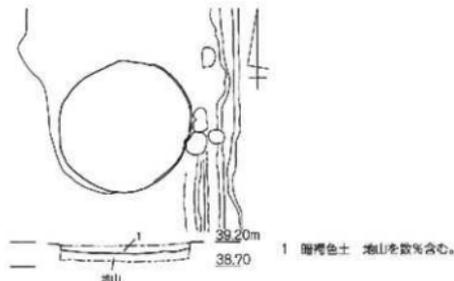
SE001 [第32図・第33～42図] 屋敷地北東角、外郭の区画溝と一本柱列との間の空間に設けられている。上面では浅く広めに掘り込まれており、検出時の平面形状は、東西約2.5m、南北約2.2mの長円形で、地山面から0.4mほどのところで直径約1.8mの円形となる。底から1mの高さのところで直径はおよそ1.1mを測る。地山上面からの深さは約4.4m。井戸底から石を積んでいるが、北部から東部の一部分以外では底近くを除いて失われていた。石材の一部は埋土中から発見されたが、相当数について抜き取って持ち去られたと考えている。

掘り下げるにしたがって半載状態での記録を取ることが困難になっただけでなく、一部だけが遺存する石積みが不安定で危険と判断し、現存する石積み部分も外しながら全掘することになった。したがって、第32図に示す土層断面図は、調査の途中段階までの記録である。断面図に石積みが記録されている部分が概ね下層として扱った箇所であり、この部分については解体せず、最終的に保存している。

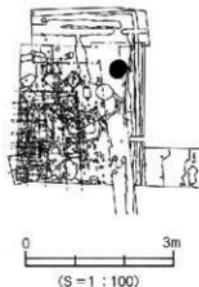
出土遺物 第33図の5～7は井戸廃絶時に井戸を密閉するために投入された土から出土した遺物。

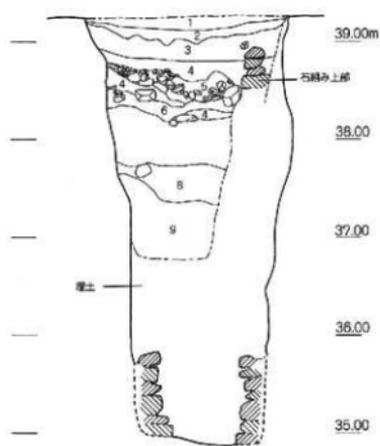
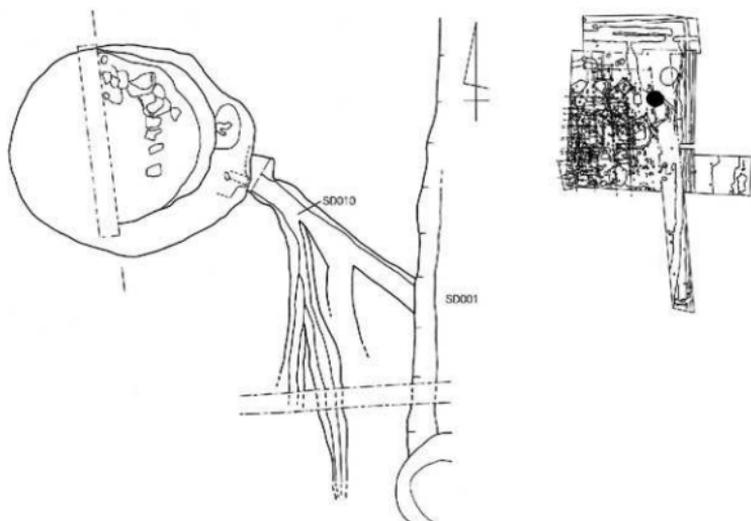
8～11は、木製品などに伴って出土した井戸下層の土器と瓦である。

5は平安時代ころの均整唐草文軒平瓦、6は飛鳥藤原宮期を上限とする四重弧文軒平瓦の破片である。ともに来住庵寺の継続期間中の瓦である(写真図版10)。7は土師器の皿の底部で、回転糸切り底。8は土師器羽釜の口縁部。断面三角形の突帯は撫でつけられて口縁端部と一体化している。9も回転糸切り底の土師器の皿。10は皿の小型品。磨滅が激しく底部の切り離し技法は不明。11は来住庵寺のもの

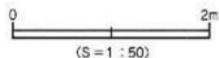


第31図 SK003

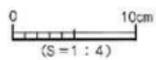
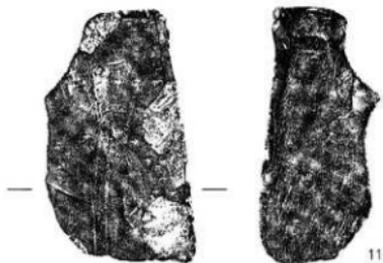
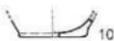
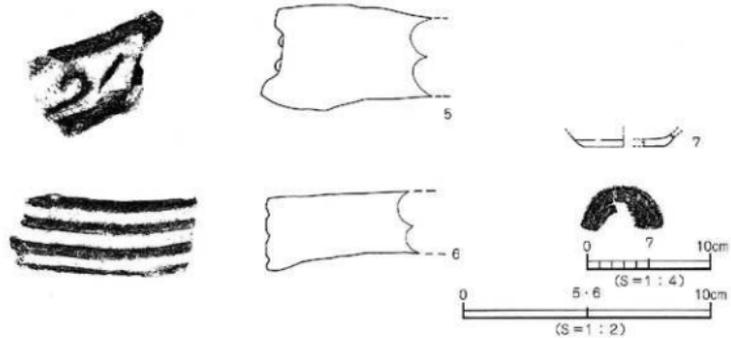




- | | | |
|---|------------------|------------------|
| 1 | 褐色粘質土(10YR 5/1) | 3次銅金時の壁土 |
| 2 | 淡黄色粘質土(2.5Y 8/4) | 城山、3次銅金時の壁土。 |
| 3 | 黄色土(2.5Y 7/8) | 黄灰色土を粒状に4%含む。 |
| 4 | 褐色粘質土(10YR 5/1) | 黄褐色土をブロック状に数%含む。 |
| 5 | 黄色土(2.5Y 7/8) | 黄灰色土を含む。 |
| 6 | 褐色粘質土(10YR 6/1) | 黄灰色土と褐色土を50%含む。 |
| 7 | 黄色土(2.5Y 7/8) | 20cm程度の黄灰色土を含む。 |
| 8 | 黄色土(2.5Y 7/8) | |
| 8 | 黄色粘質土(2.5Y 7/8) | |



第32図 SE001



第33図 SE001出土遺物

と考えられる丸瓦の基部近くの破片。2次的に焼け焦げた跡があることから、葺き足を示すものかもしれない(写真図版10)。

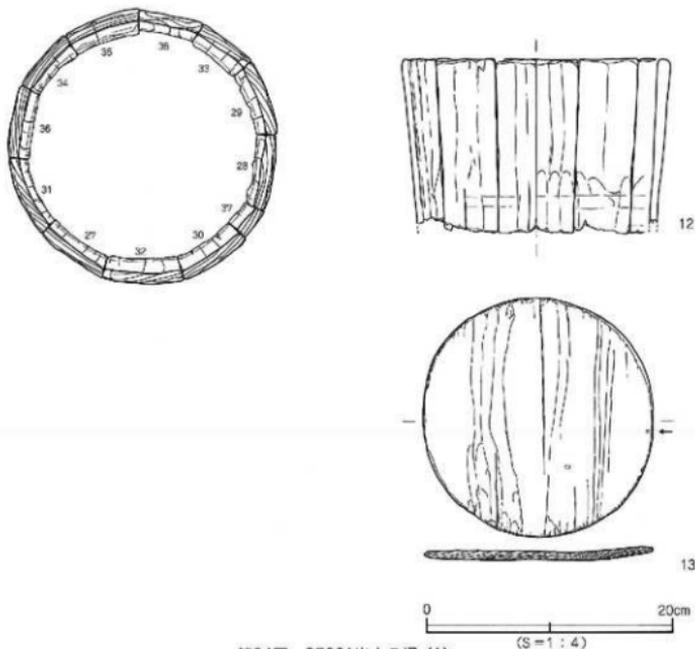
なお、井戸下層出土の土器と瓦以外の木製品と石製品を中心とする遺物については、この後、順次、詳述する(第34図～第42図)。

時期 井戸下層出土の土師器羽釜8と土師器の皿や坏の形状は、この屋敷地を構成するほかの施設からの出土遺物の年代観である16世紀代ないし16世紀後半ごろに照らして特に矛盾はない。

SE001下層出土木製品[第34図～39図] 第34図と35図は、井戸下層から出土した桶のうち、全体形状の復元が可能であった2個体分をまとめたものである。合計24枚見つかった桶の側板のすべてをこの2個体分と考え、図に示すような配列に復元可能である。その場合、竹ひご等で締めた痕跡や底板の痕跡のあり方に矛盾は無い。底板については容器の蓋等に転用されたものを含めて計15枚確認されている中で、直径等から最も可能性の高いものを仮にあてた(13・15)。

桶1の側板は12枚で構成される。なお、図中の数字は、木調査における木製品としての実測図番号である。

側板の寸法は、幅については大小様々である。長さは一定程度に揃っているようにも見えるが、桶の底に当たる狭端部は腐食しやすいため確実に原形を保っているものは少ない。桶1としての寸法は、組



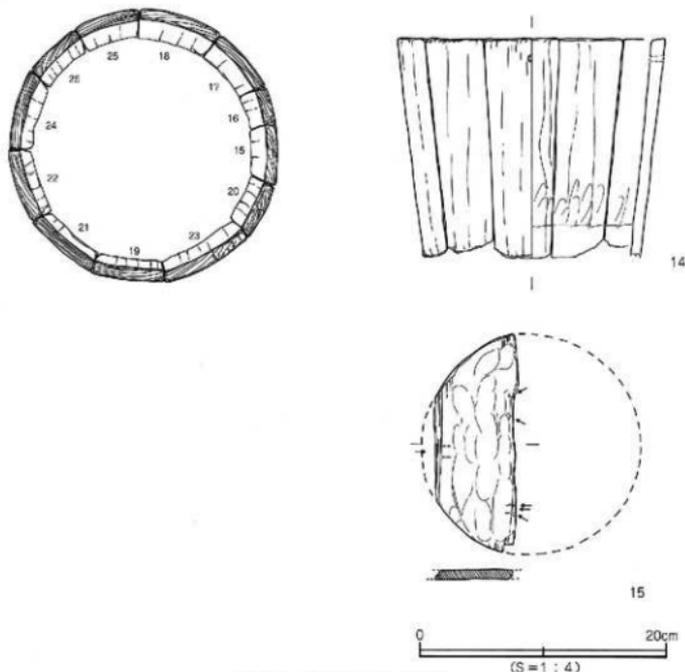
第34図 SE001出土の桶(1)

みあげる際の締め具合にもよると思われるが、側板上端部の内法で径198～205mm（6.5寸～3分の2尺）、側板下端部内法径180～185mm（5.9寸～6寸）、底径（底板外径）186～193.5mm（6寸～6.25寸）、器高は141mm（4.6寸）を測る。桶の平面形状は真円ではなく、口径、底径ともに7～7.5mmの差が存在する。基準尺の尺長は、1尺=0.309～0.310m程度と考える。

側板内面の下端から21mm～31mmの高さと、外面の下端から21～30mmの範囲に、内面側で幅10mm、外面には幅8mm強程度のタガで締められた痕跡が読み取れる。側板の内面は、下端から45～50mm程度の範囲で縦方向に削り込まれているが、これは、側板を底板の形状に合わせるために行われた微調整であろうと思われる。側板内側の底板と外側のタガで側板の下部の位置を合わせ、最終的に内側にもタガを落とし込んで底板が上方にずれることを防ぐ仕組みであったと考えられる。復元される底板上面の位置は、口縁上端から121mmとなる。器高は141mmであるから、底板の厚さが13のように7～8mmとすると、側板下端から底板下面までの高さは12～13mmと推測される。この部分は常に水場に接しているためか腐食が激しく、桶1、桶2ともに大半の部分が失われている。

なお、使用されたタガは、第39図に示す幅8.5～10mm程度の竹ひごとみるのが妥当ではないかと考えている(33-34)。

底板は大きな割れが生じているが、元々1枚の材で作られており、この点は桶2と異なる。底板の側



第35図 SE001出土の桶(2)

面に木釘を打ち込んだ跡が1か所だけ確認される。

桶2も桶1と同様に12枚の側板の配列が判明している。底板は15が該当する可能性が高いと考えている。桶1と異なる点は、側板上端部近くに1か所だけ穿孔がされていることと、底板が組合せ式であることである。

側板No19の広端面から32mmの位置に直径3～5mmの丸い穴が貫通しているが、把手の取り付けに絡むものと考えている。底板は少なくとも3枚以上に分割して作られたものを組み合わせて使用している。2本平行の木釘で接合された箇所が2か所のほか、ハの字形に木釘穴が認められる箇所が1か所ある。

全体の寸法は、口縁上端部内法で径199～201mm（3分の2尺）、側板下端部内法径178mm前後（6寸）、器高も178mm（6寸）を測る。側板の内面下端から26mm前後のところにはタガの痕跡があるが、幅はわからない。また、外面のタガ痕跡は不明である。底板の直径は177～180mm程度に復元した。製作時に使用された基準尺は1尺=30cm弱前後である可能性が高いと考える。なお、桶1と異なり、桶2の平面形状は真円に復元することが可能である。

第36図と第37図には、桶の底板と考えられるものをまとめた。側面には可能な範囲で木の年輪を描き込んだ。

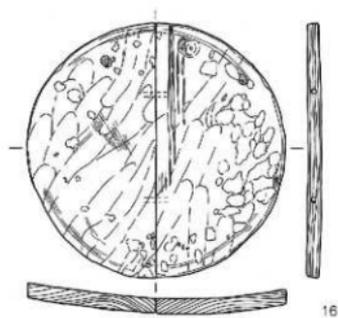
第36図の6個体は分割して作製し、組み合わせて円形にしたものである。第37図の5個体は、完全な1枚ものか、あるいは、少なくとも現状の割れ口において木釘穴をはじめとする接合に関わる証拠を確認することができないものである。

16は2枚に分けて作られた桶の底板である。合わせ面に木釘の痕跡が2か所確認される。直径207mm～210mm（1尺=30cm弱の7寸）、厚さ10～12mmを測る。

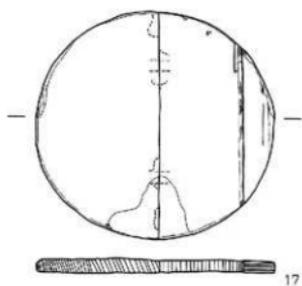
17は3枚合わせで作られた底板。中央の接合部は、外縁から4～5cmのところには1対の竹ひご状のものを打ち込んで接合しているほか、さらに外縁に近い側では、接合部のすぐ傍に板の側面から斜めに木釘か竹ひご状のものを打ち込むことによって補強している箇所が2か所ある。竹ひごと考えられる部品の幅は、8.5～8.8mm（処理後の数値）を測る。寸法は直径133～135mm（4.5寸）、厚さ9.5～11mm。

18は2枚合わせのうちの1枚。端部は割れであって接合面ではない。実測図は表表面を反転させて起こしたもの。直径は228～232mm程度に復元される。1尺=0.298mの7.7寸か、1尺=0.308mの7.5寸と解釈する。厚さ6～8mm。中央近くの接合面には、外縁から42～43mm内側の位置に木釘穴が1対認められるほか、それぞれの外縁寄りの平面に径1～2mmの小さな穴があげられている。この穴は、接合面が破損もしくは緩んできた際に紐で縛って補修する目的であげられたものと考えられる。補修後は桶ではなく、壺など別のものに転用された可能性もある。板の側面に1か所だけ木釘を打ち込んだ跡が確認されるからであるが、これがどのような意味をもつものかわからない。同じような木釘穴が、桶1の13でも1か所だけ確認されている。なお、表面に刻みこまれた鋭利な刃物による細い筋状の痕跡は、庖丁の跡と考えている。最終的に28と同様、まな板に転用されたようである。刃の跡の付き方から判断する限り、中央で割れる以前にまな板として使用されたものと判断される。

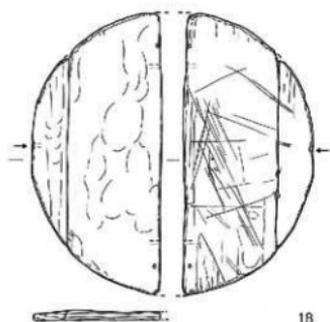
19は少なくとも2枚の板を組み合わせて作られた底板である。直径146～148mm（5寸）、厚さ7～8mm。接合面に1対の木釘穴が確認される。側面に4か所打ち込まれている木釘はその位置と角度の分析から、いずれも底板の接合に必要とされたものではなく、側板と底板を固定するためのものとみられる。ただし、桶としての全体が分かる桶1と桶2の場合、側板の狭端部にこのような接合は認められて



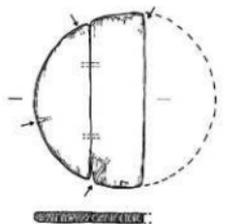
16



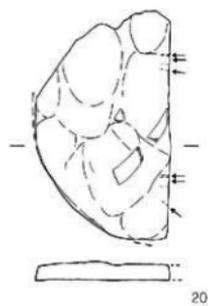
17



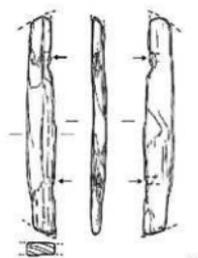
18



19



20



21



第36図 桶の底板(1)

いない。

20は接合に竹ひご状の部品を2本用いている底板である。直径は190mm弱(6寸程度)と想定されるが、側面の半分以上が朽ちているため詳細は分からない。厚みは12～15mmに達している。荒い削りによる凹凸が表面に残されており、ほかの底板とは印象が異なる。竹ひごの幅は5.5mmと8.5mmである。

21は竹ひご状の部品で接合している状況が確認されたことから桶の底板であることが判明したものである。竹ひごの幅は6～6.5mm程度で、ほかの例に比べてやや小さなものである。接合部の反対側の側面は割れて失われたものと考えているが、原形を保っているようにも見える。現状の寸法は、残存長約175mm、厚さ9～11mmを測る。

第37図にて提示する桶の底板22～26の概要は以下の通り。いずれも接合によらず、1枚の材から作られている。

22は割れているが1枚の材から作られた底板である。長径196mm(6.4寸)、短径184mm(6寸)、厚さ12～13mmを測る。卵型に近い長円形に作られている。

23も1枚の板から作られている。長径169mm(5.5寸)、短径156mm(5寸)、厚さ6.5～9mmを測る。22同様、真円ではなく長円形の平面形状である。中央部が厚く、長径縁部は薄い作りになっている。

24はまな板に転用された底板である。両端の割れ口に接合の痕跡は認められない。転用後の使用もあってか、全体にかなり磨減が進んでいる。円形に加工された周縁部の磨減が激しい。直径217mm前後(7寸)の円形に復元しているが、正確には不明である。厚さは瘦せた部分で7mm、厚みのあるところで9mmを測る。

25は側面に2か所計3つの木釘穴を確認することのできる底板である。2本一組で交差するように打ち込まれた箇所がある。これも磨減が進行し、かなり瘦せている。木釘穴が位置するのは、側面が直線気味に加工された側に限られる。円形に復元しているが、両側縁が直線的な長円形であった可能性が考えられる。推定される寸法は、長径222mm(7.5寸)、短径207mm程度(7寸)である。厚さは中心寄りの残りの良い部分で9mm程度である。

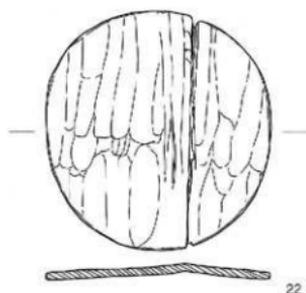
26は小型であるが厚みのある個体で、割れ面等に木釘穴は無い。厚さは10～12mmを測る。

第38図の2個体は木製容器の蓋の一部と考えられる円形の板である(27-28)。

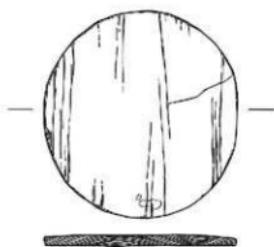
板の縁に2つないし3つ一組の穴を3か所以上設け、ここに櫛状の部品を立てて、その間を櫛数センチ程度の薄い木の板等を巻き込みながら一周することによって、器本体に対する蓋としたものと考えている。挟み込んで巻きつける木の薄板については、第39図で提示した31や32が関連するものと考えている。

27は3か所に2つ一組で穴がつけられた木製容器の蓋である。6つの穴の表面における直径は3～5mm、穴本体の直径は2～3mmほどである。1組を構成する2つの穴は、10～18mmの間隔で配置されている。平面形状が長円形になる蓋材の長軸中心線上に縦方向に2組、これに直交する短軸上に1組設けられている。1か所だけ3つ目の穴をあげようとした箇所があるが、途中でやめている。穴の位置を変更したのかもしれない。

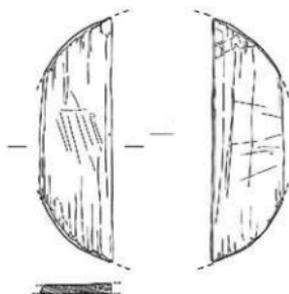
寸法は、長径222mm(7.5寸)、短径200mm(6.7～6.8寸)、厚さは8～9mmを測る。長径の寸法は25と共通である。なお、長径の0.9倍の寸法を短径としたのであれば、短径は6.75寸の設定と考えることができる。この場合、基準尺の寸法は0.296mとなるが、対象物が木製品であるため、伸縮などで変形している可能性もあることから、前後数ミリ程度の誤差は含んでいると理解される。



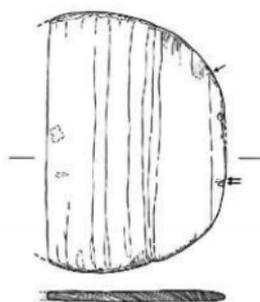
22



23



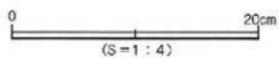
24



25



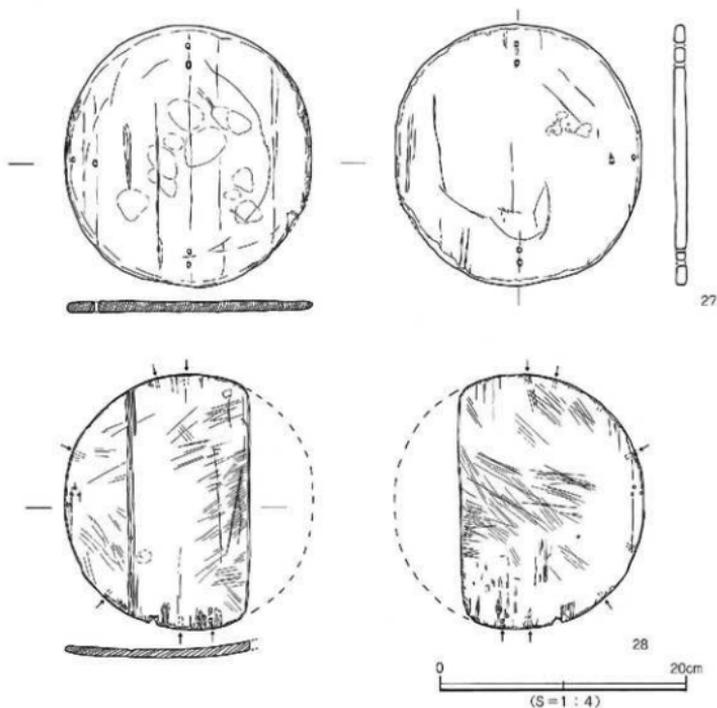
26



第37図 桶の底板(2)

28も木製容器の蓋である。長径218mm (7.4～7.5寸)、短径201mm (6.75寸)、厚さ55～85mmを測る。27とはほぼ寸法的には同じ大きさであるが、長径の数値に若干の違いがある。穴の数は3つで一組のものが2組確認される。27と同様に、穴は3組以上存在したと考えられるが、1組については材が割れてしまったため失われている。3つの穴は、5～10mmの距離をあけて三角形に配置されている。このうちの一組では、3つの穴のうちの2つに、木釘ないし竹串状の部品が遺存していることから、先に27の説明の冒頭で述べたような使用状況を説明することができる。ただし、27に比べて平面にあげられた穴の位置が幾らか周縁寄りであることから、これが蓋として用いられた容器本体の口径は、27の本体に比べてより大きなものであったと想定される。

3つ一組の穴以外に、平面にも別の穴があけられている。溝状に材が瘦せた部分に穴が2つ存在する。このうちのひとつは未貫通で、穴があけられているのはひとつだけである。両穴の間隔は57mmで、ともに外縁から内側に63～64mmの位置である。この穴と、人為的に設けられた溝のようにも見える材の瘦せた部分の意味は不明であるが、材の割れた位置が、中軸を挟んでこの溝状の部分と対称の位置にあたることから、一連の状況は、溝状の部分も含めて人為的なものと理解すべきではないかと推測する。



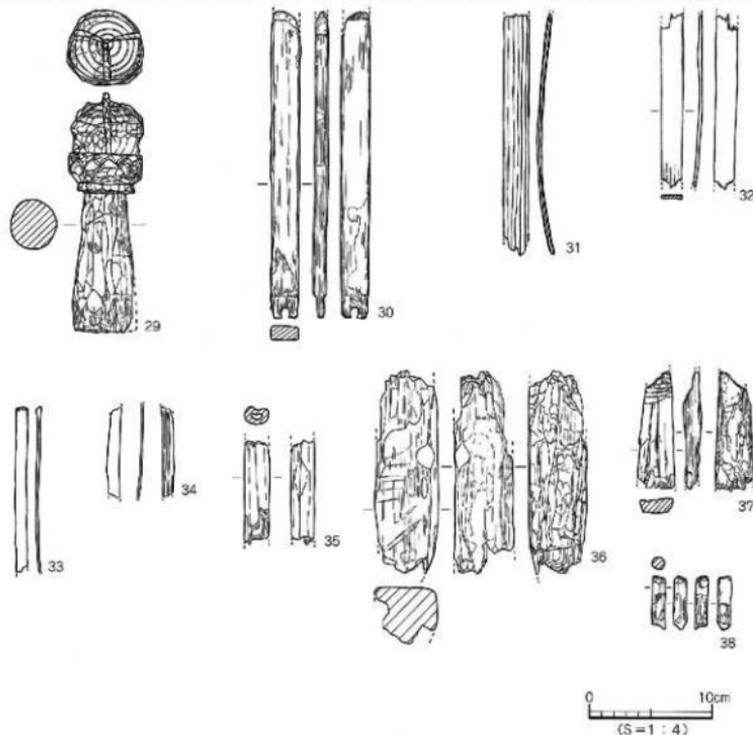
第38図 木製容器の蓋

割れ口の位置は、穴があけられた溝状の部分と同様に、溝が切られていたのではないかと考える。割れ口に元々溝が切れ、そこにも穴があけられていたとすると、左右の穴同士の間隔は、99mm程度に復元可能である。この寸法は、1尺のちょうど3分の1にあたる。

この個体の場合、側面にも木釘穴が存在しており、この点は27と異なる。木釘穴は候補も含め計9か所確認されるが、これらの穴は、先に説明した3つ一組の平面の穴を利用して復元した蓋とは無関係のもので、桶など木製容器の底板として用いられていた時期があることを示していると考えられる。

さらにこの個体は、最終的にまな板として再利用されている。内外面ともに庖丁によると思われる細かい使用痕が認められ、その付き方は、ほかのまな板転用のものと比べてかなり密度が高く、徹底して使用された状況を想定可能である。

結論として、木製容器の蓋として報告する28については、底板とまな板に加えて、小穴を伴う溝状の掘り込みが加えられる段階を含めると、4通りの用途を想定する必要があると言える。この個体については、樹種鑑定を行った結果、ヒノキ属であることが判明している。耐水性に優れた硬質の針葉樹材を薄板状に加工して、しかも丸く仕上げているわけで、相当な労力を費やしたことは容易に想像できる。



第39図 SE001下層出土木製品

こうした理由から、可能な限り繰り返し利用されたものと考えられる。その順序としては、まず最初に桶などの底板、続いて木製容器の蓋、さらに第4の用途、最終的にまな板ではなかったかと想像する。

第39図は井戸下層出上のその他の木竹製品である。29は木製の擬宝珠（巻頭図版）。30は桶などの把手の部品、31と32は木製の薄板で、木製容器の蓋の部品と考えられるものである。33と34は竹ひご。35は変形した竹の一部で、加工痕は認められない。36～38は用途不明の木材である。

29は木製の擬宝珠である。頂部に火炎を模した突起が3条作り出されていることから、火炎宝珠と呼ばれるものと評価している。縁側の外端にある欄干（手摺）である高欄（勾欄）の親柱の上に飾りとしてはめ込まれたものである。親柱は高欄の隅に立てられた柱で、これに擬宝珠を付けたものを擬宝珠高欄と呼ぶ。禅宗様では用いられない装飾とされている¹。擬宝珠高欄に伴うものとする古建築における一般的な説明をあてて理解しているが、須弥壇に伴うものかもしれない。なお、樹種鑑定の結果、コウヤマキを使用していることが判明している。頂部を中心として同心円状に5本の年輪を読み取ることができ、木材の芯の部分を用いたことがわかる。

火炎部分を除く全長は189mm（6.2寸）、火炎の突起を含むと196mm、軸部長113mm（3.7寸）、台状の部分も含む擬宝珠の高さは76mm（2.5寸）、擬宝珠上部の最大径は60～61mm（2寸）、軸部最大径は推定で51mm程度とみられる。軸部の端は腐食により原形が失われているほか、軸部上部から下部にかけて部分的に剥離もしくは腐食のため加工痕が見えない部分もある。擬宝珠には部分的に朱が遺存しているところがある（巻頭図版）。

問題は、これを用いた建物がいつの時期のどのような施設であるのか、という点である。

井戸が属する中世後期のこの屋敷地の建物は3棟確認されているが、いずれも小規模な掘立柱建物であることからすると、このようなものを用いる状況は考えにくい。確かに敷地の中心部は調査地外南西寄りであって、発掘調査でどのような中心的な建物が存在するのか確認されているわけではないので、この屋敷に伴うものではないと断言できるものでもないが、屋敷地全体の状況から判断する限りその可能性はほとんど無いと言ってよいと判断する。それでは、来住庵寺に伴う可能性があるか否かということになるが、これについては時間的な隔たりが大きすぎて困難ではないかと考える。来住庵寺は、12世紀ころまでは瓦を葺きかえるなど活発な活動が行われた様子が確認されつつあるが、その後、廃寺となって以降、明確に中世のものとして断言できる瓦はほとんど出土しないのが現状である。近年続けられている金堂基壇とその近距離における一連の調査でも、中世段階の遺構は礎石の抜き取りに絡む溝などを除くとほとんど知られていない。来住庵寺の廃絶後、近世に至って近年まで存在した長隆寺の前身施設が建てられるまでの間に、中世段階の寺院は存在しなかったとするのが、現時点での見解である。以上の状況から、この擬宝珠がどのような使われ方をしていたのか、具体的にいつ頃のものなのかといった問題に明確な回答を出すことは困難である。

30は桶などの把手の部品で、柁目の角材である。現存長250mm、厚さ10.5～11.5mmを測る。両端部を除く軸本体の長さは228mmで、7.5寸程度の設定であったと考えている。31と32は柁目の木の薄板で、皿物の一部と考えている。先に27の冒頭で説明したような方法で使用されたのではないかと推測する。

33と34は竹ひごである。前述の通り、桶の底板を分割して作製する場合に、串状のものとともにこうしたひご状のものを用いて接合する場合があるほか（20）、桶を締める際のタガとして用いる場合があったのではないかと想定している（p.54）。幅は10mm前後。36～38は詳細不明の木材。37の先端は削って尖らせている。38は全体に削って整形されている。

井戸下層出土の自然遺物〔写真1～3〕 井戸の下層からは、木製品だけでなく、シダ科植物の枝、種実類、梅や桃の核といった自然遺物も出土している。

39は葉が失われたシダ科植物の枝の部分である(写真1)。全体形状を示すものはこれ1点だけであるが、このほかにも断片がいくつか出土している。根元部分を刃物で切っていると判断したことから、ただ単に井戸の縁の石組みの隙間に繁茂していたシダが井戸の中に落ちたものとは考えず、今日の正月飾り等でみられるような用途に使用されたものではないかと想定している。当地で正月に用いられるメ飾りやお飾りの餅に敷くウラジロではないかと考える。分析を行っていないため速断はできないが、根元を工具で切断していることから、必要とされて採取されたものであって、ウラジロ以外の雑多なシダではなかろうと想像する。井戸の廃絶時に行った祭祀で使用されたウラジロの可能性もあるのではないかと考えるが、本当のところはよくわからない。

種実については業者に委託して種の同定を試みた。分析の結果、同定された種実は計50個体であった(写真2・3)。

40～44はマツ属複雑管束亜属の毬果で、朽ちたものを含めて計8個体確認されている。45～47はカキノキ属の種子で、計13点出土した。種類によって種子の形に違いがあるらしい。48はヤブツバキの種子で、これ1点のみである。49と50は2点同定されているセンダンの核。写真3に掲載したモモ核51とウメ核計20点(52～71)は、同定された個体のすべてである。

このほか樹木では、ムクノキの核3点、クスノキ科の種子1点、草本ではミゾソバの果実1点が確認され、最終的に同定できなかったものが1点あった。

分析結果の所見によると、「これらの種実は古代ないし中世以降の集落遺跡や農耕遺跡から普通に出土する種実であり、人為性の高い植物である」と報告されている。いずれの種実も、この屋敷地の住人たちが食用にしていた植物か、庭木などの形で付近に植えられていたか、あるいは近所に自生していたものと考えられる。ちなみに、調査地のすぐ北に農道1本を隔てて隣接する来住庵寺金堂基壇においては、現在もクスノキの大木とヤブツバキが自生しており、大きな枝の茂みは農道を越えて南側の屋敷地北辺にまで覆いかぶさっている状況にある。ムクノキとセンダンについては、当地ではごく一般的な樹木であることから、基壇周辺に自生しているも全く不思議ではないが、マツは生えていない。このような状況から、同定された個体数が比較的多いウメ、カキノキ属、マツ属、の3種類の樹木については、庭木として屋敷地内の井戸に近い場所に植えられていたものではないかと想定する。当然のことながら、ウメとカキノキに関しては、果実を得る目的で栽培されていたものであろう。一方、個体数が少ないムクノキ、センダン、クスノキ、ヤブツバキ、モモについては、屋敷地内でも井戸からやや距離を置いた地点か、隣接する基壇周辺に生えていたのではなかろうか。この屋敷地の周辺、特に北側の金堂基壇付近においては、近年の雑木が繁茂する状況によく似た景観が、中世後期の段階にはすでに成立していたのではないかと考える。

なお、同定された中で唯一の草本であるミゾソバ(溝蕎麥)については、またの名をウシノヒタイとも言う。水田近くの溝などに生えるタデ科タデ属の一年生草本である。夏の終わりにから秋に蕎麥の花に似た花を咲かせることからこの名があるが、全く別物である。古来、止血効果があることが知られており、薬用植物とされるが、農家にとっては厄介な雑草である。近年、土壌中の有毒物質を効率よく吸収する性質に着目して、有効利用を図る動きもあるようである。

近年の調査地周辺においても、水田際などで普通に見られる植物である。

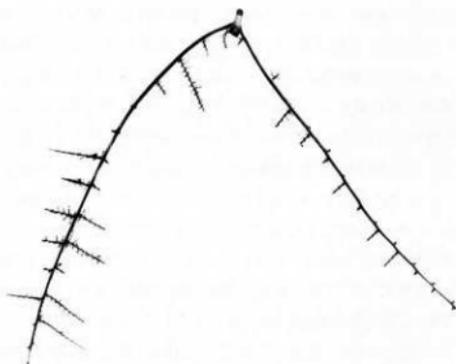


写真1
SE001出土 ウラジロ

39

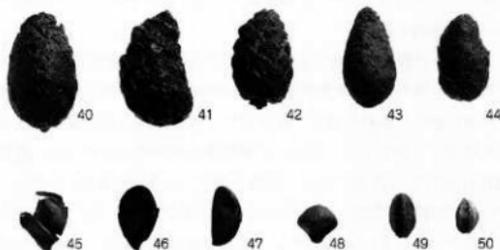


写真2
SE001出土 種実 (1)

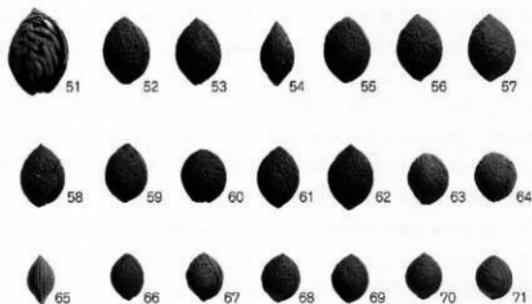


写真3
SE001出土 種実 (2)

井戸出土石製品〔第40～42図〕 井戸の下層から結晶片岩の残欠が出土している。また、石組みの石材の中に花崗岩製の五輪塔に用いられた石材²が含まれていたほか、一部は崩れ落ちて井戸の下層から出土している。第40図に大型の砥石1点(88)と、結晶片岩をまとめた。第41図は、五輪塔の石材のうち水輪と考えられるもの、第42図は同じく火輪3点(96～98)と地輪2点(99・100)である。

88は石英粗面岩製の砥石で、表面が黒く変色している部分がある。ススが付着したのではなく、木製品等の有機質遺物とともに長い間水に浸かっていた結果、色素が沈着したものと理解している。

72～87のすべてが中世後期の屋敷地に伴うものではなく、小振りなものについては、異なる時期のものも含まれると考えている。特に87は全く加工されていない自然礫で、弥生時代に石器素材として持ち込まれるこの種の石材によく似ている。当調査地では後述するように、弥生時代前期末から中期初めころの土坑や竪穴住居も検出されていることから、これらに伴う可能性も高い。

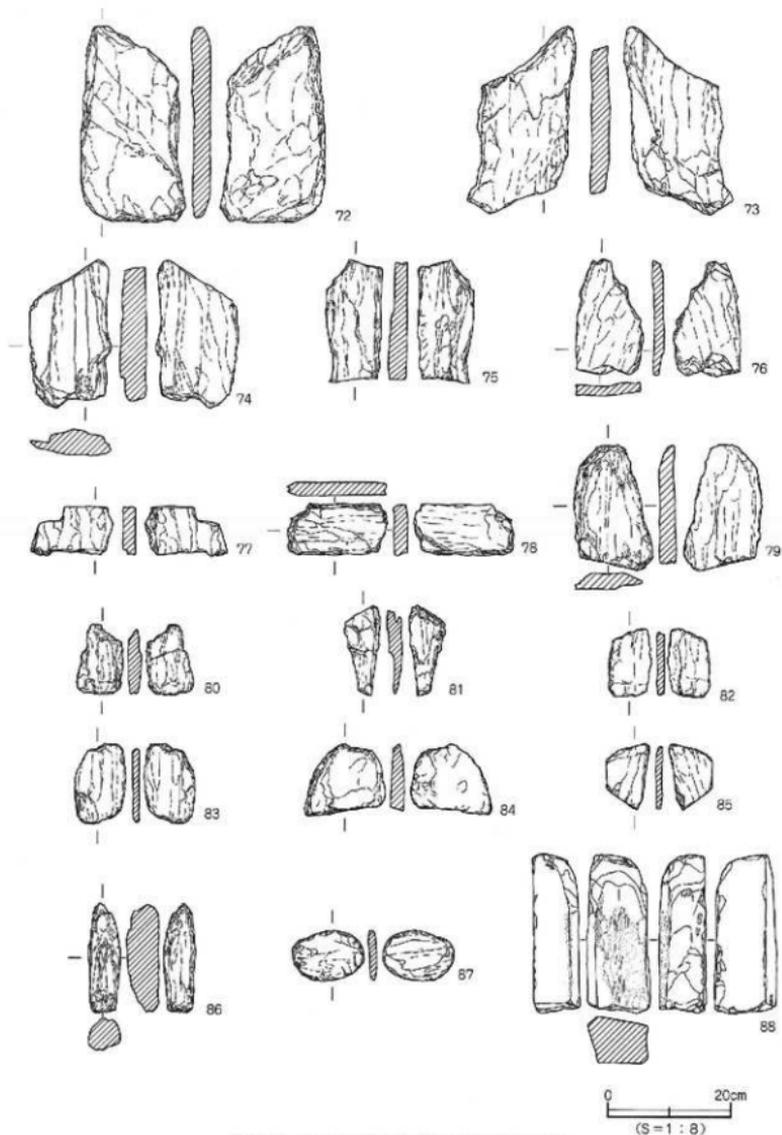
72～79は、比較的大型の結晶片岩の破片。平面形状や大きさに規格は認められないが、最も大型の3点(72～74)は短辺側の端が斜めに折られている。石材の性質上、いずれの場合も板状に剥離しており、72と73の厚さは25～30mm、74は35～40mmを測る。周縁の一部は打ち欠いて調整されている。75～79は、やや小型の破片である。

中世後期の屋敷地の井戸から結晶片岩が出土する理由をいくつか考えてみた。以下、石造物製作時に生じた残欠と考える案と、井戸の周囲などに板石を敷きつめて石畳風に使ったものではないかと、とする案のふたつを検討する。

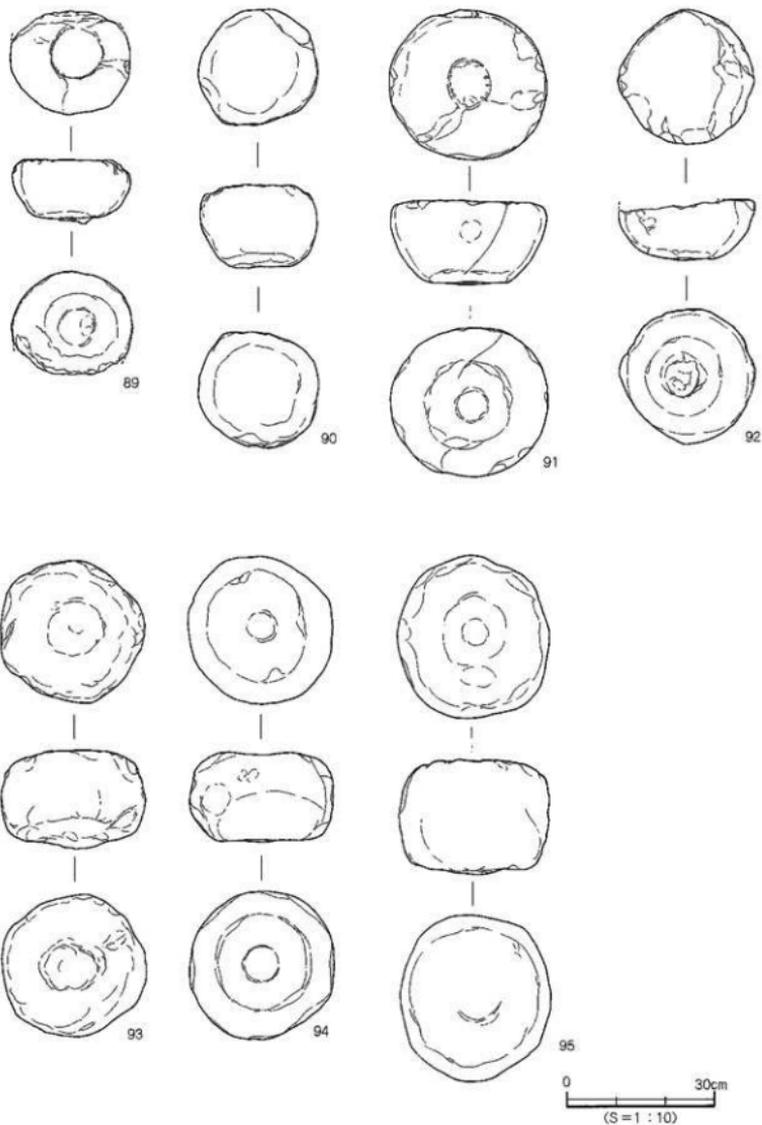
まず、石造物を製作する際に生じた残欠ではないかと考える場合について。具体的には、石材が結晶片岩であることから、板碑を想定するが、いわゆる青石の存在と関東出身の武士集団との関係から説明される阿波における板碑の盛行と結び付けて理解するのは困難なようである。もとより、松山における板碑の実態はよくわかっていないし、事例豊富な関東においては、最盛期は14世紀ころであって、15～16世紀は明らかに衰退に向かう時期とされているのである。ただし、数量的には最盛期には及ばないものの、庚申侍供養板碑と呼ばれるものに代表されるように、その造立主体が農業生産における一種の現世利益を求めたものに変化することが指摘されており、かつての結衆による板碑との違いが生まれたとされることには、注意を払う必要があると考える。ここで引用した板碑の動向³は、武蔵北部におけるものであるが、結衆による板碑との関係で、特に個人銘と集団造立によることが明らかな事例についてみると、15～16世紀、特に15世紀中ごろから16世紀中ごろにかけて事例が増大するという。こうした事例をそのまま適用してよいのであれば、16世紀後半を中心とする時期に比定されるこの屋敷地あるいはこれを含む村落において、地元産の青石を用いた結衆による板碑の製作が行われたことを想定可能ではないかと考えた。

次に、石畳案について。確かに水廻りということで井戸の周囲に石を敷くことはあり得るであろうが、その際に、地元産の石材であるとはいっても、重信川の南、砥部川流域から搬入する理由を説明することは困難であると考えられる。この程度の理由で石を必要とする場合、近隣の小野川や堀越川から砂岩等の円礫を調達する方が合理的ではなからうか。したがって、この案が成立する可能性は低いと考えた。

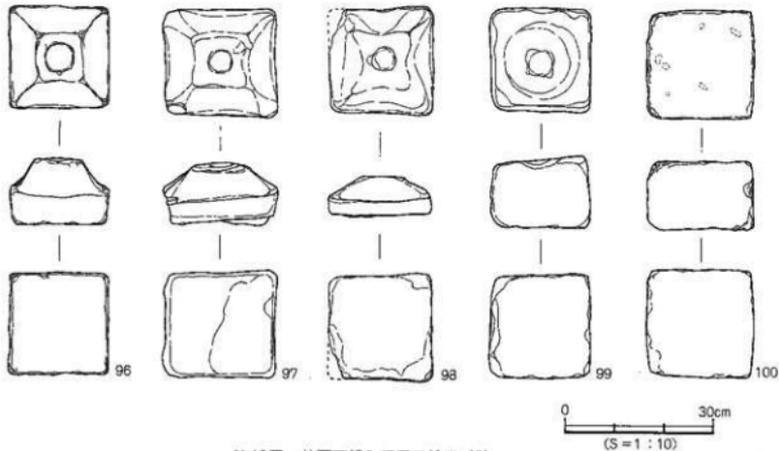
なお、周辺の中近世の遺跡から結晶片岩の大型剥片が出土している事例が2例ある。堀越川の北に位置する南久米町遺跡6次の江戸時代前半ころの屋敷地⁴と、川の南側、久米宮衛政庁に程近い久米高畑遺跡72次調査地⁵の中近世土坑である。時期的に符合することから、注意を要する事例と認識している。



第40図 SE001下層出土結晶片岩の残片と砥石



第41圖 井戸石組み転用五輪塔(1)



第42図 井戸石組み転用五輪塔(2)

89～95は五輪塔の水輪と考えられる石造物である。五輪塔の基礎部分である方形の地輪の上に載る。いずれも花崗岩製である。側面から見たときに下端が丸くすぼまる89～92と、隅丸長方形の93～95の2種類がある。多くの場合、下面の中央には、地輪に接合するためのホゾの出っばりが作り出されているが、風化によって剥離してわかりにくい状態である。上面は火輪を載せるため平坦に仕上げられているものが多いが割れているものもある。94については、上面を僅かに窪めている。各石材ともに平面形状は真円には作られていないので寸法のばらつきが認められる。ただし、91と93～95の大型品4点の場合、直径の最小値は93と94で290mm、同じく最小径で91と95の場合302mmを測る。水輪の直径を1尺前後に仕上げる意識がはたらいた結果であろうか。

小型の89と90については、上から2番目の石材である風輪である可能性も考えたが、火輪3点に対して大き過ぎることと、最上部の空輪を受ける穴が見当たらないことから、位置的に下位の水輪と判断したものである。通常、在地の石材を使用する場合、小さな空輪を受けるためにホゾとホゾ穴による連結が不可欠とされている。本事例のように五輪塔全体の規模で評価しても小型である場合、重量の軽い空輪を受ける穴は必ず必要で、この観点から、空風輪は含まれていないと判断した。

96～98は火輪である。五輪塔の下から3番目の石材である。上面の窪みで上から2番目の風輪のホゾを受ける。平面形状は完全な正方形に仕上げられているわけではない。98の場合、長辺と短辺の差は12mmに達しているほか、96と97の下面における一辺長の差は6～7mm存在する。寸法的には、7～7.5寸四方を意識して仕上げているのであろう。この点は、最下段の地輪(99・100)と同様である。

以上、五輪塔を構成する下から3段分の石材を確認した。最上部の空風輪については、小さ過ぎることから、井戸の石組への転用は行われなかったものとする。なお、石垣に転用する事例はよく知られており、石垣を守ってもらうという意識が働いた結果と解釈される場合もある。本事例についても、井戸に廃棄したのではなく、井戸の石組みに加えることによって、井戸を守ってもらうという考えが存在したのではないかと評価したい。

5 掘立柱建物

この中世の屋敷地に属する掘立柱建物を3棟検出している。いずれも、調査当初から、各建物の東部を検出したもので、調査地外西方へ続くものと考えてきた。

柱筋が揃う掘立010とその南の掘立012については、同時併存の可能性もある。掘立011は、010・012の柱穴との重複は無いものの、空間的に重なることは確実で、これらの建物群に対しても、前述の屋敷地外郭施設等と同様、ある程度の時間的な幅をもたせて理解することが可能である。

構造的には、掘立010と011の2棟については、建物の北もしくは南辺側に身舎に比べて1間あたりの柱間が多少狭い空間が付随する状況が特徴的である。掘立012に関しても同様の構造物が南辺に付く可能性があるものの、調査区南壁の外にあたっていることから、3棟が同じ構造であったのか否か、はっきりとはしない。

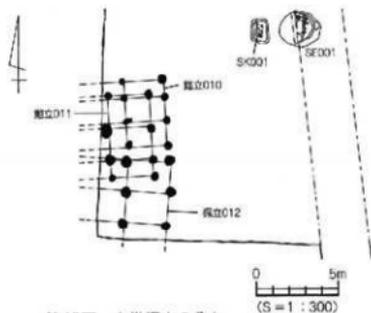
なお、南北2間の身舎に、やや幅狭の1間幅の空間が付くこれらの建物に似た構造の建物が、調査地の南約90mのところにある国道11号線関連調査(来住IV遺跡・R11-9)で見つっている(第85図)。5棟確認された該当時期の掘立柱建物のうち、数棟は桁行3間の柱間が等間でない可能性があることから、今回の調査で確認された3棟との類似性も指摘できるのではないかと考えている。

これらの建物の時期を推定するにあたって重要な遺物は、掘立010のSP205から出土している土師器の皿(101)と天禧通寶(103)があげられる。西暦1018年が初鋳年であるこの銭は、年代の直接的な決め手にはならないが、土師皿101の形態は、屋敷地外郭施設である溝や一本柱列、さらに井戸の埋土から出土した同様の遺物と比較して大差なく、16世紀後半ころのものと考えられる。したがって、掘立010等についても、この屋敷地を構成する施設と積極的に評価してよいものと判断している。

なお、調査地南西角で部分的に検出している掘立001は、古墳時代後期から久米官衙遺跡群の出現直前ころの建物と考えているので、次節にて報告する(第55図)。

掘立010〔第44図〕 調査地南西角に位置する中世の屋敷地に伴う掘立柱建物3棟のうち1棟である。南北桁行3間、東西梁行1間分を検出した。調査地外の西へ最低1間分伸びて梁行2間の形状ではないかと考えている。方位は真北から西に93°振っている。

南北3間のうち、北の1間分については、南2間の柱間と比較して明らかに狭い設定になっている。これを身舎に対する廂なし下屋と考えた場合、2間四方の東西棟の北側に1間分足される構造となる。



第43図 中世掘立の分布

る。ひとまず、この復元案に基づいて建物規模を推定すると、次の通りとなる。なお、北の1間分は仮に廂と呼ぶことにする。

桁行2間(2.41m×2間)、梁行2間(3.00m)、廂の出1間(1.05m)。桁行寸法は1間8尺の等間、梁行は1間5尺の等間、廂の出は3.5尺となり、建物全体の南北規模は13.5尺に復元される。廂の出は梁行1間の10分の7(0.7倍)に設定された。

1尺あたりの尺長は、0.3000mないし0.3013m程度となる。

柱穴の形状と規模、深さについて見ても、身舎部分の欄柱柱穴が特別しっかり掘られているといった傾向は特に認められない。S P 205とS P 206がほかの柱穴と比較して若干規模が小さいが、このことは、これらの柱穴を欄柱と考えず、建物内の柱とみなして東西桁行を2間と考える際に有効に働く特徴である。

出土遺物 101は土師器の皿、102は鉄鎌の一部、103は天禧通寶である。いずれもS P 205から出土したものである。

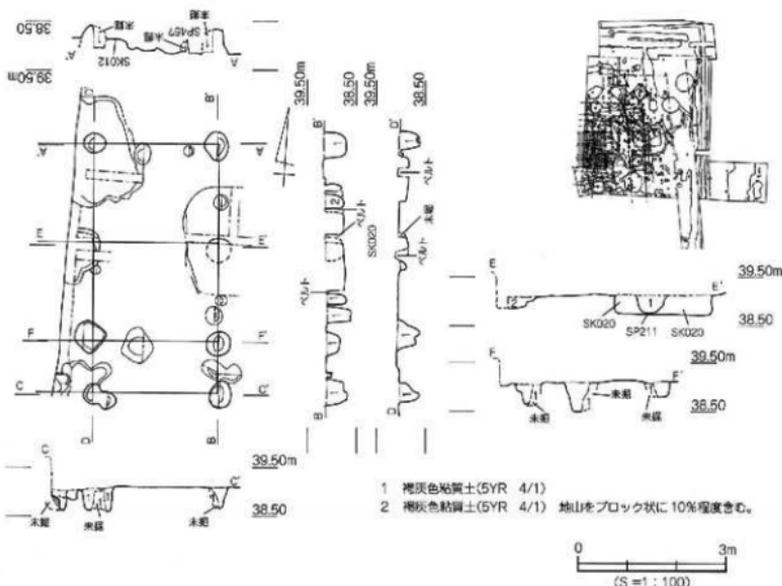
101の底部は回転糸切りで、口径104mm、器高27mmに復元されている。底部は厚手で、口縁部は緩やかに外反し、胎土は精製されている。102は鉄鎌と考えられる鉄器の一部である。刃部が一部残っており、幅は19.5mm～22.5mm、厚さ3.5mmを測る。103の天禧通寶は初鑄年が西暦1018年の宋銭である。

時期 101の形態から、屋敷地を構成する他の施設から出土した遺物と同様、16世紀後半に比定する。

掘立011 [第45図] 掘立010と掘立012に重複する位置に建つ中世の屋敷地の掘立柱建物である。

東西1間分で2.53m、南北2間(4.03m)+廂の出1間(1.10m)となる。方位は真北で西に3°振っている。掘立010と同様、調査地外の西へ続くものと考えている。したがって建物の全体規模は、桁行2間(5.06m)、身舎2間に廂1間を加えて南北3間で5.13mと想定する。

梁行方向の柱間設定を、身舎2間で13.5尺(1間6.75尺の等間)+廂の出3.5尺、梁行規模を17尺と考え



第45図 掘立011

る。桁行2間で推定5.06mを16.75尺、1尺=0.3018～0.3021に復元した。南北長辺から桁行2間の長さを引いた寸法差約7cmをおよそ0.25尺と考えた。ただし、建物の全体規模が定かでないため、この微細な寸法差に対する解釈が妥当か否か現状では決め難いため、尺を用いた検討結果は参考程度に止めておく。

出土遺物 図化可能なものは出土していない。

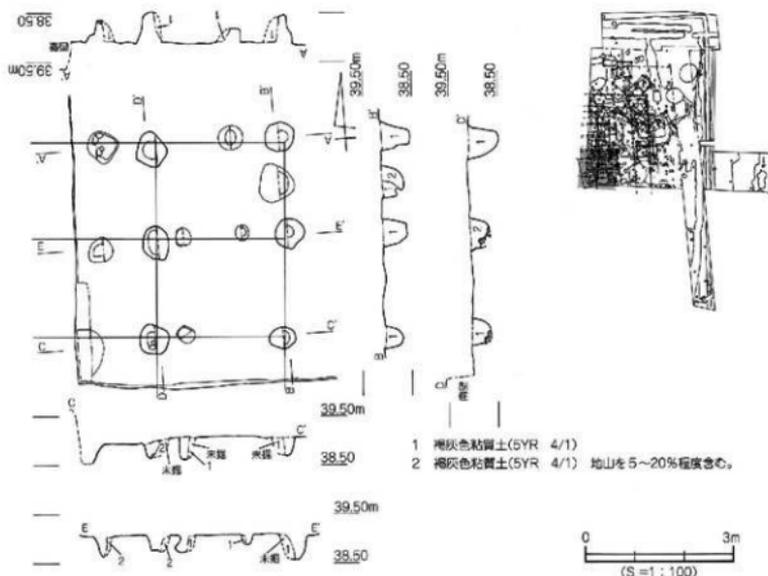
時期 掘立010と前後する時期の建物と考える。16世紀の後半と予想する。

掘立012 [第46図] 中世の掘立柱建物3棟の中では最も南に位置する建物である。掘立010および掘立011の柱穴との重複はない。他の2棟と同様、調査地外の西に続くと思定している。また、南側に1間幅で廂が付く可能性があると考えられるが、これについても調査区外であることから確認されていない。

東西1間分(2.59m)、南北2間(3.93m)を測る。方位はほぼ真北に対応する。東西2間とみて、桁行2間(5.18m)、梁行2間(3.93m)に復元した。桁行17尺、梁行13尺の設定で、造営尺の尺長は、1尺=0.3023～0.3047mと考える。仮に廂の出1間分を掘立011に準じて1.10mとすると、建物全体の南北規模は5.03m(16.5m)となり、桁行寸法から0.5尺減じた長さとなる。この規模は、掘立011に近似している。

出土遺物 図化可能なものは出土していない。

時期 掘立010と前後する時期の建物と考える。16世紀の後半と予想する。



第46図 掘立012

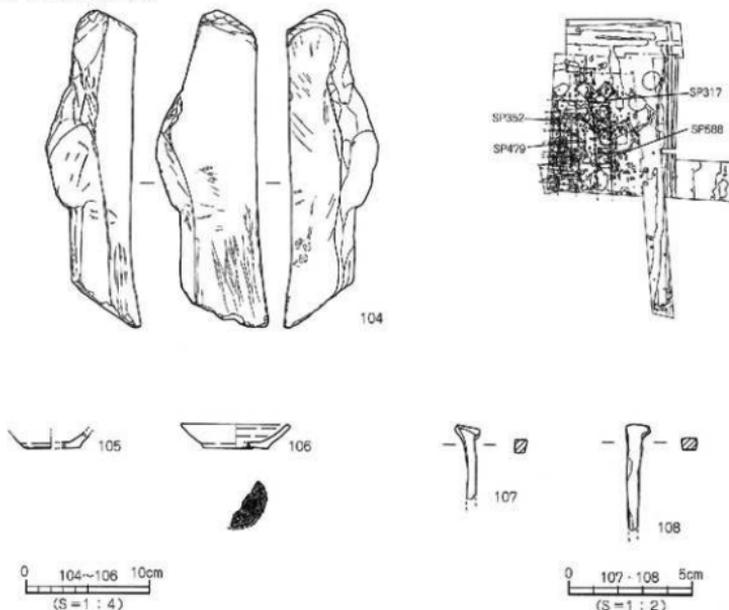
6 中世の柱穴と出土遺物

中世の屋敷地の内部の空間は、多数の遺構が高密度で展開するため、建物等の構造物として復元し得ない小柱穴が無数に存在する。建物を構成することが明確なものを含めた柱穴の総数は、1,000基近くに達している。

これらの柱穴のうち、中世の屋敷地に伴う可能性が高いと考えられる遺物を出土したものが4基ある。屋敷地北東部のS P 317から砥石(104)、調査区南部のS P 588から土師器の皿(106)と鉄釘(108)、西部のS P 352から土師器の皿の底部(105)、中世の掘立柱建物群中央部付近のS P 479から鉄釘(107)が出土している。いずれの遺物についても、柱穴の埋土中から出土したものであるのか、あるいは柱の抜き取り穴からのものであるのか、正確に区別して取り上げがされているわけではない。

出土遺物 104は石英粗面岩製の砥石である。3面を使用している。同様の石材は弥生時代から近現代に至るまで砥石として使用されているものである。松山市の南に隣接する伊予郡砥部町で産出する石材である。

105はS P 352から出土した土師器の皿の底部である。底部の切り離し技法は明瞭ではないが、回転糸切り技法とみられる。胎土は精製されたものが用いられており、橙色に焼きあげられている。**106**も同じく土師器の皿である。S P 588から鉄釘**108**とともに出土した。口縁部は緩やかに内湾気味に立ち上がる。底部は回転糸切り技法による切り離しである。褐色ないし橙色に焼きあげられており、良質の胎土が使用されている。



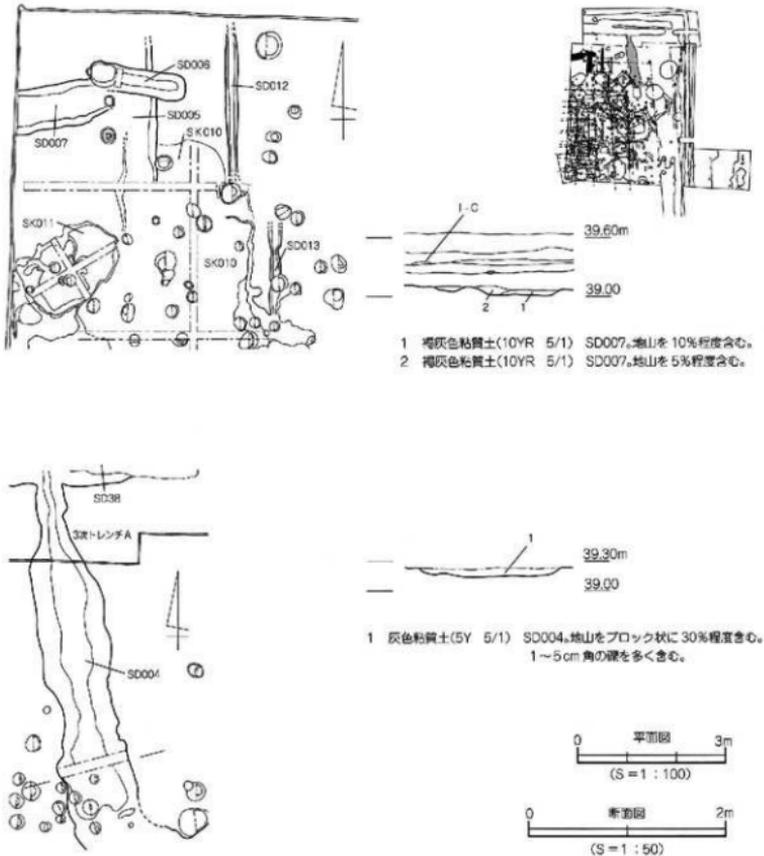
第47図 中世の柱穴出土遺物

107はS P479から出土した鉄製の釘である。全体に湾曲し、先端部は折れて失われている。頭部分の幅を約10mmとなっている。軸の部分の断面形状は一辺が5mm程度の正方形に近い形に整えられている。108はS P588から出土した鉄釘である。これも折り曲げによって頭部分を作り出している。軸の断面形状は一辺5～6mm程度の不整長方形である。これらの鉄釘は、その形態から中世のものとみられる。

時期 皿の形態は屋敷地出土の他の土師器皿と比べて大差ない。16世紀後半に比定する。

7 その他の溝と掘り込み

調査区北西部に、中近世を上限とする時期の溝が複数分布しているほか、調査区の東拡張部では、正



第48図 その他の溝

体不明の浅い掘り込みが確認されている。前者の多くの埋土が近現代の耕作土の性質に近似することから、中世後期と考えている屋敷地を上限とし、一部江戸時代以降の時期のものが含まれると考えられる。また、後者の場合も新しい埋土であることから、時期的には下るものであると判断している。おそらく水田耕作に伴う掘り込みと考えられる。

SD004 [第48図] 井戸の西から屋敷地外郭の区画溝群(3次)にかけて延びる浅く幅広の溝である。埋土の土色はかなり新しい時期の遺構であることを示す。敷地外郭の溝の埋土とは若干異なっている。

当初、北端が中世の屋敷地外郭の区画溝に合流する状況から、井戸の排水溝ではないかと考えたが、よくわからない。南端は浅く広がりがながら消えていくが、井戸に向かって東に湾曲しているようにも見える。

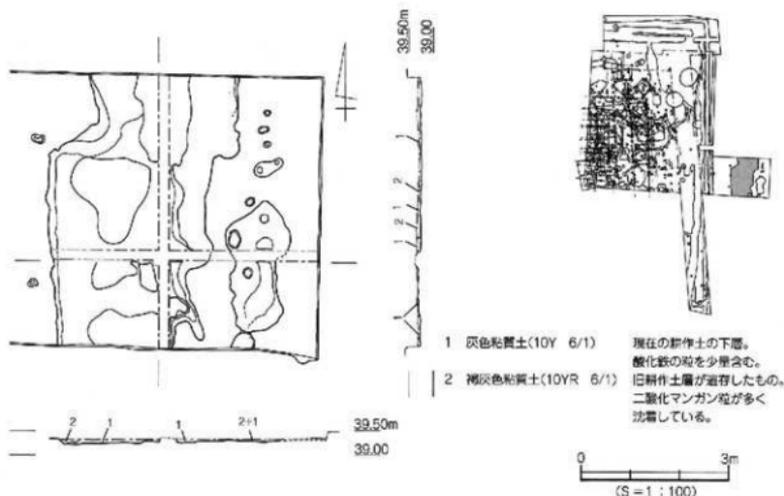
出土遺物 無し。

時期 埋土の特徴から、中世後期を上限とする。

SX002 [第49図] 東拉張部で検出された浅い掘り込み。近現代の水田耕作に伴う何らかの掘り込みと考えられているが、詳細は不明である。近隣の遺跡では、しばしば認められるもので、遺構として扱うべきか判断に迷う掘り込みである。調査によっては、攪乱として扱って全掘し、特に記録を取らない場合も多い。

出土遺物 特に無い。

時期 埋土の特徴から、近現代のものと考えている。



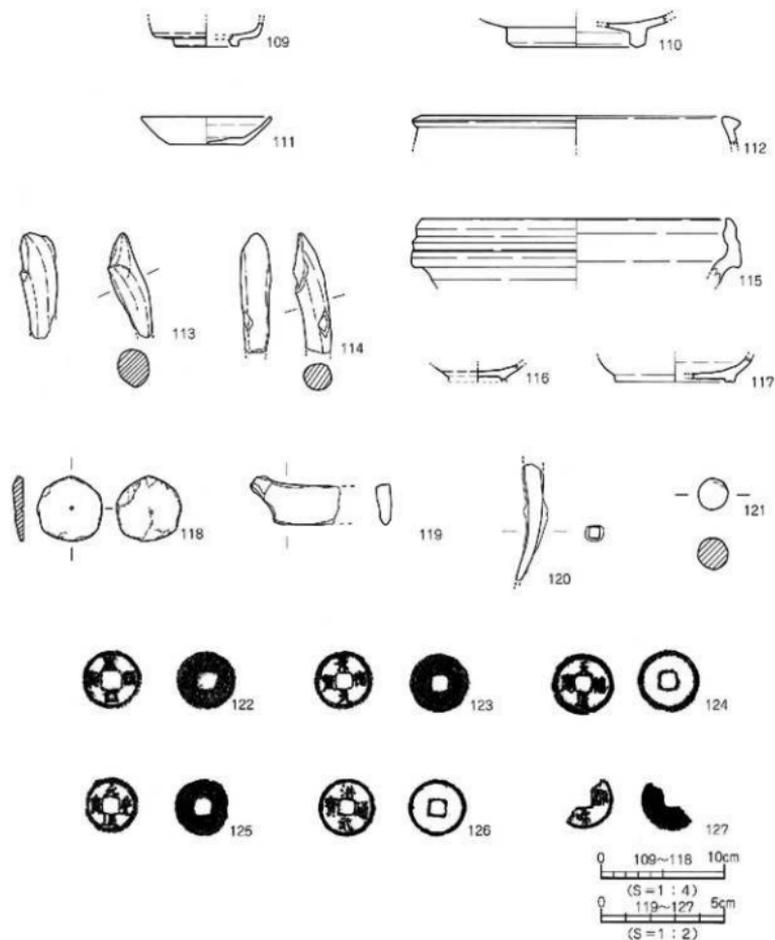
第49図 SX002

8 旧耕作土層出土の中近世遺物

遺構検出面ないⅢ層とⅡ層から、弥生時代前期末以降の様々な時期の遺物が出土しているが、中世の屋敷地に関わる可能性が高いと判断されるものを中心に第50図にまとめた。

出土遺物 118は古代以前の結晶片岩製紡錘車の未製品と考えられる石製品である。周縁を打ち欠いて整形している。中央に穴を開けようとしたがやめている。

109と110は近現代の耕作土であるI-e層から出土した陶器の底部である。いずれも、輪高台周辺



第50図 包含層出土の遺物

は露胎である。

111～114は中世後期の土師器である。

111の形態は、中世の屋敷地関連遺構出土のものと比較して大差ない。全体的に磨滅しているが、底部は回転糸切りによっていることがわかる。胎土は精製された良質のものが用いられており、灰褐色に焼きあげられている。112は16世紀代でも新しいところの土師器羽釜の口縁部片である。突帯が完全に口縁端部と一体化している。113と114は土師器羽釜の脚部の破片で、いずれも先端が失われている。114は器本体との接合部で剥離したものかもしれない。115は中世以降の播鉢の口縁部である。Ⅱ層から出土した。2条平行の太い沈線が特徴的である。116は輪高台の磁器でⅡ層出土のもの、117は古代の須恵器の坏底部である。これは8世紀後半の米住庵寺で使われていた器であろう。

なお、111～117はⅡ層ないしⅢ層から出土したものであって、包含層の遺物ではない。正確には遺物を包含する旧耕作土中からの出土と評価すべき状況である。

119以降は銭を含む金属製品である。

119は正体不明の鉄片。刃は付けられていない。120は鉄釘で、軸は一辺4.5mm程度の正方形に整形されている。使用によって曲がっている。121は鉄砲玉である可能性も考えられる。大ききの割に重たい印象を受ける。表面は腐食して白色になっている。鉛玉かもしれないが詳細は不明である。

122～127は、いずれも中国銭である。

最も古いものは、初鑄年が西暦1005年の景德元寶(123)である。新しいものは、西暦1368年初鑄の洪武通寶(126)で、明銭はこれ1点のみ。その他の銭はすべて11～12世紀の北宋銭である。122はⅡ層下部出土の皇宋通寶(1039年初鑄)、124は天禧通寶(1018年初鑄)、125は小柱穴の検出面から出土した元豐通寶(1078年初鑄)、127は出土状況不明の重和通寶(1118年初鑄)と思われる。

なお、大禧通寶については、中世後期の屋敷地の建物である掘立010の柱穴からも1点出土している(103)。

第5節 古代以前の成果

(1) 成果の概要

繰り返し説明してきたように、当調査地付近は、江戸時代の後半ころにかけて水田開発のために大幅な地下げが行われた結果、古代以前に遡る時期の遺構がほとんど遺存していない場合がある。この24次も例外ではなく、古代以前の成果は多くないが、ある程度の遺構が検出されている。

検出された遺構と遺物のうち、古代以前に遡るものを報告する。

今後の調査の成果が中世後期の屋敷地にあることと、米住庵寺金堂基壇のすぐ南の敷地における調査であることから、可能な範囲で、新しい時代の遺構から順次古い時代のものへ遡る形で報告する。

本章第3節にて説明したとおり、米住庵寺ならびに久米官衙遺跡群に直接関わる遺構は確認されなかったが、土坑の中に寺院の存続期のものである可能性も考えられるものが数基含まれている。これらは近年の米住庵寺における発掘調査の結果明らかになりつつある、平安時代後期ころの屋根瓦の葺き替え等の活動に伴う可能性が想定されている。古代の丸平瓦の小片が多数出土しているが、中世の瓦は

含まれていない。S K010、S K013、あるいはS K002とした遺構がそれである。

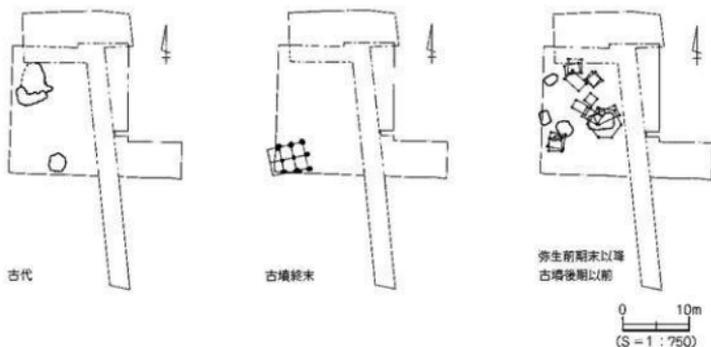
官衙を構成する施設そのものは検出されていないが、官衙出現の直前に属する可能性が高い掘立柱建物1棟確認されている(掘立001・第55図)。細かな時期の特定につながる遺物は出土していないが、様々な特徴から、6世紀末から7世紀初めころの建物である可能性を想定している。

古墳時代後期以前の遺構は、4本あるいは6本の主柱穴を除いて大半が削平され失われた竪穴住居の残骸か、4本柱構造の高床の倉と想定している建物、あるいは、弥生時代前期末から中期初頭を上限とする時期の長方形の土坑(穴蔵、竪穴建物の一種)などで構成される。

竪穴住居には、3時期の異なった形態のものが認められる。最も古い時期のものは、円形6主柱のS B003(第60図)で、弥生時代前期末から中期の初頭ころと考えている。6本の主柱穴だけが検出された。方形4主柱のものも複数確認されている(第56図ほか)。これらについても弥生時代後期末から古墳時代ころのものとみられるが、すべて主柱穴を除いて削平されていた。さらに、長方形の竪穴本体の底が僅かに遺存したS B001(第59図)については、小型長方形無柱建物に該当するもので、弥生時代後期終末から古墳時代前期前半ころに属する可能性が高いと判断している。

高床構造と推定されている4主柱構造の掘立柱建物については、そのすべてについて、調査終了後に図面記録の検討の過程で認定したものである(第58図ほか)。中世の屋敷地内の遺構密度が高過ぎて互いの関連に気付くことができなかつた事情がある。したがって、多くの場合、柱穴における柱の抜き取り穴や柱痕に関する情報は得られておらず、土層断面の記録も無いのが実情である。それでも特徴的な柱間の取り方や柱穴の形状と向き等の情報を参考にして、かなり確度の高い復元を行うことができた場合もある。しかし、一部のものは中世の小柱穴との区別がつかず、確実に古代以前の遺構として存在するかどうか疑問の残るものも含まれていることから、別途、総括にて改めて検討することとした。

総括では、これら4本の主柱穴しか遺存しない建物に関して、以前から着目し、本書においても分析の視点のひとつに加えている造営尺を用いた建物の設計基準の考え方を応用して、建物として成立するか否か、その可否を判断することを試みる(第Ⅶ章総括)。



第51図 古代以前の遺構分布

(2)古代の遺構と遺物

1 土坑

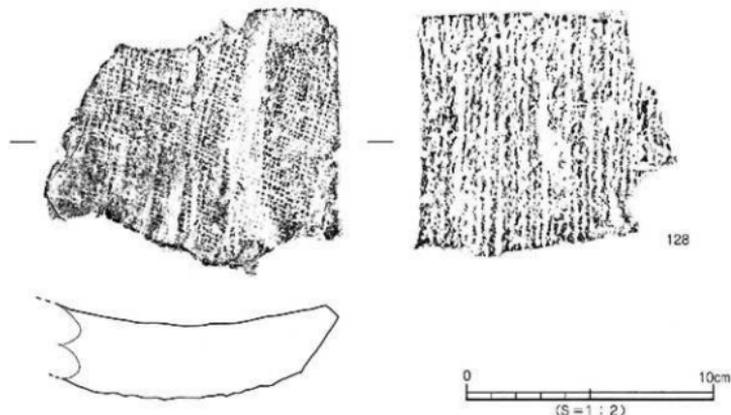
SK010-013 [第53図] 調査区の北西部に位置する2基の土坑である。不整形形のSK010の南にL字形の別の土坑SK013が接するように見える。土層観察の結果、明瞭な切り合い関係を示す状況は確認されなかったが、SK013の深さが僅かに深いことから、別々の土坑であろうと考えている。

ここからは、まとまった量の丸平瓦の破片が出土していることから、寺院関連のごみ捨て穴であろうと考えている。

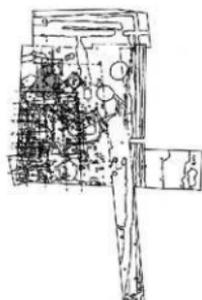
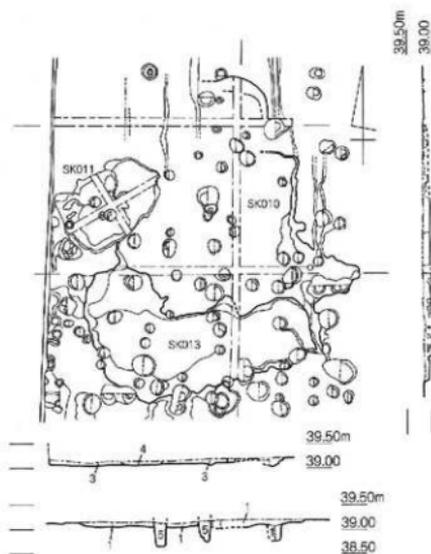
金堂基壇南面は、中世の屋敷地を造る際に大きく削られていることから、これらの土坑と本来の基壇南面との距離は、元々現状よりも近接していたことは確かである。現況の基壇南辺とこれらの土坑までの距離は13～15mほど離れているが、削られる以前はこれよりも幾らか近かったものと考えられる。問題は、この距離から、屋根の修復の際や、金堂廃絶時に掘られたごみ捨て穴との評価が可能なか否かにある。瓦捨て穴と考えるには遠すぎるように思う。

出土遺物 128はSK013出土の平瓦である。凸面は細縄叩きによる。凹面の布の目は荒い。これらの特徴は、来住庵寺においては金堂創建時の主体を成す荒縄叩きのものに比べて後出する時期のものである。129は底部の縁に輪高台が剥がれたような痕が認められることから、古代の坏と考えられる。赤色塗彩されている可能性もあるが磨滅が激しく断言できない。130は中世の土師器皿である可能性がある個体。外面から底部の磨滅が激しく詳細は不明。古代のものである可能性も捨てきれない。131は土師器坏の底部。似た個体が22次A地区から出土している(第16図の5)。134は石英粗面岩製の砥石。132は均整唐草文軒平瓦で、ツタはすべて上を向いている。平安時代の軒平瓦である。133は四重弧文軒平瓦である。これは来住庵寺で最も多く出土する形式である。

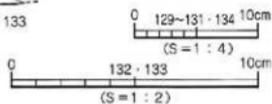
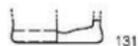
時期 131は10世紀前半ころのものと思われ、132の年代観とも符合する。129に対する評価次第では、中世以降ということになる。



第52図 SK013出土平瓦



- 1 黒褐色土(7.5YR 3/2) SK010 埴土。
- 2 黒褐色土(7.5YR 3/2) SK013 埴土。
- 3 灰褐色土(7.5YR 4/2) SK010 埴土。
- 4 灰褐色土(7.5YR 4/2) SD 埴土。
- 5 灰褐色土(7.5YR 5/2)



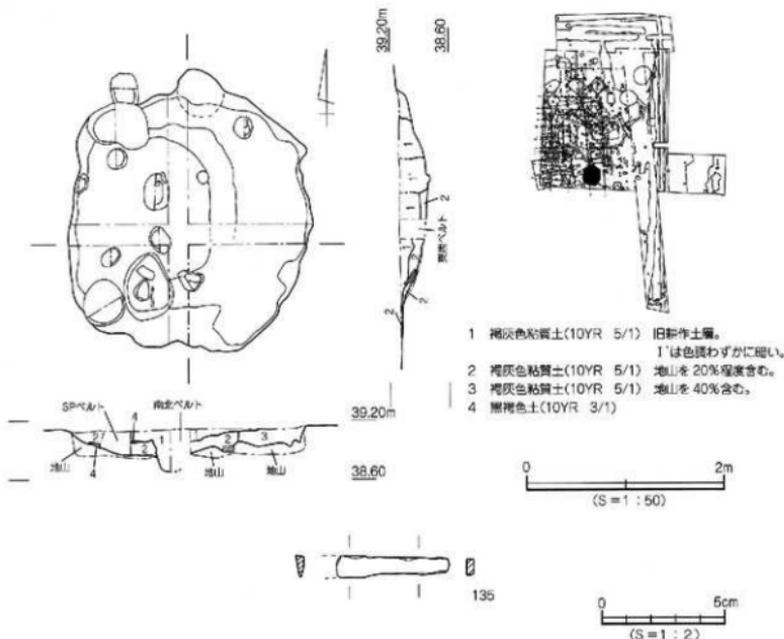
第53図 SK010・013

SK002【第54図】 調査区南部に位置する、中世の屋敷地の外郭一本柱列と重複する土坑である。

南北長径約2.7m、東西短径約2.5m、深さ20cm弱を測る。不整形な隅丸方形を呈する。土坑の西寄りに、別の長方形の土坑が重複しているようにも見える。土層図で1層と2層がこの部分に該当する。深さについてもこの部分が若干深いことから、その可能性が高いと判断しているが、調査時には別の遺構番号を振ることはせず、ひとつの土坑として扱っている。したがって、出土遺物がどちらにも所属したものはっきりしない。内側の土坑の規模は、南北長径約2.2m、東西短径約1.7m、深さ30cm弱を測る。

出土遺物 135は刀子の茎付近の破片と思われる。両端が折れて失われている。関部は片側にのみ段を有するもので、茎の厚みは約3mm、幅は6.5mmを測る。このほか、少量であるが、2種類の平瓦が出土している。叩き目が大きめの正方形のもの、小さな菱形のものである。いずれも金堂創建時の荒縄叩きのものとは異なり、寺院に先行して官衙で使用されたと想定されている瓦の一群のものである。中世以降の柱穴に伴うものを識別することができずに取り上げた可能性は否定できないが、調査時の所見を優先して、この土坑に伴う瓦と考える。

時期 瓦の状況から、回廊状遺構廃絶後の7世紀後半を上限とする。



第54図 SK002

(3) 弥生時代から古墳時代の建物

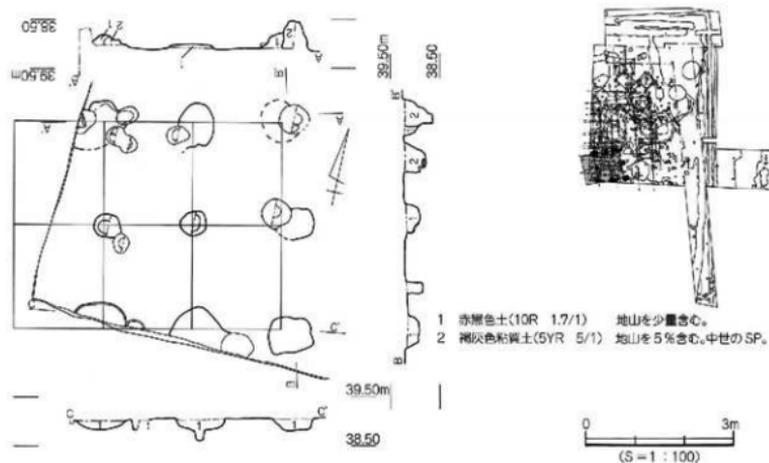
1 古墳時代後期の掘立柱建物

掘立001 [第55図] 調査区南西角に位置する古墳時代後期の掘立柱建物である。建物の一部は、調査地外に続くため、全体形状は不明である。やや小振りの柱が2基、柱筋の交点に存在することから、床束柱式の建物を想定している。柱痕や柱の抜き取り穴の確認が取れていないことと、建物西辺の位置や南辺の柱穴形状が定かでないため、正確な規模を提示することは困難である。概略で桁行2間分(約3.6m)、梁行2間(約4.2m)を測る。方位は真北で西に103°振っている。桁行規模を3間(約5.4m)と想定すると、桁行は6尺等間の18尺、梁行は1間7尺の14尺程度の設定であったものと想定される。第55図における建物の柱筋は、この復元案を基にして仮に決めたもので、1尺は約0.3mと考えた。

柱穴は場所によって様々な形をしている。南東角の柱穴は、一辺長が0.88～0.73m程度の不整形長方形で、地山面からの深さは0.24mほどである。大きさに割に浅いことから、この場所における削平が激しかったことがわかる。埋土の土色は、かなり黒い。

出土遺物 図化可能なものは出土していない。

時期 土色がかなり黒いことに加えて、方位が西に大きく振れている特徴は、久米官衛出現以前の建物であることを示している。造管尺を基にした時期比定は先に述べたとおりこの場合無効であるが、尺長は29cmよりもいくらか短いものであった可能性を想定している。また、一部に方形とみられる形状の柱穴が認められることも総合すると、第132集で分類した官衛に先行する建物のうち、第3～5群(6世紀末～7世紀初頭ころ)に属する可能性が高いと考える。



第55図 掘立001

2 古墳時代の竪穴住居

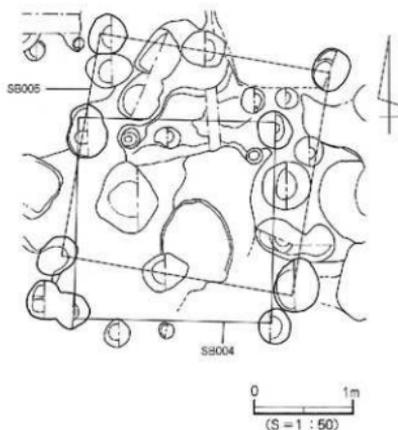
SB004・005 [第56図] 調査区の南西部、中世の屋敷地に伴う掘立柱建物群に重複する場所に立地する竪穴住居の残骸。ともに4本の主柱穴のみが遺存したものである。調査終了後の整理作業の過程で認定した建物である。

S B004は桁行2.05m、梁行2.00m、方位は真北で東へ1.5°振っている。S B005は桁行2.37m、梁行2.34m、方位は真北で東へ100°振る。

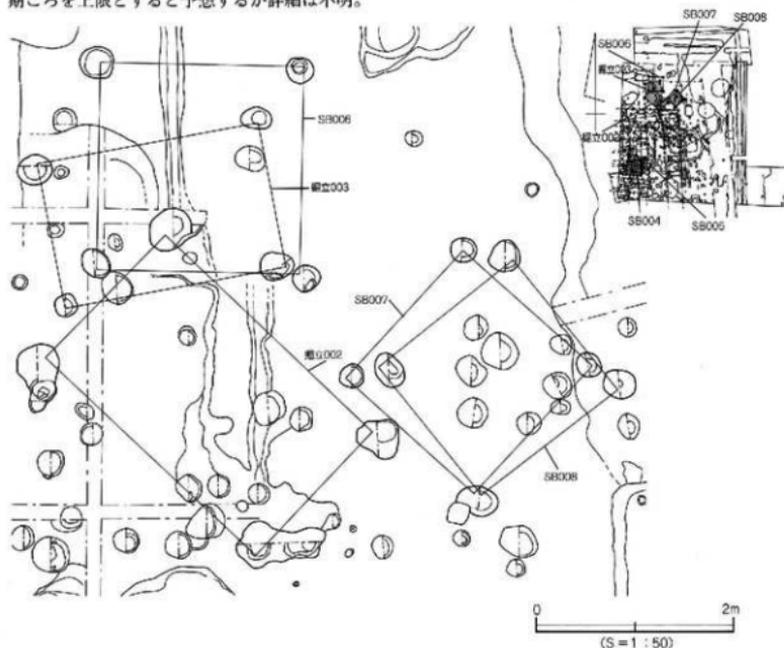
S B004の梁行を8大尺、梁行はその40分の1に相当する0.2尺長い8.2尺に設定されたと考ええる。S B005の規格についてはよくわからない。正方形の柱配置かもしれない。

出土遺物 無し。

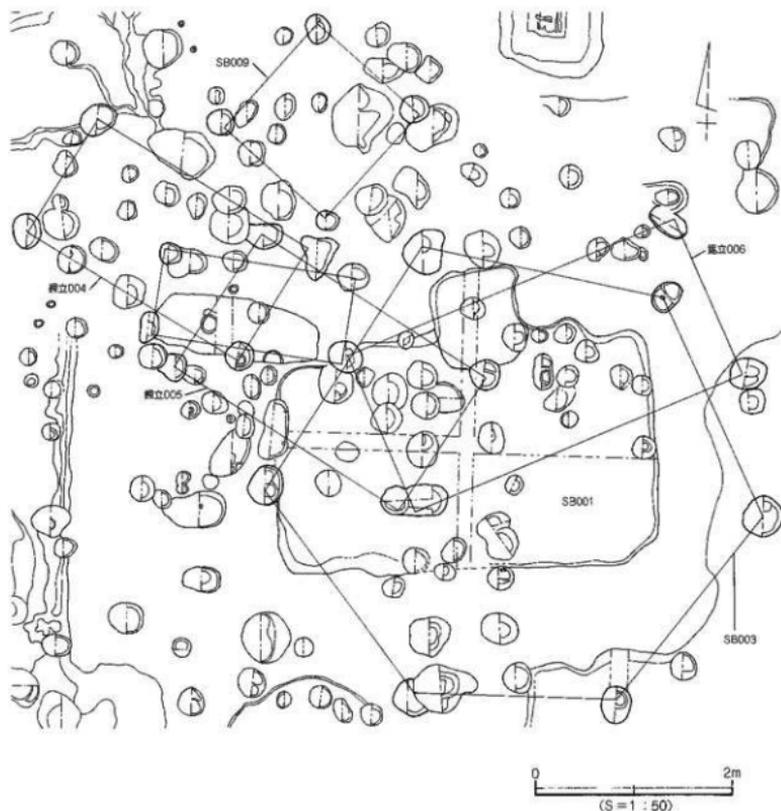
時期 S B004の造営尺から、古墳時代中期ころを上限とするが詳細は不明。



第56図 SB004・005



第57図 北部建物群



第58図 中央部建物群

SB006 [第57図] 調査区北西部に位置する古墳時代の竪穴住居の残骸。調査の終了後に、成立する可能性を検討するに至った建物である。桁行2.06m、梁行2.06mの正方形に4主柱が配置されている。この一辺長の寸法は、調査区南西部のSB004の桁行長とほぼ共通である。長短の比率が1:1の場合、造管尺の尺長を特定することは困難であるが、SB004と方位も共通(N-91°-E)であることから似た基準で建てられたと考えて、1尺=0.2575m程度の8大尺四方と想定する。

出土遺物 無し。これ以降、言及可能な出土遺物が無い場合、本節においては記載を省略する。

時期 造管尺の尺長を参考にして、SB004の評価に準じるが、実際のところは不明である。

SB007-008 [第57図] 調査区の北部、SB006の南東に近接する古墳時代の竪穴住居の残骸。調査終了後に復元したものである。SB007は1辺長1.76mの正方形であるのに対して、SB008は桁行1.75

m、梁行1.70mの長方形に設定されている。1.75～1.76mを7大尺、S B008の梁行寸法を、4分の1尺短い6.75尺と解釈する。両建物の造営尺は、0.251～0.252m前後となる。N-142°-W。

時期 造営尺の分析結果から、古墳時代中期を上限とする。

S B009 [第58図] 調査区の中央部、中世の墓の西に隣接する竪穴住居の候補である。これも4本柱だけが遺存したもので、調査終了後に成立の可否を検討しているものである。桁行1.43m、梁行1.39m、一辺長は5.75尺前後の設定と考えられるが、柱筋を認定する際の誤差もあって、正確には不明である。

3 弥生時代の掘立柱建物

掘立002 [第57図] 調査区の中央やや北西寄りに位置する4本柱構造の高床の倉と考えている建物。

桁行2.92m、梁行1.74m、方位は真北から東に133°振る。1小尺=0.195～0.196mで15尺と9尺の設定ではないかと考えた (p.148)。大尺では整数比にならない。一辺長の長短差1.18mを6尺と考える (掘立004参照)。

時期 造営尺を後漢の小尺とみて、弥生時代中期後葉を上限とするものとする。

掘立003 [第57図] 掘立002北西角からS B006にかけて重複する4本柱構造の高床の倉の候補。掘立002との方位の差は、両者間の時間差を反映していると考えられる (N-101°-W)。桁行2.28m、梁行1.49m。梁行寸法は桁行の0.65倍 (20分の13) の設定と想定。1小尺=0.190～0.191m程度で12尺と7.8尺か、あるいは、これの大尺 (0.229m) による10尺と6.5尺とも考えられるが、小尺の方が数値のまとまりが良い。

時期 前漢ころの小尺を基準としたと想定し、弥生中期中葉以前に遡る可能性も考えておく。

掘立004 [第58図] 調査区中央部で同規模の掘立005と空間的に重複する4本柱構造の高床の倉の候補。桁行2.50m、梁行1.35m、方位は真北で東に120°振る。長短差1.15mを6小尺とみて、桁行13尺に対して梁行7尺と考える。1尺=0.192～0.193m程度の小尺が基準とされた可能性を想定する。この場合も、大尺では中途半端な端数を生じるので、小尺とみるのが妥当なようである。

時期 前漢の小尺を基準としたと想定し、弥生中期中葉以前に遡る可能性も考えておく。

掘立005 [第58図] 調査区中央部で同規模の掘立004と空間的に重複する4本柱構造の高床の倉の候補。桁行2.71m、梁行1.62m、方位は掘立004とはほぼ共通で、N-121°-E。桁行寸法を、掘立004に比べて1尺長い140寸とみて、梁行を0.6倍 (10分の6) の84寸と考えた。一辺長の比は10:6、長短差1.09mは5.6尺に相当する。掘立004と同様に、1尺=0.193～0.194m程度の前漢小尺が基準とされた可能性を想定する。

時期 前漢の小尺を基準としたと想定し、弥生中期中葉以前に遡る可能性も考えておく。

掘立006 [第58図] 調査区中央部で掘立005とS B001、S B002と重複する4本柱構造の高床の倉の候補。方位は付近の建物と大きく異なる (N-115°-W)。桁行3.6m、梁行1.73m。梁行は桁行の0.48倍。

造営尺や長短の比率等で説明することが難しい。今回の調査で提示した建物の中で、最も成立する可能性が低い建物である。4本の柱を偶然拾い上げたにすぎないものかもしれない。

4 弥生時代後期の竪穴住居

SB001・SK031 [第59図] 調査区の中央南寄りに位置する竪穴住居。唯一、竪穴本体の掘り込みが遺存している。東西3.84m、南北2.14～2.44m、深さは最大で約7cm。床面積は9㎡ほど。東西中軸線は真北から95°程度西へ振っている。貼床の上面が削平された状態で検出されたものである。

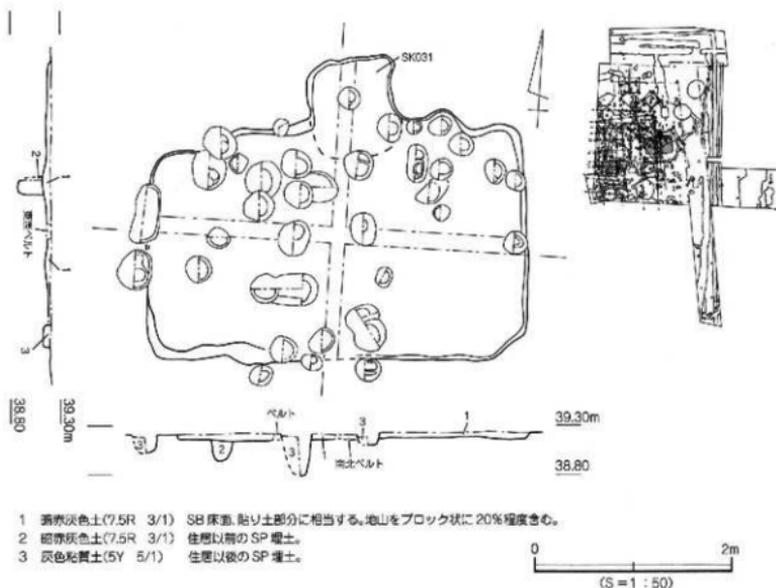
なお、この住居に伴う柱穴は検出されていない。付近には多くの小柱穴が分布するが、多くは中世の屋敷地や主柱穴のみが遺存した別の形態の建物を構成するものである。調査状況から、竪穴の内外にこの建物の主柱穴は存在しないと判断した。したがって、地表面に東西二組の又首を組んで棟木を受け、垂木を架ける形態の上部構造を想定することとした。いわゆる小型長方形無柱建物と呼ばれる形態の竪穴住居を想定するものである。

竪穴部北辺の形状が不安定なため、南北幅の正確な数値を得ることができない。よって、造営尺を用いた評価を行うことには無理がある。

北辺中央付近に、幅0.94m、長さ0.55～0.7mほどの拡張部が付随する。当初、これを別の時期の土坑として扱ったが、平面面の観察の結果、住居の貼床の土との区別が全くつかなかったこと等の理由から、現在は、SB001と一体の施設ではないかと考えている。出入口を想定するが、確証は無い。

出土遺物 検出作業の当初、弥生土器か土師器の小片が多数出土したと記憶しているが、最終的に確認できなかった。

時期 弥生時代後期末葉から古墳時代前期前半ころではないかと推定するが、確証は無い。



第59図 SB001・SK031

5 弥生時代前期から中期の竪穴住居

SB003 [第60図] 調査区の中央部で小型長方形無柱建物であるSB001と重複する円形竪穴住居の残骸。6本の主柱穴のみが遺存したものである。竪穴の掘り込みは失われている。

直径が6～7m規模の円形住居を想定する。炉跡の存在を示す痕跡は確認されていない。

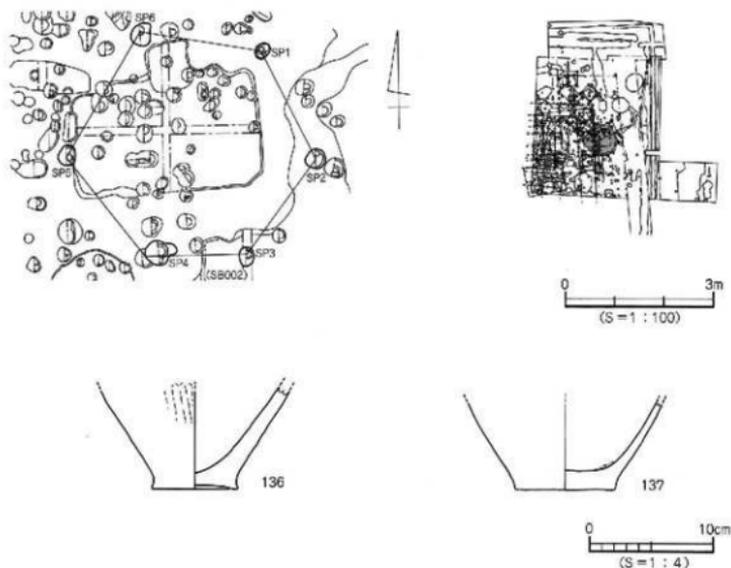
西の柱穴SP5が、SB001に対して後出すると認識されている。この点は、SB001を弥生時代後期末葉から古墳時代前期前半ころの小型長方形無柱建物として考える解釈に矛盾している。耕作土直下における僅かな切り合い関係であったため、判断を誤った可能性もあるが、よくわからない。

出土遺物 北東角の柱穴SP1から弥生土器の底部が2点重なった状態で出土している。136は甕もしくは鉢の底部と思われる。底は僅かに窪む。137は壺の底部。磨減が激しく詳細は不明。底部2点は重ねられて入子状態で出土した。ともに上向きで、137が136の上に置かれていた。

柱穴の直径は0.2～0.35mほどであることから、柱の抜き取り穴に埋納された可能性が高いと考えている(写真図版9)。住居廃絶時の祭祀行為を想定する。

時期 弥生時代前期末から中期初めころを上限とする。SK012とSK011などの土坑が伴う可能性がある。

SB002 [第60図] SB003の南東1mほどのところで、浅い掘り込みを検出した。当初、土質が似ていることから、SB003と同様の竪穴住居の床の一部ではないかと考えたが、浅すぎて全体形状をつかむには至らず、遺構としての取り扱いができなかったものである。したがって、欠番扱いとしている。



第60図 SB003

(4) 弥生時代の土坑

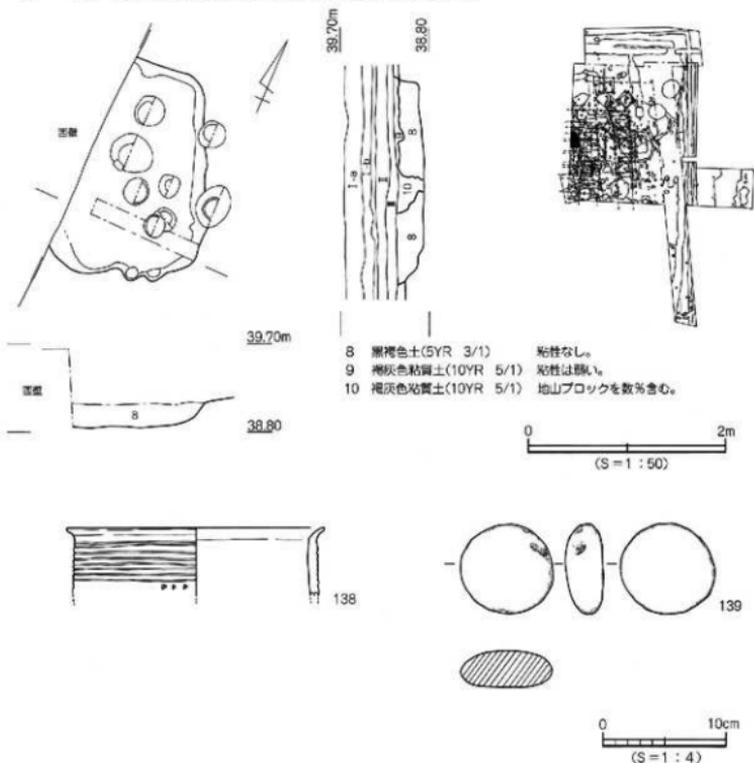
SK012 [第61図] 調査区西壁の中央付近に位置する弥生時代の土坑である。北西角の一部が調査区外に続く。推定される一辺長は2.3m×1.7m程度で、平面形状は不整形な隅丸長方形である。深さは0.3m。土層は黒褐色土の単一土層である。

土坑の南北中軸線上に、小柱穴ないし掘りかたの一部が外方向へふくらんだ部分が認められる。これは以前から、柱ないし杭状のものが立てられた跡と考えている。長軸線上に2本の柱を立てて、これによって棟木を支え、棟木から左右に垂木を配る形態の上部構造を想定する。貯蔵のための穴蔵に屋根が架けられたものと考えている。

該当箇所に柱が存在した場合、2点間の距離は、およそ2.1mに復元される。

出土遺物 138は甕の口頸部。139はすり石で、側面に敲打痕がある。

時期 弥生時代前期末から中期初頭ころを上限とする。



第61図 SK012

SK011〔第62図〕 調査区北西部に位置する弥生時代の土坑。長辺長は約2.2m、短辺長1.5m、深さ10～15cm。不整形な隅丸方形を呈する。土層は褐灰色土による単一層である。

SK012と同様に、土坑の長軸上に小柱穴ないし掘りかたが外に膨らんで見える部分がある。西端の小柱穴は明確な掘り込みを伴うものではなく、土層の観察においても識別されていない。東端の出っ張り状に膨らんだ部分についても杭跡等の存在は確認されていないため、これらの場所に柱もしくは杭が立てられていたことを説明できる状況にはない。

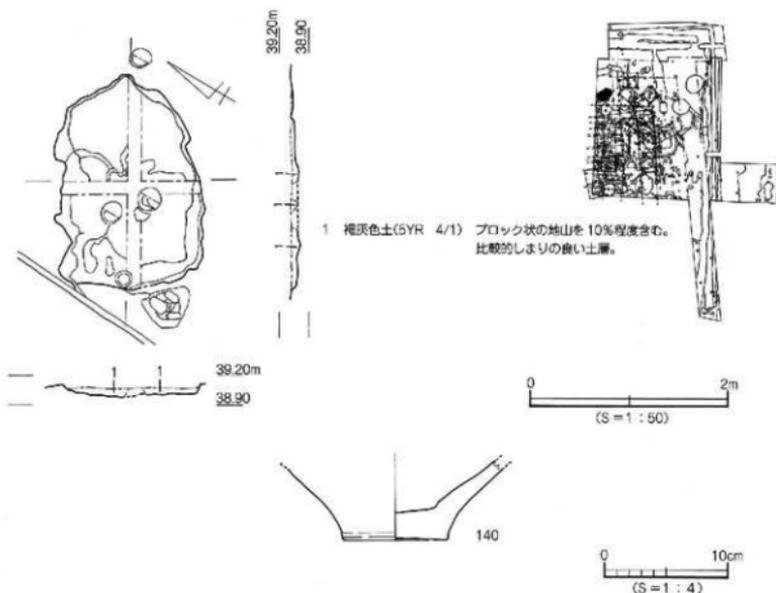
出土遺物 140は弥生土器の壺の底部と思われる。

時期 出土遺物から厳密な時期を決めることは困難であるが、この種の土坑の多くが弥生時代前期末から中期初めに属す事例で占められることから、同様に考える。

SK020-060〔第63図〕 調査区西部に位置する土坑。比較的大型のSK020の南西に小型で不整形なSK060が接している。

SK020は南北約2.4m、東西約2.3mの不整形な隅丸方形を呈しており、深さは0.35mに達している。土層は、周囲からの流れ込みに伴うとみられる状況が確認されている。壁は垂直に近い掘り込みで、底は平らに仕上げられている。弥生時代前期末から中期はじめの長方形土坑に伴う円形土坑であると考えている。

SK060は、東西1.4～1.9m、幅0.7m程度の溝に近い形状の浅い遺構である。深いところで4～5



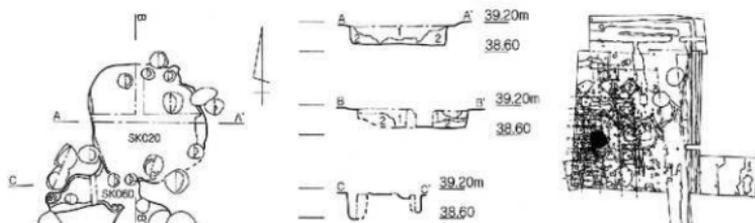
cm程度しかない。正確には土坑であるのか否かはっきりしていない。屈曲して南東方向へ向かうようにも見える。

出土遺物 141～146は、すべてSK060から出土した弥生土器である。

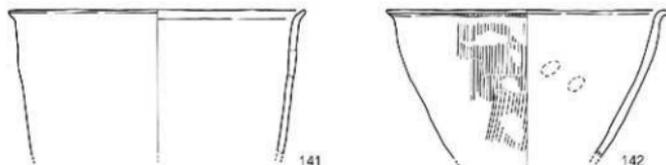
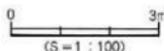
141は鉢である。窠がきの沈線文や刺突文が施されていると思われるが、磨滅が激しく不明である。

142は鉢。外面に縦方向の荒い刷毛目調整の跡が認められる。口縁端部は141と同様、折り曲げによって外へつまみ出されている。143と144は甕の底部、145と146は壺の底部と考えられる。

時期 西土坑ともに、出土遺物等の特徴から、弥生時代前期末から中期初頭ころのものと考えている。



- 1 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を数%含む。上層。
- 2 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を70%含む。下層。



第63図 SK020・060

第6節 まとめ

(1) 桶の底板からみた中世後期における木製容器の製作基準

本章第4節にて、中世の井戸SE001出土木製品の中で主体を成す桶の寸法について、製作基準と基準尺の尺長を知る手掛かりとなることを期待して提示しているため、その成果については、総括にまとめることとした(p.143)。

(2) 屋敷地の時期

24次調査で明らかにされた米住庵寺金堂基壇南面の屋敷地は、16世紀の後半に活動の中心があると考えている。最大の理由は、屋敷地を構成する主要な施設の多くから、量的には少ないものの、この時期の土師器の坏や皿が出土しているからである。また、江戸時代以降の陶磁器については、直上の旧耕作土層を除いて出土していないこと、出土銭貨に江戸時代のものが一切含まれないことなども、間接的ながらこの屋敷地の年代が17世紀まで大きく下る可能性が低いことを示唆していると捉えている。

以上の状況から、屋敷地の廃絶年代の上限を16世紀後半と推定する。

それでは、屋敷地が設けられたのはいつごろのことであったのであろうか。土師器の形態を見る限り、一様に16世紀後半としか評価のしようが無い状況であるから、この問題の答を出すのは困難である。現状では、井戸出土の木製品から読み取った、基準尺を含む製作技術に一定の変化を認めることが可能であるとする見直しも参考にして、16世紀後半を中心としてある程度の時間幅を想定できると考える。具体的には、屋敷地の外郭施設に最低3回の造り替えが認められること、屋敷地内の建物に3段階認められることなどから、1段階当たり10～15年を超えない程度の時間幅と考えることによって、40年ないし60年程度の継続期間を想定可能と考えた。

16世紀の第2四半期以降に造られて、遅くとも17世紀の初頭ころまでには廃絶したのではないかと想定する。

注

- 1 綜芸舎編集部 1970 『入門日本古建築細部図案社寺篇』綜芸舎
- 2 本書の刊行時点で所在がわからなくなっている。収納に困って土器などの遺物と区別して保管していたため、その後の取納場所の変更の際に混同が生じているものと思われる。次調査の注記内容からすべて花崗岩製と想定している。松山市北部で産出する凝灰岩「伊予の[石]」は含まれていないと判断しているが詳細は不明である。花崗岩は、現在の今治市ならびにその島嶼部周辺にて産出する地元の石材のひとつである。
- 3 坂詰 秀一 1982 『板碑研究入門』考古学ライブラリー12 ニュー・サイエンス社
- 4 橋本 雄一 2009 『南久米町遺跡6次調査』『松山市歴史文化財調査年報』20 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団歴史文化財センター
- 5 平成22年度刊行予定の『年報21』にて報告する見込みである。

第IV章 来住廃寺29次調査

第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成15年度の久米官衙遺跡群における重要遺跡確認調査は、史跡来住廃寺跡の指定区域に程近い、2地点で実施することとなった。このうち、本章にて報告する来住廃寺29次調査は、来住廃寺跡指定区域の西限である南北方向の市道の西に接している(第64図)。北側には、東西方向の農道を挟んで回廊状遺構の門が検出された敷地が広がっており、この場所は、平成15年8月に史跡に追加指定されている。

この地点が調査対象地として選ばれた最大の理由は、久米官衙遺跡群を構成する最も重要な施設である回廊状遺構の南正面における遺構の残存状況を把握するためである。南回廊のほぼ中央部において、平成4年度の来住廃寺19次調査の際に、門が発見されていることから、その南隣接地を調査することによって、南方に広がる低地部に面した斜面部における遺構の広がりを知ることを目的とした。

24次調査地も本書にて報告する他の4調査地と同様、中近世以降の水田開発に伴う削平の影響が大きいものと予想されたが、平成3年度に南隣接地を発掘調査した来住廃寺15次調査の際に、南北方向に溝や柱列が確認されていたこともあって、これらの遺構が回廊状遺構の南正面に伴う区画施設であった可能性を指摘する向きもあった。門の正面の道路や広場に伴う区画施設であれば、その存在は重要であると考えられたが、中近世以降のものではないかとする考えもあって、この点の確認も本調査の目的のひとつであった。

さらに、回廊状遺構に関して、斉明天皇の伊予行幸の際の石湯行宮の一部ではないかとする説に関連して、この仮説が正しければ、その門の南正面には、伊予国風土記逸文に見える「御殿の戸口近くに^{くわ}榎と^{かみ}臣の木とがあった」とされる痕跡が遺されているのではないかと、とする大胆な推測もあって、古代に遡る遺構の痕跡や植栽の跡が遺されているか、あるいは識別が可能であるかということも、調査の視点のひとつに浮上した。

調査は平成15年4月14日から、重機による造成土等の掘削と排土の場外への搬出作業をもって着手された。狭い敷地をできるだけ広く調査するため、掘削した土砂を別の車両によって場外に仮置きし、後日これを重機によって整える方法を採用したため作業には日数を要した。なお、同様の事情は埋め戻しの際にも生じている。

(2)調査ならびに整理作業の経過

平成15年度の調査の経過と、平成20年度に国庫補助事業による出土物整理作業の一環として財団埋文センターに整理業務の一部を委託して以降の作業の概要について、各日誌の抄録の形で提示する。

調査日誌抄録

- 平成15年4月14日(月) 重機による掘削作業に着手する。器材等の準備作業。
- 4月17日(木) 業者に委託して測量の基準点の打設に着手する。
- 4月22日(火) 重機による排土の移動を終了し、遺構の検出写真を撮影する。
- 4月23日(水) 高所作業車を使用して調査区全体の撮影を行うとともに、土層断面図の作成や遺構の精査に着手する。
- 4月25日(金) 各土坑の半截作業、断面図の作成や写真の撮影を継続する。
- 4月28日(月) 土坑から土師器の皿1枚と皿3枚を検出する(S T001)。この土坑が墓であることを認識する。この他、土坑と溝の掘り下げ作業を継続する。
- 5月21日(水) このころまでに多くの土坑と溝の調査を終える。
- 5月22日(木) 墓の遺物を取り上げ、完掘写真の撮影に向けた準備を行う。
- 5月23日(金) 調査区の完掘写真の撮影を行う。
- 5月28日(水) S T001の関係図面を追加修正する。
- 5月30日(金) 台風の接近に備えて現場周辺のかたづけなどを行う。
- 6月11日(水) 雨水のくみ出しと器材の撤去を行う。
- 6月12日(木) 重機による埋め戻し作業に着手する。遺構埋土と旧耕作土を移動する。
- 6月20日(金) 雨のため遅れていた埋め戻しを終了する。
- 6月23日(月) 現場作業を終了する。土器洗浄と注記作業を継続する。

整理日誌抄録

- 平成15年7月～ 出土遺物と図面等の基礎的な整理作業を行う。
- 平成16年3月 概要報告書を提出する。
- 4月～5月 「年報16」掲載図面と原稿の作成。
- 平成17年2月 出内の退職に伴い図面写真類を埋文センターに移管する。
- 平成18年3月31日ころ 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」の刊行。29次調査の成果も盛り込む。
- 平成20年4月1日(火) 平成20年度国庫補助出土物整理作業の一環として、本書掲載の5調査の報告書作成に向けた作業を財団に委託する。遺物実測図の追加作成等を実施。
- 平成21年3月31日(火) 概要報告等関係書類を提出して前掲事業を終了、報告書のレイアウトを確定する。
- 平成21年12月17日(木) 入稿。
- 平成22年2月27日(土) 本書の刊行。後日、掲載遺物の最終的な収納を行う予定。



第64図 29次調査地と回廊状遺構

第2節 調査組織と調査の方法

(1) 調査組織

調査組織(平成15年4月14日時点)

調査主体 松山市教育委員会

| | |
|-------|-------|
| 教育長 | 中矢 陽三 |
| 事務局局長 | 武井 正治 |
| 企画官 | 遠藤 宗敏 |
| 企画官 | 石丸 修 |
| 文化財課長 | 八木 方人 |
| 主幹 | 家久 則雄 |
| 副主幹 | 田城 武志 |

(調査担当)臨時調査員 田内真由美

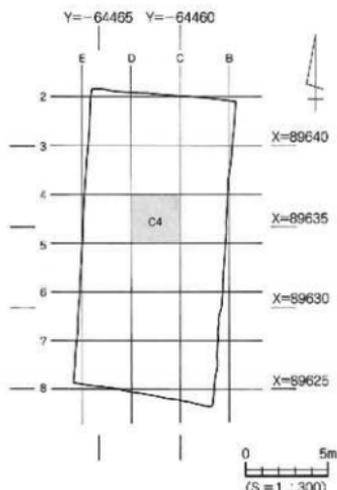
(調査担当)臨時調査員 篠田 久恵

調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財団

| | |
|----------|-------|
| 理事長 | 中村 時広 |
| 事務局局長 | 三宅 泰生 |
| 次長 | 菅 嘉見 |
| 埋文センター所長 | 杉田 久憲 |
| 専門監兼学芸係長 | 高本 昌陽 |
| 次長兼調査係長 | 西尾 幸則 |
| 調査員 | 橋本 雄一 |

(2) 測量の基準

調査にあたっては、株式会社バスコ松山支店に委託して国土座標に基づく基準杭の打設を行った。当時は、世界測地系への移行は検討しておらず、従来通りの旧国土座標第IV座標系に基づく作業を実施している。



第65図 29次のグリッド設定

調査地内にメートル単位で切りの良い座標値の基準杭を複数配置し、これを基にしてメッシュ杭を打設してグリッド杭とした。グリッドは3m四方で配置し、第65図に示す呼称を用いた。例えば、Cラインと4ラインの交点を点名としてC4と呼び、この点を北東角とする3m四方の区域をC4グリッドと表記する。

遺構に属さない遺物の取り上げの際には、可能な範囲で、このグリッド名称を用いている。また、個別遺構の断面図を作成する際にも、断面ポイントの表記にグリッドを構成する各ラインや交点との位置関係を記録するなどして、各図面を国土座標に基づいた提示ができるよう配慮した。

水準に関しては、基準点を打設する際に取

り付けを行っていることから、24次調査等の古い時期の調査で生じたような問題は発生していない(p.38)。

(3)遺構の保護

調査の終了時に、遺構と地山面に砂を投入することによって遺構の保護を行っている。29次の場合、調査着手時に造成済みであって耕作地に戻す必要が無かったことから、海砂(洗砂)を使用したと記憶している。

当該地には、その後、農業用の倉庫が建てられたが、その際には通常の行政上の確認が行われている。開発内容が遺構を破壊する恐れが無いことを確認したうえで建設されていることから、その後も遺構は保護されている。

(4)凡 例

- 1 本章における報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報』16(平成16年刊行)に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は略号で示した。堅穴住居：S B、土墳墓：S T、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、性格不明遺構：S Xなどである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一した。遺構図は1/25、1/50、1/100を基本とした。
- 4 本章の個別の遺構図面に示した方位は、旧国土座標第IV座標系の座標北である。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記し、番号順に取納している。未掲載分については、白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

第3節 調査成果の概要と層位

(1)成果の概要

検出された遺構の多くが中近世以降の時期のものであって、古代以前に遡るものは、1 主柱構造の堅穴住居の残骸1棟のみであった(S B001)。期待された7世紀中葉から後半にかけての回廊状遺構に伴う遺構は全く検出されなかった。また、後に古代の役所施設に併設される米住庵寺に関連する遺構についても検出されていない。

中近世の遺構は土坑と溝、柱穴によって構成されている。それらの構成には全く特徴が無く、南に隣接する米住庵寺15次調査地における成果と照らし合わせても、当該期のこの場所の歴史を語る事が

できるほどの内容には至らない。唯一、調査区中央の西寄りの地点で検出された土墳墓 S T001が、当世と現代を繋ぐ重要な存在である。

調査地の西には、現在も墓地が立地することに加えて、そのすぐ西に隣接する来住庵寺15次調査地の1～2区上段と呼んだ区域においては、近世初原ころの墓地在確認されている(第34集)。ここでは、計19基の墓が確認されており、肥前系陶器の坏を中心とする遺物が副葬されていた。このほか、周辺の調査地では、第Ⅲ章で報告した24次の中世後期の屋敷地内において方形の木棺墓1基が知られるほか、第Ⅵ章で報告するとおり、本調査地から南東へ約100mの地点に位置する来住庵寺31次調査地においては、土墳墓と方形木棺墓に加えて円形桶棺墓から構成される別の墓地在確認されている。これらの墓は、16世紀後半から近世後期にかけてのもので推測されることから、微高地の縁辺部に位置する各調査地周辺は、中世以降、現在に至るまで、墓地としての利用が断続的に続いてきたものと考えられる。

土墳墓 S T001は、副葬品である土師器の坏と皿の形態から、13世紀ころのものと考えられる。1基だけの確認ではあったが、一連の中近世以降の墓地のあり方を考える上で重要な遺構であると評価している。

唯一の古代以前に遡る遺構である S B001は、4主柱構造の堅穴住居の主柱穴だけが遺存したものである。その特徴的な柱配置から得られた建設当時の基準に関する情報を利用することによって、この住居の年代を推定することができると考えている。この点については、本章まとめの第6節にて詳述する。中近世以降の水田開発に伴う地下げが激しい当調査地周辺の遺跡においては、このような主柱穴の痕跡しか遺さない住居の存在をいかにして抽出するかが、古代以前の集落構造を解明する上で重要な鍵となるものと認識している。第Ⅱ章の22次A地区、第Ⅲ章の24次に続いて、主柱穴しか遺存しない堅穴住居の存在を積極的に評価することとした。

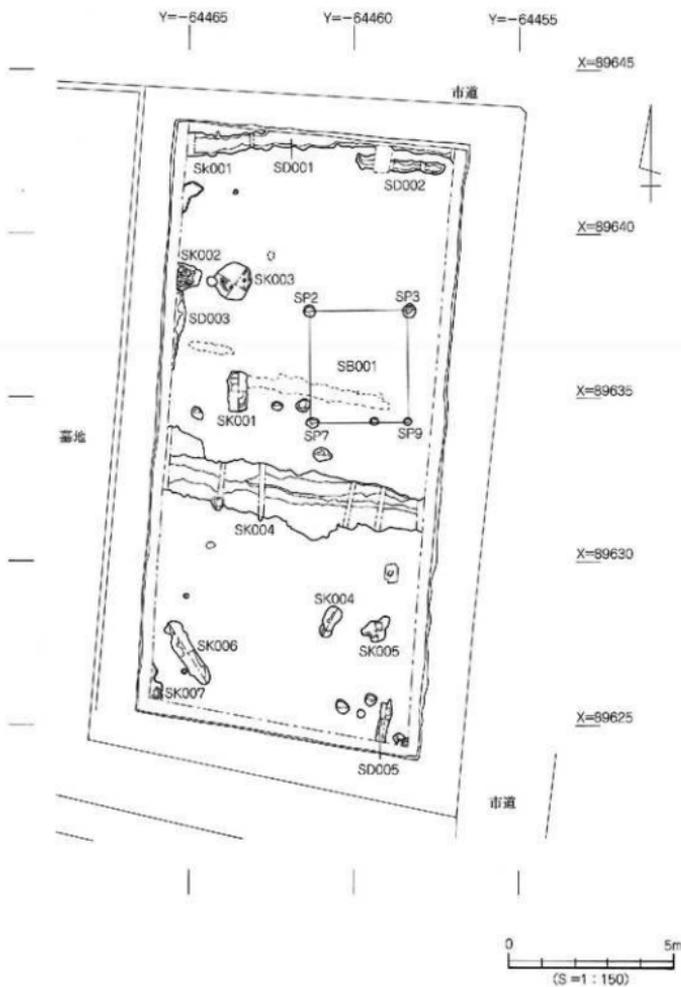
(2) 層位

I層の上部は真砂とバラスを含む造成土、下部も造成土である。II層は黄褐色ないし黒褐色の旧耕作土層である。北壁や西壁においては比較的安定的に認められるが、東壁では僅かしか遺存していない。このような状況から、おそらく造成工事を行う前に、現代の耕作土についてはすき取って移動したものと考えられる。したがって、土層図に記録されているII層については、現況の耕作上ではない旧耕作土に該当する。

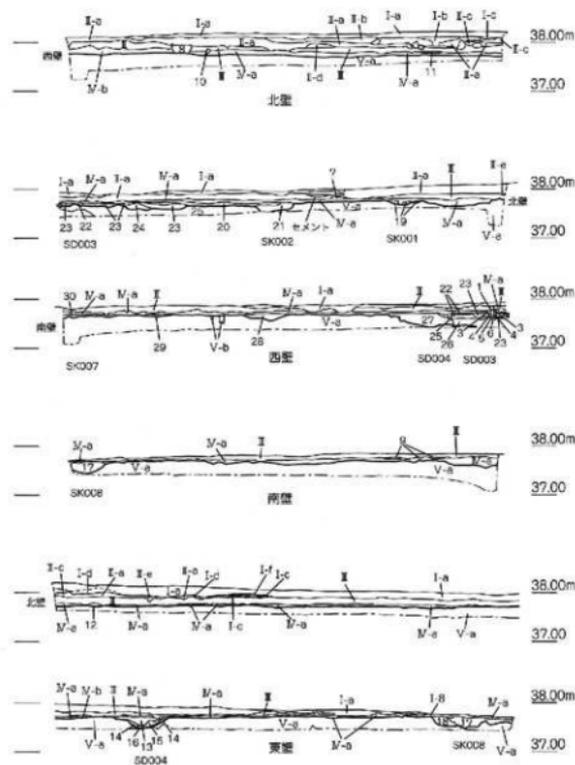
III層については、調査区の北部では安定して存在するが、南壁近くでは遺存していない。土色は黒味が強い古い時期の土である印象を強く受けるが、近世の陶磁器が出土していることから、遺物包含層として扱った。弥生土器をはじめとするより古い時期の遺物を包含するわけではないので、30次(V章)にて認められた客土でもないと考えられる。

IV層については、どのような性質の土層であるのか図面に記載されていないためはっきりしないが、上部に二酸化マンガンの粒が多く沈着していることから、元々耕作土であった上が、後世に上層における水田耕作に伴って床土のような土層になったものであろうと推測している。

V-a層は地山層である。和泉砂岩の風化土壌に由来する土層である。しばしばこの土層の下位に礫層が位置するが、この地点では検出されていない。地山面の削平は、後述する30次や31次ほどには激しくなかったであろう。なお、土層の観察結果の詳細は第67図に示した。



第66図 29次の遺構配置



| | | | | | |
|------|-------------------|-------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| I-a層 | 造成土、灰砂土、 | 1 黒褐色土(10YR 3/1) | Ⅱと同質。 | 21 赤褐色土(10YR 3/3) | SK002 埋土。 |
| -b層 | 黒褐色土(10YR 3/2) | パラス等を含む。 | 2 黒褐色土(10YR 3/2) | 22 赤褐色土(10YR 3/3) | SD003 埋土。 |
| -c層 | パラスの層。 | | 3 に灰、黄褐色土(10YR 5/3) | 23 黒褐色土(10YR 3/2) | SD003 埋土。 |
| -d層 | 灰砂土。 | | 4 黒褐色土(10YR 3/2) | 24 黒褐色土(10YR 3/2) | SD003 埋土。 |
| -e層 | パラス。 | | 5 黒褐色土(10YR 3/2) | 25 黒褐色土(10YR 3/2) | SD003 埋土。 |
| -f層 | 明褐色土(7.5YR 5/8) | 造成土。 | 6 黒褐色土(10YR 3/2) | 25 と同質。 | 26 黒褐色土(10YR 3/2) |
| I-g層 | 黒褐色土(10YR 3/2) | 造成土。 | 7 黒褐色土(10YR 3/2) | 25 と同質。 | 27 赤褐色土(10YR 3/3) |
| I-a層 | 灰褐色土(10YR 4/2) | 造成土。 | 8 黒褐色土(10YR 3/2) | | 28 黒褐色土(10YR 2/2) |
| -b層 | 黒褐色土(10YR 2/1) | 旧耕作土。 | 9 に灰、黄褐色土(10YR 4/3) | | 29 黒褐色土(10YR 3/2) |
| -c層 | 黒褐色土(10YR 3/2) | 1mmの小礫を含む。 | 10 黒褐色土(10YR 3/2) | | 30 黒褐色土(10YR 3/2) |
| -d層 | 黄褐色土(10YR 5/6) | 細灰色土、1mmの小礫を少量含む。 | 11 黒褐色土(10YR 3/2) | | |
| -e層 | 黒褐色土(10YR 3/2) | 1mmの小礫を少量含む。 | 12 黒褐色土(10YR 3/2) | | |
| -f層 | 黒褐色土(10YR 3/1) | 砂層。 | 13 黒褐色土(10YR 3/2) | | |
| Ⅱ層 | 黒褐色土(10YR 3/1) | 近世遺物を含む層。 | 14 に灰、黄褐色土(10YR 4/3) | SD004 埋土。 | |
| M-a層 | に灰、黄褐色土(10YR 4/3) | 1mmの小礫を少量含む。 | 15 黄褐色土(10YR 5/6) | SD004 埋土。 | |
| -b層 | 黒褐色土(10YR 3/2) | 1mmの小礫を少量含む。 | 16 黒褐色土(10YR 3/2) | SD004 埋土。 | |
| V-a層 | 黄褐色土(10YR 5/6) | 地山。 | 18 黄褐色土(10YR 5/6) | 地山。 | |
| -b層 | 黒褐色土(10YR 3/2) | 地山を含む。 | 19 暗褐色土(10YR 3/3) | SK001 埋土。 | |
| | | | 20 暗褐色土(10YR 3/3) | | |



第67図 29次の土層

第4節 中近世以降の成果

(1) 成果の概要

本節では、中世以降の遺構と遺物について報告し、古代以前の成果に関しては次節でまとめることとする。

第68図に土坑、第70図に溝の配置を示した。

対象となる遺構は、土墳墓1基、土坑5基、溝6条である。このうち最も重要な遺構は、土墳墓ST001である。ST001は出土遺物から13世紀ころのものとみられることから、本書にて報告する他の調査地点で検出されている様々な時期と形態の墓と比較対照できる遺構である。ここから出土した土師器の坏と皿は、本調査出土の遺物の中で最も重要な位置を占めるものである。

(2) 中近世の遺構と遺物

1 土坑

SK001 [第68図] 調査区の北西角近くで部分的に検出された不整形な土坑。規模は不明。

出土遺物 近世以降の瓦の小片が1点だけ出土している。

時期 江戸時代を上限とする。

SK002 [第68図] 調査区西壁で部分的に検出された不整形な土坑である。径は1m程度とみられるが、一部、調査地外に続く。

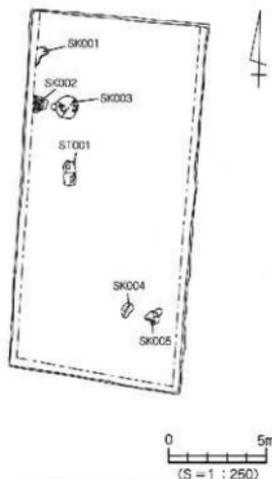
出土遺物 播鉢の破片1点と陶磁器の破片が1点出土している。

時期 出土遺物から、江戸時代の前半を上限とすると想定しているが、正確にはわからない。

SK003 [第68図] SK002の東に隣接する円形の土坑である。直径は1～1.25mを測る。埋土に礫が多く含まれているが、この特徴は、周辺の土坑には認められない現象で、他と比較した時に異質な印象を受ける。

出土遺物 かなり新しい時期の磁器の小片が少量出土している。

時期 江戸時代を上限とする。明治以降に下る可能性も十分にあると考えているが、正確にはわからない。



第68図 土坑の配置

S K004 [第68図] 調査区南西部に位置する長円形の遺構。規模が小さいことと形状から、柱穴である可能性もある。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。

S K005 [第68図] 調査区南東部に位置する小型で不整形な土坑。形状から判断して複数の柱穴が集まったものであって、土坑ではないのかもしれない。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。

2 土墳墓

ST001 [第69図] 調査区中央部の北西寄りに位置する中世の墓である。平面形態は長方形を呈し、規模は南北約1.24m、東西約0.61m、深さは約0.2mを測る。南北両端が一段浅い掘り込みになっている。長辺側の壁面は緩やかに斜めに立ち上がる。底面は長辺約0.5m、短辺0.36mほどの範囲が水平に仕上げられている。上部は水田耕作によって削平を受けているため正確にはわからないが、一辺4尺×2尺程度の規模を意識して掘られたのではないかと考えている(p.105)。

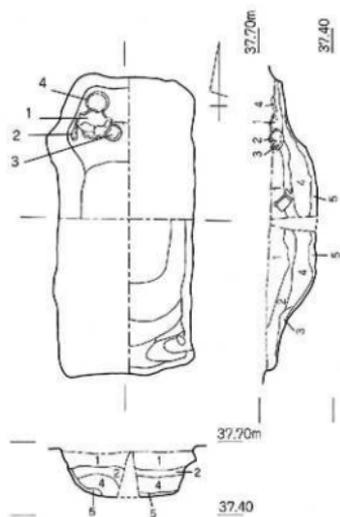
土層は一部流れ込み状の部分があるが、基本的に水平に堆積している。棺材の痕跡や、棺の存在に由来する土層堆積は認められなかった。したがって、木棺墓と断定することはできない。最下部の土層はかなり色調が黒い土であった。骨や歯、あるいはそれらが腐朽して生じたと推定できる土層は一切確認されていない。

北西角の検出面近くで土師器の坏1点と皿3点がまとめて出土している。これらの遺物は、副葬品と考えられる。この遺構を墓と断定することができた有力な証拠である。出土位置は北部の段状に掘られた部分の上位で、土層的には1層ないし2層とした部分に該当する。おそらく1段深く掘られた中心部に遺体もしくは棺が置かれ、これらの遺物はその北側に置かれたものとみられる。棺上に副葬されたものではないと考えている。

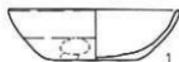
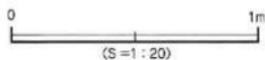
出土遺物 1は土師器の坏。2～4は同じく土師器の皿である。

坏1の法量は、口径136mm、底径68mm、器高41mmを測る。口径は底径のちょうど2倍の寸法に仕上げられている。器壁の風化が激しく、底部の切り離し技法は全くわからない。2は口径72mm、底径50mm、器高11mmを測る。これについても、器壁の風化が激しく、底部の切り離し技法は全くわからない。3も土師器の皿である。口径68mm、底径41mm、器高10mmで、3点の皿の中では最も小さな器である。これも、風化が激しく、底部の切り離し技法はわからない。4は最も磨滅の激しい土師器の皿。口径70mm、底径50mm、器高12.5mmに復元したが、概数である。器壁の風化が激しく、底部の切り離し技法は不明である。

時期 細かく特定することは困難であるが、13世紀ころを中心とする時期に属す可能性を想定している。松山市内における事例に照らすと、石井幼稚園遺跡SD-1…一括資料(10世紀前半、第45集)よりは確実に新しく、13世紀後半に位置付けられている南江戸蘭目遺跡出土の(第22集)一群に近似していると評価している。南江戸蘭目の坏の口径は、大型品でも口径が130mmには達しておらず、本事例と比較すると1cm近く小さい。一般的にこの時期の土師器坏の傾向として、少しずつ小型化が進行するとされていることから、1の年代は13世紀でも前半から中葉にかけての可能性を想定する。



- 1 灰青褐色土(10YR 4/2)
- 2 黄褐色土(10YR 3/2)
- 3 黄褐色土(10YR 5/8)
- 4 黄褐色土(10YR 3/2)
- 5 黄褐色土(10YR 3/1)



第69図 ST001

3 溝

S D001 [第70図] 調査区北壁沿いに位置する溝。検出長約8.4m、幅は西部で0.75m、深さは深いところでも0.2m程度。埋土は近現代の水田耕作土に近いIV-a層のものに近似している。

出土遺物 陶器の破片が1点出土している。

時期 江戸時代を上限とする。

S D002 [第70図] S D001のすぐ南、調査区の北東角に位置する溝。検出長約2.8m、幅0.3～0.4m。

出土遺物 無し。

時期 S D001と同様とみて、江戸時代を上限とする。

S D003 [第70図] 調査区の西壁沿いに位置する南北方向に掘られた直線的な溝。その大部分が西壁トレンチによって破壊されている。西壁土層図の12層とした部分がこの溝に対応すると思われる。

出土遺物 磁器の小片が1点出土している。

時期 埋土の性質から江戸時代を上限とする。

S D004 [第71図] 調査区の中央を東西に貫く溝。検出長約7.9m、幅1.0～2.1m、深さは深いところで0.26mを測る。土層は大きく2層に分かれるが、流水を示す痕跡は確認されなかった。土層断面と平面形状の観察から、若干南寄りに掘られていた最初の溝が埋まった後に、少し北寄りの位置に同様の溝を掘り替えたものと考えられる。上下2層の埋土は、それぞれの溝に対応する。

出土遺物 弥生土器、須恵器、瓦の小片が出土している。瓦には布目痕跡が認められるものと、小片であるため不明確であるが、黒色の近世瓦に近いものが確認された。

時期 調査担当者は、近世瓦の破片を混入品である可能性もあると考えて、中世段階で埋没した可能性を指摘しているが、溝の掘り替えを行っている以上、最終的に近世瓦が含まれることも否定できないと思われる。

中世から近世ころの溝と考えておく。

S D005 [第70図] 調査区南東角に位置する溝の端。検出長約1.4m。幅は0.3m前後の極めて浅い溝である。

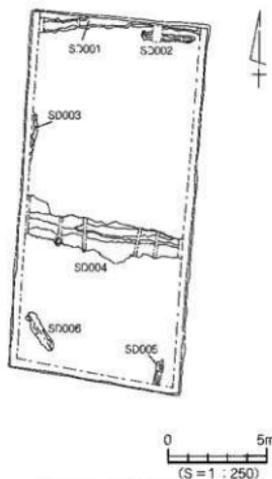
出土遺物 須恵器の小片が1点出土した。

時期 江戸時代を上限とする。

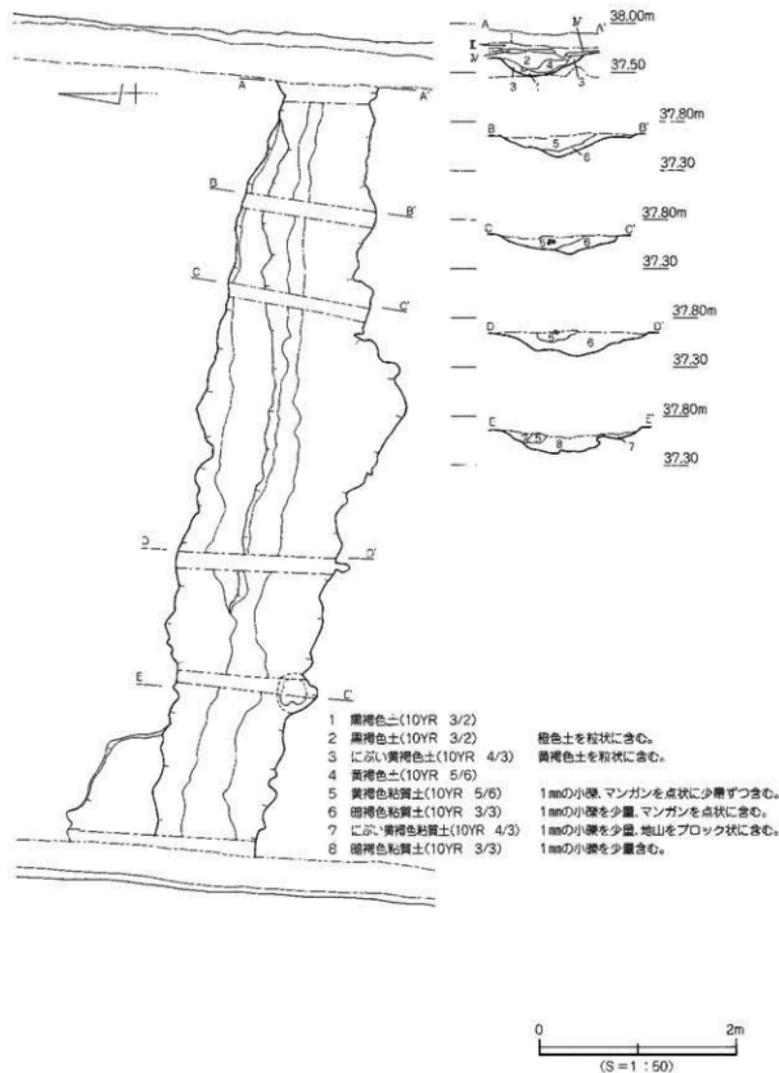
S D006 [第70図] 調査区南西角に位置する短い溝。検出長2.2m、幅約0.6m。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。



第70図 溝の配置



第71図 SD004

第5節 古代以前の成果

(1) 竪穴住居の復元

調査段階で竪穴住居の4本の主柱穴である可能性を想定して断面図を作製したものの、遺構として積極的に認定可能か否か躊躇したため、これまで、遺構番号が付されてこなかったものである。近年の調査事例の増加によって、4主柱の方形竪穴住居の残骸として積極的に認定可能な条件が整ったことから、以下の通り報告するものである。

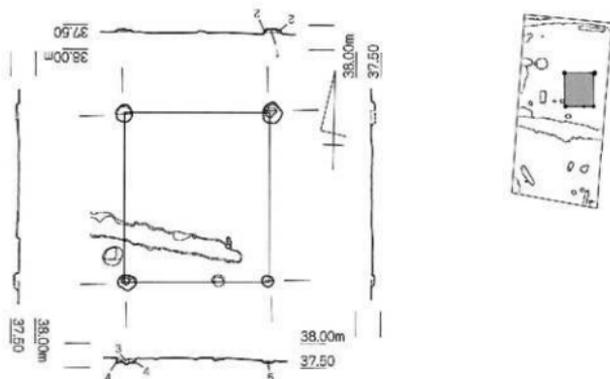
1 竪穴住居

SB001 [第72図] 桁行1間(3.45m)、桁行1間(2.93m)、方位は真北で僅かに西へ振っている。

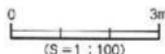
柱穴は直径0.25m～0.4m程度の不整円形のもので構成されている。いずれも極めて浅く、深いものでも10cmほどしか遺存していない。北東角と南西角の柱穴で柱の抜き取り穴を確認している。南辺柱筋上に小型の柱穴が1基存在するが、この建物に直接関連するものではないと考えている。

柱穴埋土の土色は黒褐色土が主体で、柱の抜き取り穴の埋土も大差ない。通常、官衙遺跡群出現以前の時期の遺構埋土と判断することが多い土である。

造営尺を用いた建物の設計基準については、次のように考えている。



- | | | |
|---|------------------|------------------------------------|
| 1 | 黒褐色粘質土(10YR 2/2) | 1m大の小礫を少量、黄褐色土をブロック状に含む。 |
| 2 | 黒褐色粘質土(10YR 2/2) | 1m大の小礫を少量、黄褐色土をブロック状に1より多く含む。 |
| 3 | 黒褐色粘質土(10YR 3/2) | 柱底。1m大の小礫を少量、黄褐色土、茶褐色土をブロック状に含む。 |
| 4 | 黒褐色粘質土(10YR 3/2) | 1m大の小礫を少量、黄褐色土、茶褐色土をブロック状に1より多く含む。 |
| 5 | 黒褐色粘質土(10YR 3/2) | 黄褐色土を多量、1m大の小礫を少量含む。 |



第72図 SB001

桁行3.45mを16尺、梁行2.93mを13.6尺とみなした。梁行長は桁行長の0.85倍の寸法に設定されたと考えられる。この場合の造営尺は1尺=0.2155m、およそ0.216mで小尺である。これの5分の6倍の大尺の尺長はおよそ0.259mで、これを適用すると細かな端数が生じてしまい適当でないことから、小尺とみるのが妥当と判断した。なお、0.85倍とした考え方については、本来的には20分の17という分数で表記すべきものであると考えている。16尺の20分の1である0.8尺(10分の8尺)に対して、これの17倍の寸法(10分の13.6尺)を短辺長に設定したのであろう。

出土遺物 北東角のS P003から、弥生土器もしくは土師器の小片が2点出土している。

時期 次節の(2)にて言及する。

第6節 まとめ

(1)土壙墓S T001の寸法

S T001の平面規模については、長辺約1.24mを4尺、短辺約0.61mを2尺の設定であったのではないかと考えた(p.100)。当然のことながら、後世の削平によって当時の地表面は失われているわけであるから、ここで言う寸法は、墓壇の掘り始めに設定された規模に比べて若干小さい数値となっているものと考えられるが、実際の正確な寸法はわかりかねるので、ここでの検討にはこれらの数値をそのまま用いることにする。墓壇の一辺長が、長短比4:2の設定であったとすると、予想される1尺の尺長は、0.305m～0.310mとなる。

この尺長に比較的近いものが、24次の井戸下層出土の桶の寸法の中に認められる(p.53)。桶の底板の寸法から割り出した基準尺には、古代の唐尺の尺長と重なる短いものと、31cmに近いものが存在し、両者は製作技術の視点からみた場合にも区分が可能であるとする見解を提示した(第Ⅶ章)。S T001の墓壇の寸法から想定された尺長は、桶における後者の領域と重なっているのである。

ところで、24次の井戸を含む屋敷地の実年代については、16世紀後半に活動の中心があることが判明している(p.90)。S T001の年代は、副葬品の形態から13世紀ころと想定されることから、両者の間にはおよそ300～350年前後の時間差が存在することになる。16世紀後半には、屋敷地の墓S K001の棺材の寸法から得られた0.300m程度の尺長に加えて桶A群の尺長も存在することから、31cmに近いと想定した13世紀ころの尺長を厳密に評価することは困難である。あえて言うならば、奈良時代の天平尺以降、16世紀末の太閤検地¹に伴って度量衡の統一が本格的に図られるまでの間の多様な尺度のあり方の一端²を示しているかと評価できるのではないかと考える。

鎌倉時代から安土桃山時代にかけての中世社会における尺度の歴史と、地域社会におけるその多様なあり方を、S T001の寸法を通して見ることができたと評価したい。

(2)柱配置から予想されるS B001の時期

前節の末尾にて、S B001の設計基準ならびに造営尺の換補値を提示した。桁行3.45mを16尺、梁行2.93mを13.6尺³とみなし、造営尺は小尺で1尺=0.216m、梁行長は桁行長の20分の17倍の寸法に設定

されていると考えた。

これまで132集以降、この種の建物跡の分析から、時代ごとの建築の考え方や造営尺の尺長について検討を重ねてきたが、ここでその成果を活用して、この建物の時期を推定することを試みる。

参考になる情報は、主なもの6件ある。

古い順にあげると、まず、①弥生時代後期終末から古墳時代前期前半ころの建物の場合、1尺=0.201～0.208m程度の魏晉のころの小尺を基準としたものと考えている(第132集、139集ほか)。次に、②古墳時代中期の5世紀前半から中頃の建物から、0.249mの尺長を抽出し、これを宋の大尺⁴と解釈した(第139集、p.74注3)。つづいて本書にて、22次の建物5棟の分析から、③0.250～0.253mと④0.265mの2種類の大尺を抽出し、両者間に建築基準の視点から見た場合にも差異を認めることができると判断した(p.34)。さらに、④6世紀後半と想定される堅穴住居3棟の事例で、0.2136mの小尺⁵を基準とした可能性を指摘(第135集、p.101)、加えて、⑥久米官衙出現直前の6世紀末から7世紀初頭の限られた期間に、0.280～0.288m前後の尺長による少なくとも3つの群に区分可能な掘立柱建物を認定可能であることを示した(第132集、p.50)。

これら6段階以外にも細かな事例がいくつかあるが、問題となる1小尺=0.216m、1大尺=0.259mの尺長⁶については、事例④と⑤の間に納まると考える。機械的に尺長の長短を時間軸上の配列に置き換えてよいものか疑問も残るが、6世紀後半でも中葉に近い時期の尺度ではないかと想定する⁷。

以上、4基の柱穴以外に何ら痕跡を留めない建物で、しかも年代の手掛かりとなる遺物も伴っていないS B001について、造営尺の尺長だけを頼りにその年代を検討した。今後も、事例を積み重ね、さらに検証を行うことによって、主柱穴以外の情報を失ってしまった建物であっても、集落景観の復元に役立つことを実証していきたいと考えている。

注

- 1582年に始まる太閤検地については、7回出された検地条日のうち、1594年のものが基準を集約していると評価されている。その際に用いられた太閤検地尺の尺長は、およそ0.303mに統一されるが、それ以前の度量衡の基準は、大名の分国ごとにまちまちの状態であった。ただし、その後も、江戸時代を通じて明治に至るまで、地域ごとに様々な基準が残存したようで、尺度の歴史を一層複雑なものにしている。
- 0.308m程度の尺長のものが、7世紀末から8世紀初頭ころの久米官衙を構成する建物から抽出される場合がある。政庁に重複して後継する区ⅡEの建物の場合、0.304～0.308m程度を基準としている(第135集p.45)。これを、回廊状遺構を含む遺跡群Ⅱ期の造営尺である0.304mと同義のものとするか、やや残存する別のものとするかで、評価は違ったものとなる。唐尺のバリエーションの範囲と考え、これが中世まで残存したと考えることも可能かもしれないが、未だ明確な回答を得るには至っていない。
- 長短差24小尺に換算すると2尺になり、1大尺は0.259mである。
- 宋の冊封体制下にある以上、宋の制度に従ったものと考えている。
- 古墳時代中期から後期にかけての堅穴住居の場合、小尺を基準とするものと大尺を基準とするものの2通りが併存する時期があるらしい。この理由は定かでないが、弥生時代後期終末から古墳時代前期前半にかけてのこれまでに分析対象としたすべての建物が魏晉のころの小尺を基準とするのに対して(第139集、第132集)、中期ころには状況が変わるのではなからうか。百濟からの伝播を中心に考える場合、南朝との関係も想定されるが、伽耶諸国や高句麗からの人々も含まれていることを考え合わせると、韓半島北部や中国東北部からの影響もあって伝来した別系統の尺度かもしれない。かなり複雑な時代背景を想定する必要があると思われる。伽耶諸国における権益をめぐる百濟との関係や、7世紀はじめにかけての新羅による我が国への接近なども考慮に入れておく必要があるかもしれない。
- 6世紀後半ないし末ころ、尺長が長期間で大幅に伸びる状況を想定している(第132集p.49)。前述の⑤から⑥にかけての時期である。S B001の尺長は、この時期の直前に対応しているのではないかと考える。

第V章 来住庵寺30次調査

第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成15年度の久米官衙遺跡群における重要遺跡確認調査は、史跡来住庵寺跡の指定区域に程近い、2地点で実施されることとなった。このうち、本章にて報告する来住庵寺30次調査は、来住庵寺跡指定区域の南辺から南約20m付近に位置している(第5図)。北側には商業施設の駐車場と水路を挟んで、史跡指定地の南辺にあたる東西方向の農道が位置している。

この地点が調査対象地として選ばれた最大の理由は、来住庵寺の区域の南限を確認するために残された数少ない場所であったためである。この地点も本書にて報告する他の4地点以上に、中近世以降の水田開発に伴う削平の影響が大きいものと予想されたが、来住庵寺の南限を示す何らかの施設の痕跡が遺されていないか、あるいは、水田造成時に古代の遺構や遺物が埋め立てられて遺存していないかを探ることも、本調査の目的のひとつであった。

調査は平成15年7月7日から、重機による造成土等の掘削と排土の場外への搬出作業をもって着手された。狭い敷地をできるだけ広く調査するため、掘削した土砂を別の車両によって場外に仮置きし、後日これを重機によって整える方法を採用したため、作業には日数を要した。なお、同様の事情は埋め戻しの際にも生じている。

(2) 調査ならびに整理作業の経過

平成15年度の調査の経過と、平成20年度に国庫補助事業による出土物整理作業の一環として財団法人文センターに整理業務の一部を委託して以降の作業の概要について、各日誌の抄録の形で提示する。

調査日誌抄録

- 平成15年7月7日(月) 重機による掘削作業に着手する。器材等の準備作業。
- 7月14日(月) この日までに重機による排土の移動を完了する。遺構面の精査を継続。
- 7月15日(火) 高所作業車を用いて遺構の検出写真を撮影する。
- 7月17日(木) 断面観察用のトレンチを設定し掘り下げたところ、地山と考えた黄色土層が造成土であることが判明したため、掘削を継続する必要があることに気付く。
- 7月22日(火) 黄色土層の下位から灰色の別の造成土を確認し、掘り下げを続ける。
- 7月29日(火) 調査区西寄りの一段深く削平されている区域について造成土の掘削に着手。
- 7月31日(木) 委託して基準杭の打設を実施する。
- 8月19日(火) 地下げされた区域の下部において黒色土層を検出する。正体がわからない

- め、精査して範囲を特定する作業を継続する。
- 8月27日(水) 調査区遠景を含む写真撮影を行う。撮影終了後、地下げ箇所についてメッシュ杭を設置し直す作業を行う。
- 9月2日(火) 列石の調査と並行して、平面図の作成を進める。
- 9月4日(木) SP2にて木製の礎板を検出する。
- 9月18日(木) 遺構の完掘写真の撮影を行う。
- 10月10日(金) 地下げ箇所と2条の列石との関係が判明する。列石は水出の段差に沿う石積みであることが明らかになる。
- 10月18日(土) 10:30から29次、久米高畑57次と合同で現地説明会を開催する。参加者120名。
- 10月24日(金) 土坑の調査を終了し、保護砂を投入する。重機による埋め戻し作業に着手。
- 10月30日(木) 埋め戻し作業を終了する。
- 10月31日(金) 器材等の整理を行い、現場作業を終了する。各種整理作業を継続。

整理日誌抄録

- 平成15年11月～ 出土遺物と図面等の基礎的な整理作業を行う。
- 平成16年3月 29次とあわせて概要報告書を作成する。
- 4月～5月 「年報16」掲載図面と原稿の作成。
- 平成17年2月 田内の退職に伴い図面写真類を埋文センターに移管する。
- 平成20年4月1日(火) 平成20年度国庫補助出土物整理作業の一環として、本書掲載の5調査の報告書作成に向けた作業を財団に委託する。遺物実測図の追加作成等を実施。
- 平成21年3月31日(火) 概要報告等関係書類を提出して前掲事業を終了。報告書のレイアウト確定。
- 平成21年12月17日(木) 入稿。
- 平成22年2月27日(土) 本書の刊行。後日、掲載遺物の最終的な収納を行う予定。



第73図 30次調査地の位置

(S=1:4000)

第2節 調査組織と調査の方法

(1) 調査組織

調査組織(平成15年7月7日時点)

調査主体 松山市教育委員会

| | |
|--------|-------|
| 教育長 | 中矢 陽三 |
| 事務局局長 | 武井 正治 |
| 企画官 | 遠藤 宗敏 |
| 企画官 | 石丸 修 |
| 文化財課課長 | 八木 方人 |
| 主幹 | 家久 則雄 |
| 副主幹 | 田城 武志 |

(調査担当)臨時調査員 田内真由美

(調査担当)臨時調査員 篠田 久恵

調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財団

| | |
|--------------|-------|
| 理事長 | 中村 時広 |
| 事務局局長 | 三宅 泰生 |
| 次長 | 菅 嘉見 |
| 埋蔵文化財センター 所長 | 杉田 久憲 |
| 専門監兼学芸係長 | 高本 昌陽 |
| 次長兼調査係長 | 西尾 幸則 |
| 調査員 | 橋本 雄一 |

(2) 測量の基準

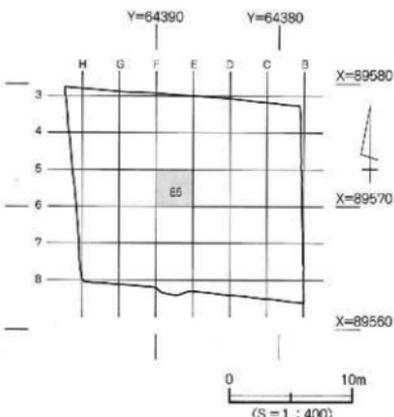
調査にあたっては、株式会社パスコ松山支店に委託して国土座標に基づく基準杭の打設を行った。当時は、世界測地系への移行は検討しておらず、旧国土座標第IV座標系に基づく作業を実施している。

調査地内にメートル単位で切りの良い座標値の基準杭を複数配置し、これを基にしてメッシュ杭を打設してグリッド杭とした。グリッドは3m四方で配置し、第74図に示す呼称を用いた。例えば、Eラインと5ラインの交点を点名としてE5と呼び、

この点を北東角とする3m四方の区域をE5グリッドと表記する。

遺構に属さない遺物の取り上げの際には、可能な範囲で、このグリッド名称を用いている。また、個別遺構の断面図を作成する際にも、断面ポイントの表記にグリッドを構成する各ラインや交点との位置関係を記録するなどして、各断面を国土座標に基づいた提示ができるよう配慮した。

水準に関しては、基準点を打設する際に取り付けを行っている。したがって、米住廃寺24次調査等の古い時期の調査で生じたような問題は発生していない(p.38)。



第74図 30次のグリッド配置

(3)遺構の保護

調査の終了時に、遺構と地山面に砂を投入することによって遺構の保護を行っている。30次の場合、耕作地に戻す必要があったことから、無塩砂を使用している。

後年、造成工事が行われ、民間の商業施設の駐車場となったが、その際には通常の行政上の確認が行われている。開発内容と調査時の記録を照合し、開発によって遺構を破壊する恐れが無いことを確認したうえで工事が行われている。したがって、その後も遺構の多くについては、保護されているものと思われる。

(4)凡例

- 1 本章における報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報』16（平成16年刊行）に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとす。
- 2 遺構の種別は略号で示した。土坑：SK、溝：SD、柱穴：SP、性格不明遺構：SXなどである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一した。遺構図は1/25、1/50、1/100を基本とした。
- 4 本章の個別の遺構図面に示した方位は、旧国土座標第IV座標系の座標北である。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記し、番号順に収納している。未掲載分については、白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

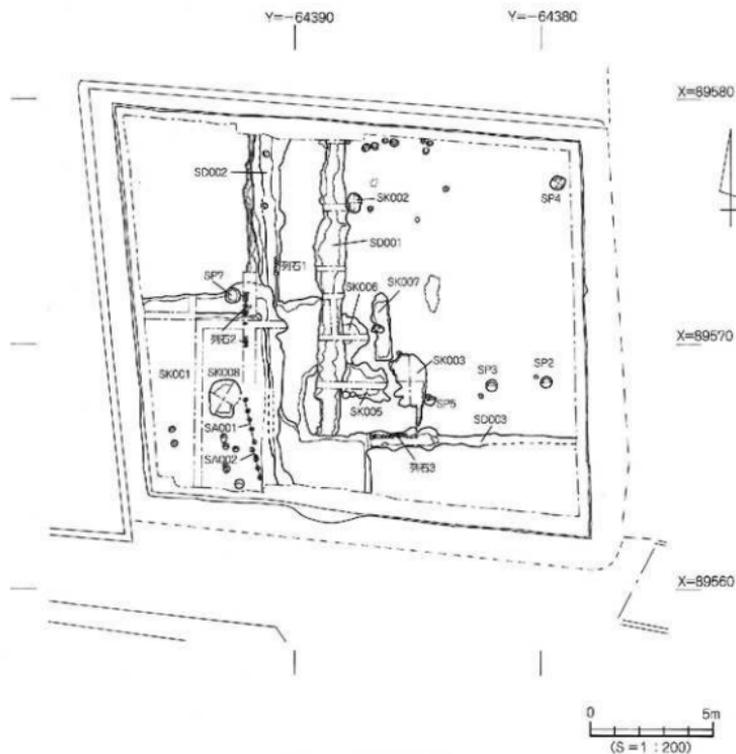
第3節 調査成果の概要と層位

(1)成果の概要

検出された遺構の多くが中近世以降の時期のものであって、古代以前に遡るものは全く検出されなかった。期待された来住庵寺の南限に伴う遺構も検出されていない。また、古代の役所施設に関連する遺構についても検出されなかった。

中近世の遺構は、近現代に水田の開発を進める際に行われた地下げに伴う掘り込みのほか、土坑と溝、柱穴によって構成されている。当初、暗渠の一部ではないかと考えられた列石については、水田の段差に沿って設けられた石組みの下部ないし水路の一部であることが判明した。傾斜地を水田として利用するために、地形の一部を地下げして段差を造り出し、上下2枚の水田としている。その段差に沿って、石組みや水路が設けられたようである(第84図)。

水田造成のために地下げされた調査区南西部の一角は、その後、造成土によって埋め立てられ、床土を貼り直したうえで広い面積の水田に造り替えられている。その時期は、江戸時代でも幕末に近い時期



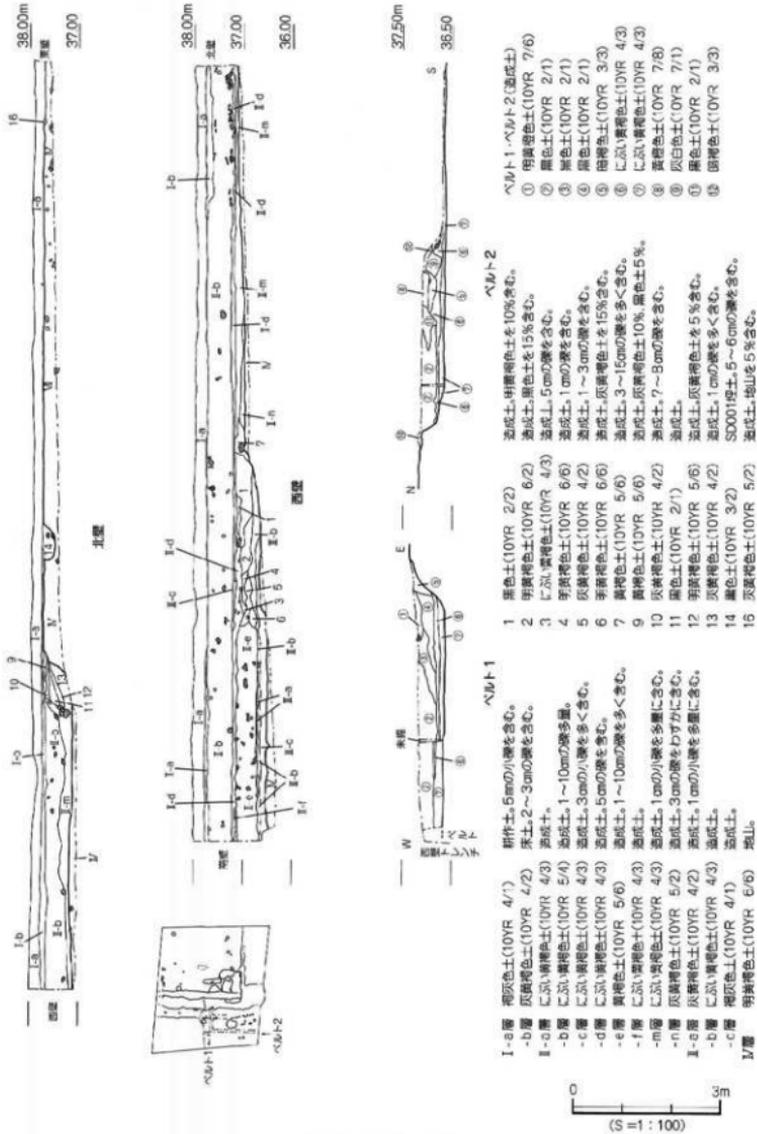
第75図 30次の遺構配置

から明治時代にかけてと推測している。このことは、水田の造成上から、雲母粉を用いた巴文の軒丸瓦が出土したことから判明した(第78図)。

中世以前に遡る遺構は確認されていない。調査区南西部で検出された杭列や、南東部で検出された2基の柱穴など、時期の特定が困難な遺構の中に中世のものが含まれている可能性もあるが、現状では、すべて近世を上限とする時期の遺構であると判断している。

(2) 層位

I層の上部は現代の水田耕作土層、II層は細かく多数の土層に分層されているが、これらはすべて基本的に現代の水田を造成する際に投入された造成土層である。II層上部のII-b層は、調査区西部のSD002より西の地下げが行われている箇所に投入されている。厚さは西壁近くで0.5mに達している。季



第76図 30次の土層

大の礫と近世瓦が多く含まれている。

Ⅱ-d層も、S D002以西の地下げが行われた区域に投入された造成土層である。10cmほどの厚さしかないが、S K001の北端付近で多少乱れる程度で、全体に均一に広がっている。西壁土層を見る限り、この土層を投入した段階で水平面の確保が行われたようである。この土層が耕作土であることも検討したが、最終的にはその可能性は低いと判断した。

Ⅱ-m層は、S D002以西の地下げが行われた区域の北部、S K001とした最も深い部分よりも北に分布する造成土である。Ⅱ-d層の直下に5~20cmの厚さで水平に投入されている。

Ⅱ-e層はS D002以西の地下げが行われた区域の南部、S K001とした最も深い部分の上部の造成土である。厚さは0.4m平均で、ほぼ水平に投入されている。S K001の北端から南へ3.5m付近より南の調査区南西角に分布する土層で、S K001の北部には、この土層と対応する位置に黒色土をはじめとする別の土が細かく投入されており、対称的な様相を呈している。

Ⅲ層はS K001の最下部に最初に投入された造成土である。上部では、細かな土層とすることによって高さを調整し、水平面を得ようとした形跡が読み取れる。

Ⅳ層は明黄褐色粘質土の地山層である。和泉砂岩の風化土壌に由来する土で、しばしばこの土層の下位に礫層が位置するが、この地点では検出されていない。地下げが激しくない調査区北東部における水準は37.7m程度であるが、最も深く掘り込まれたS K001の南西角付近では36.5m前後を測る。調査区北東部の最も標高の高い地山面においても、水田造成の際に削平を受けているものと考えているが、S K001はこれよりもさらに約1.2m深く掘り込まれている。通常、これだけ深く掘り込むと、当地の場合、例外なく粘質土の地山より下位の礫層が顔を出すのだが、S K001最深部の地山に対する上層注記を確認しても、そのような状況は確認されていない。おそらく、南あるいは南西に向かって急激に地表面の水準が下がっていく地形の落ち際にあたっていることから、小面積の水田を小刻みに段カットして造り出す過程の掘り下げは礫層上部に達していなかったと考えられる。この状況は、礫層の上部にまで及ぶ掘削を行うことによって、広い面積の水田を確保しようとした東隣りの31次調査地の状況とは異なっている(p.130)。

なお、前述のⅡ-e層に対応するS K001北部で認められた黒色土については、弥生土器を多く含むことから、どこか近隣の地表面近くの表土層が掘削されて投入されたものと考えている。これについては、S K001を報告する際に再度説明する(p.115)。

第4節 中近世以降の成果

(1) 成果の概要

明確に中世に遡ると言える遺構は確認されなかった。検出された遺構のすべては、近世以降、近現代にかけてのものと考えられる。

第77図に関係遺構の配置を示した。

報告対象とした遺構は、水田開発に伴う広範囲に及ぶ掘り込み(S K001)1か所、土坑6基、溝3条、水田の段差に伴う列石3条、杭列2条、柱穴の一部などである。明確に時期を特定することが困難な遺構ばかりであることから、時期を区切った報告は行わない。

当該箇所は、現在は1枚の水田であるが、かつては複数枚に分かれて段差が存在したようである。計3条確認された列石については、調査の当初、暗渠の一部ではないかと考えたが、水田の段差に沿って設けられた石組みもしくは水路兩岸の石組みの基礎部分ではないかとみている。調査区中央西寄りで見出した南北方向の溝状遺構SD002は、水田の段差部分に対応して斜面部が浅い溝状に掘り込まれた部分で、これの両端に列石1と列石2が位置することから、当初、水路ないし暗渠の基礎部分の石組みではないかと考えたが、調査区北壁の上層観察の結果、2条とも水田の段差の斜面に設けられた石組みであることが判明した(第76図)。

一方、調査区南部で東西方向に掘り込まれているSD003の場合、北側の一段高い水田と南の低い水田との間に設けられた水路であると考えている。この溝の西端では、溝の底に列石3が並び、これに平行に溝の南辺沿いにも石材が1個置かれている状況が明らかになった。これらは水路両側壁の石組みの最下段の石材であると解釈した。

なお、これらの水田の構造については、本章末尾の第5節にてまとめる。時期は近世後期から近代にかけてのころと想定している。

柱穴も検出されているが、その配置から建物を復元するには至らなかった。唯一、調査区南東部で検出した2基の柱穴SP2とSP3は、南東角方向へ続く建物の柱穴と推測しているが、南壁沿いが水田造成の過程で掘り下げられていることから柱穴が失われており、確認することができなかった。2基のうち西側のSP3において、薄板で作られた円形の礎板が検出されている(写真図版17)。間違いなく建物の柱穴であったことを証明する証拠と考えているが、全体規模を特定する手掛かりが全く無いことから、建物として扱う形は取っていない。

このほか、調査区南西角の地下げが行われている箇所で見出された杭列については、水田の段差の場所に対応することから、水田造成の工程もしくは水田の段差に直接関わりのある遺構であると想定している。土留めの杭列であろうか(SA001・002)。

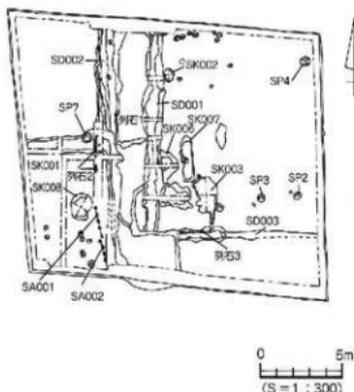
(2)水田造成に伴う遺構

1 地下げと造成の痕跡

SK001 [第76・77図] 調査区南西部に位置する最も深く地下げされた箇所を、遺構としての性質がわからない調査当初に便宜上、土坑と呼んだものである。

南北検出長およそ8.5m、東西検出長約6m、深さは調査区北東角付近の最も標高の高い地山面から約1.2m下がる。この掘り込みのすぐ北側に、0.6mほどレベルが高い箇所があるが、最上部の造成土であるII-d層は、この部分とSK001の双方に投入され、水平面が形成されている。

先に調査区の土層について説明した際に、S



第77図 中近世の遺構分布

SK001に投入された造成土は、北部と南部では異なることを述べたが、北部に細かく投入された土層の中で最も目立つ存在が、弥生土器を多く含む1層である。この土層は、SK001の北端に位置し、下面はSK001の最下部に水平に投入されているII-b層上面に接している。1層を入れる直前に、SK001の北端から若干南に離れた場所に2~6層を細かく積んで、最後にこの1層が投入されている。SK001の掘りかた北辺の外側には、上手状に7層が置かれ、一段浅い北側の部分との工程上の境界とされている。1層には、地山に由来する明黄褐色土の粒が10%ほどしか含まれていないことから、近隣の遺物包含層ないし弥生時代の土坑をはじめとする大型の遺構そのものを掘削して客土したものと考えられる。

SK001における造成土の投入と積み上げの状況は以上の通りであるが、これが水田造成にとってどのような意味を持つ行為であるのかについては、よくわからない。

SK001の外縁には、水田造成と関連すると思われるいくつかの特徴が認められる。北東角から東辺で確認された浅い溝状の掘り込みと、南東部に打ち込まれた杭列、SD002の西辺を南へ延長した線上で確認された列石2の存在である。このうち列石2は、SK001を埋め立てたうえで設置されていることから、SK001が掘削された時点で存在した遺構ではないが、列石2が設けられている場所が、SK001の東辺に一致するように配置されているSD002の西辺と一致することから、関連のある構造物であろうと考えている。北東角から東辺で確認された浅い溝状の掘り込み部分の意味はわからないが、SD002の南延長線に対応していることから、SK001の掘削に伴うものと理解される。SA001と002については後述するが、杭状の木質が一部遺存していた。SK001を埋め立てたうえで列石2などを配置した段階の土留めの杭列ではないかと考えているが確証は無い(p.121)。

なお、SK001の中央部に位置する土坑SK008については、他の土坑とあわせて説明する(第81図)。

出土遺物 前述の1層から図化可能な弥生土器が出土しているが、図の掲載は省略した。1と2は、江戸時代の軒丸瓦である。ともにSK001のII-e層から出土したものである。

焼きされた黒色の巴文軒丸瓦で、瓦当面には木型から割がれ易くする目的でまかれた雲母粉が顕著に認められる。この技法は、19世紀以降に採用される特徴的なものである。巴文は朱文の数と大きさに違いがあり、型式上は新旧の関係を説明できなくもないが、同時に真かれていたとしても問題の無い程度の違いである。朱文の数は、1が18個で2が13個である。文様に違いはあるが、瓦当面の直径は、ともに140mm前後を測る。

時期 軒丸瓦の雲母粉を使用する製作技法上の特徴から、江戸時代でも幕末に近いころを上限とするものとする。明治以降まで下る可能性も十分にあるが、コバルトで絵付けされた磁器をはじめとする明治時代以降に特徴的な遺物は一切確認されていないことから、江戸時代終わりに水田開発が行われたものと想定する。



第78図 SK001出土瓦

2 溝と列石

SD001 [第79図] 調査区中央部に位置する南北方向の溝。西のSD002と1.6mほど離れて平行に掘られている。検出長約13m、幅約0.7～1.4m、深さ20cmほどを測る。南部でSK005と006を切っていると判断されている。南端はSD003の西延長部の段差によって削られ、失われている。調査区南壁では確認されていない。

出土遺物 3と4は、ともにSD001の2層から出土した磁器染付碗の底部である。高台の内側を含めて全面的に淡い青緑色の釉がかけられ、高台端部には重ね焼きの際に付けられた白色砂が付着している。

時期 19世紀を上限とする。

SD002 [第79図] 調査区中央西寄りに位置する南北方向の溝のように見える1条の掘り込み。検出長約7m、幅1.2～1.6m、深さ0.3～0.35m程度を測る。SK001の北東角から東辺に対応する。

調査区北壁における土層断面の観察結果によると、西辺の北延長線上に列石2の続きと思われる石組みが確認され、溝付近にはこれの裏込めと考えられる互層状の土層が認められている。このような状況から、この遺構は溝ではなく、地下げによって水田の境界とした箇所石組みを設置する一連の工程上、その背後の場所を周囲よりも若干深く掘り込んだものであることが明らかとなった。

出土遺物 無し。

時期 SK001よりも段階的には後出するため、19世紀を上限とする。

列石1 [第79図] SD002の東辺上に配置された石組み最下部の石材の列である。南北0.75mの区間に主なもので石材が6石並べられている。10～15cm程度の木口面を西正面に向けて置かれた石が多い。これらの石の多くは、段状にカットされた地山の下場近くの斜面に置き上を施して置かれている。

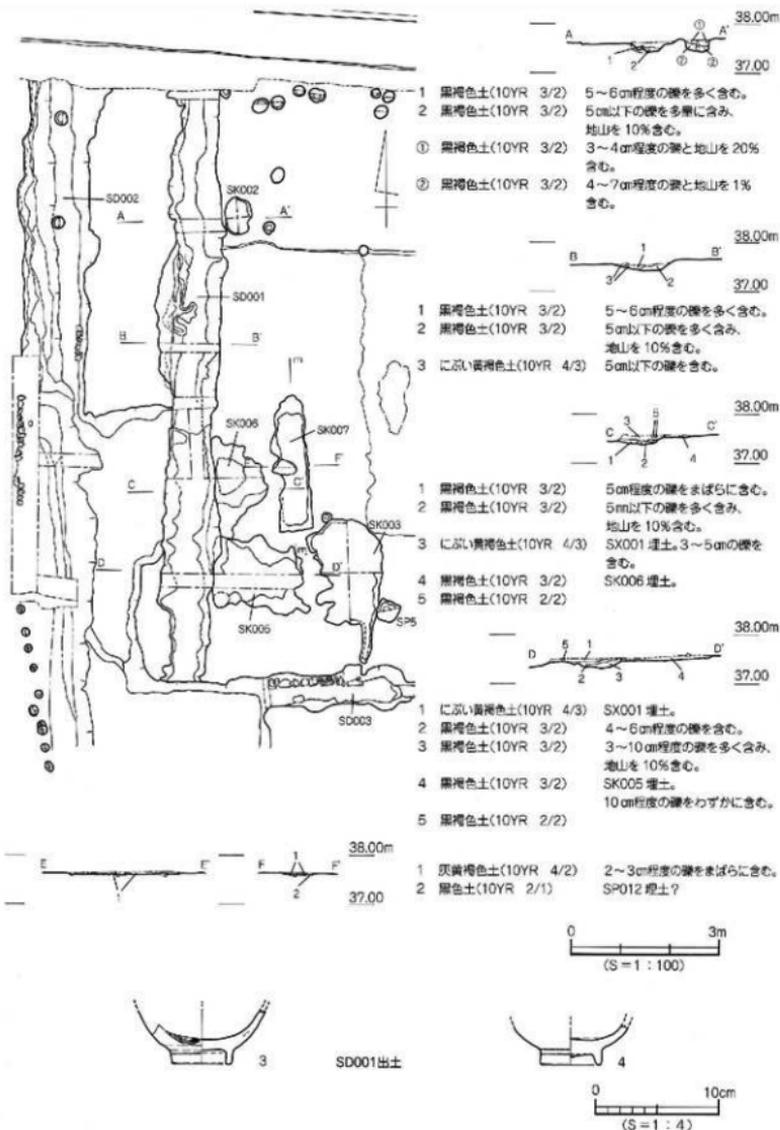
列石2 [第79図] SD002の西辺上に配置された石組み最下部の石材の列である。途中で途切れながらも、南北2.25mほどの区間に、主なもので14石配置されている。抜け落ちていなければ、20石ほどであったと推定される。ほとんどの石が、径10cmほどの木口面を西正面に向けて置かれている。列石1と同様、灰黄褐色土を置き土として使用している。北壁土層の状況を見る限り、裏込め上によって列石1の抜き跡付近を埋め殺して設置されたようである。

SD003 [第80図] 調査区の南部に位置する東西方向の水路跡。北辺に列石3、南辺に長側縁を内側に向けた別の1石が置かれている。幅0.45～0.5mほどにわたって溝を掘り、その両端に石組みを設けて水路肩としたものと考えている。溝の深さは、北の標高が高い側の地山面からおよそ20cmほどである。南辺の1石と列石3との間の幅は17～18cmを測る。

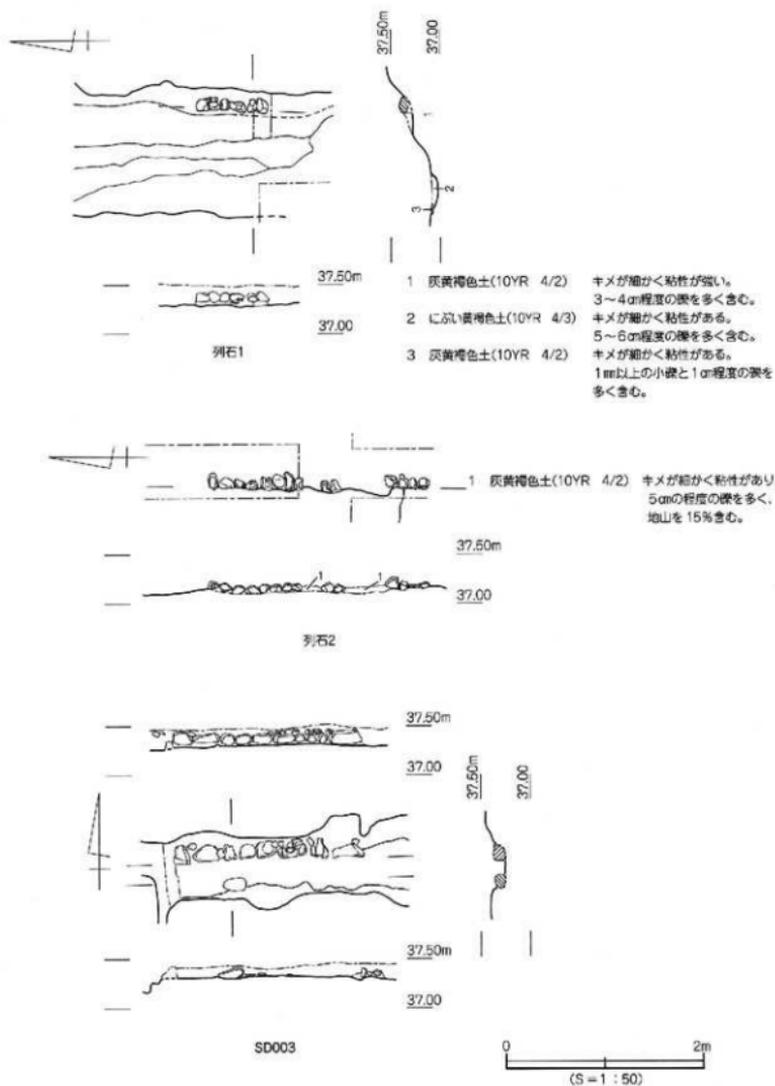
出土遺物 無し。

時期

列石3 [第80図] SD003の底に、水路の石組みが最下段だけ遺されたもの。東西約1.9mの区間に10石が置かれている。このうち4石は長側縁を溝の内側に向けている。裏込めの小石も認められた。



第79図 SD001~003 (1)



第80図 SD001~003 (2)

(3) そのほかの遺構

1 土坑

SK002 [第79図] 調査区の北部、S D001に近接する位置に掘り込まれている土坑である。規模は一辺0.75m×0.55m程度の不整形な隅丸長方形で、深さは0.25mを測る。出土遺物無し。時期不明。

SK005 [第79図] 調査区中央南寄りですD001に近接する位置に掘り込まれている土坑である。規模は東西約1.8m、南北約1.2m、深さ0.2mの不整形な長方形を呈している。S D001に切られている。

出土遺物 無し。

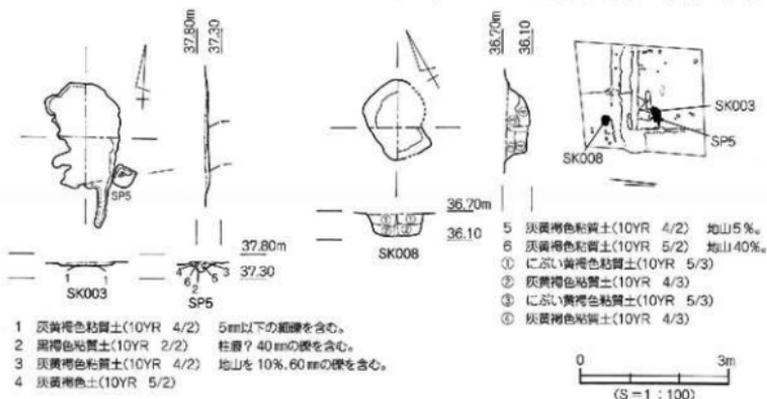
時期 S D001との切り合い関係から、水田の造成工事に先行する段階のものとして推測されるが、実際にどのくらい遡る時期のものであるのか詳細は不明である。

SK006 [第79図] SK005のすぐ北に位置する土坑で、S D001に切られている。検出された範囲で、東西約1.1m、南北約2.1m、深さ1～2cmほどの極めて浅い掘り込みである。SK005の評価に準じる。

SK007 [第79図] 調査区の中央部、S D001のすぐ東に平行に位置する溝状の掘り込み。溝の深い部分が遺存したものである可能性もあるが、調査時に土坑として扱った遺構である。南北検出長約2.8m、幅約0.7m、深さ2cmの極浅い遺構である。時期等の詳細は不明。

SK003 [第81図] SK005の東に隣接する土坑で、南北約2.0m、東西約1.4m、深さ3cmほどの遺構。南東に柱の抜き取り跡が確認されている小柱穴SP5が隣接している。時期等の詳細は不明。

SK008 [第81図] SK001の東部に位置する長径約1.4m、短径約1.2m、深さ約0.5mの土坑。埋土は上下2層に区分される。形状と深さから墓である可能性も考えられるが、時期等の詳細は不明である。



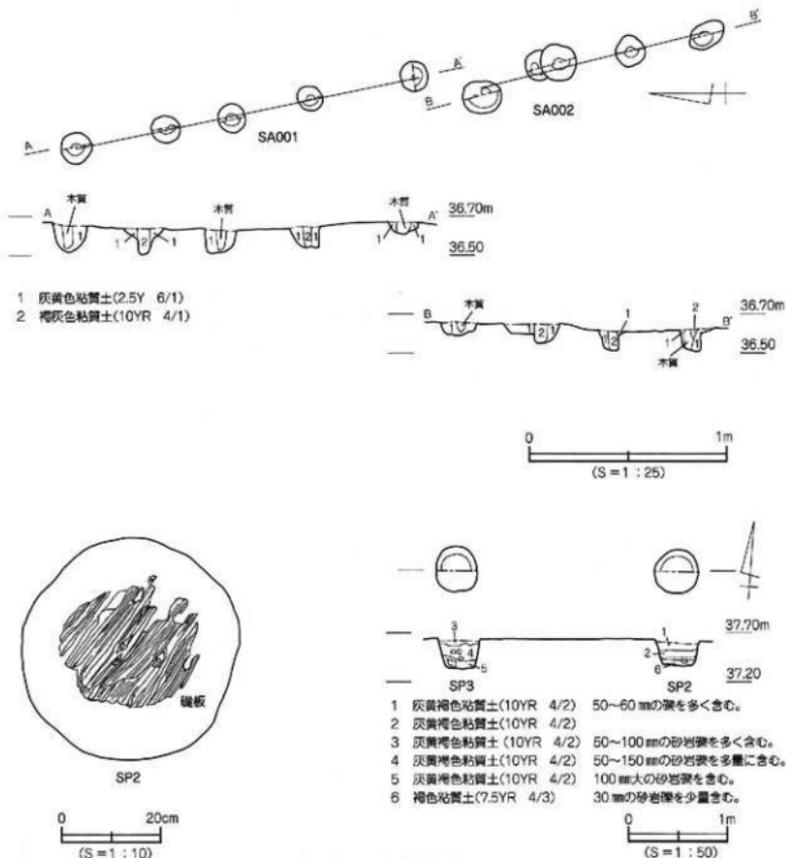
第81図 SK003・008

2 一本柱列と柱穴

SA001・002 [第82図] 調査区南西部のSK001南東に位置する2条の一本柱列。北側のSA001は5基、南寄りのSA002は4基の柱穴で構成されている。ともに一部の柱穴において、柱材の木質が遺存していた。SA001は4間で1.70m、SA002は3間で1.18mを測る。両者ともに柱間距離0.4m前後で柱が配置されている。SK001に造成土を投入して水田を造る際に、SD002西辺の列石2の南延長線上に設けられた土留めのための施設の一部ではないかと考えているが詳細は不明である。

出土遺物 無し。

時期 SK001と同様、幕末の前後を上限とする。



第82図 一本柱列と柱穴

SP2〔第82図〕 調査区南東部に位置する柱穴。直径0.45m前後の円形で、深さは約0.3mを測る。柱の抜き取り穴ないし柱痕は検出されていないが、隣接するSP3とあわせて一連の建築物を構成する柱穴であろうと推測している。2基の柱間隔は、およそ2.25mを測る。1間7.5尺程度で設定された建物桁行方向の柱配置に対応するのではないかと考える。なお、建物が成立する場合、これらの柱穴の北側には痕跡が全く無いことから、調査区南壁沿いの地下げがされた区域から調査区外東方に展開するものと予想している。

出土遺物 無し。

時期 不明。

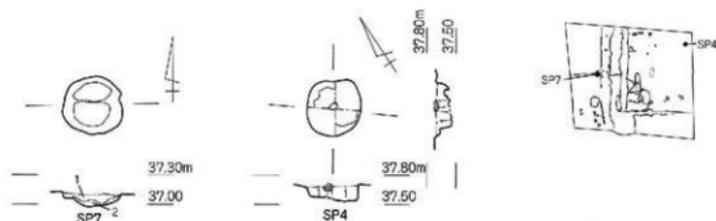
SP3〔第82図〕 SP2の西に位置する平面形状深さともにほぼ共通の柱穴。穴の底に5cmほどの土を敷いて高さ調節を行ったうえで、円形の板を置いている。これは、柱に対する礎板と考えられる。腐朽して半ば土壌化した状態であったが、直径約28cm程度が確認されている。柱の抜き取り穴ないし柱痕は検出されていないが、隣接するSP2とあわせて一連の建築物を構成する柱穴であろうと推測している。

出土遺物 無し。円形の木製礎板のみである。

時期 不明。ただし、木質が一部遺存している状況から、数百年の単位で古くなるとは考えられない。水田造成の地下げによって柱穴の一部が失われていると考ええると、建物が建っていたのはそれ以前の江戸時代でも中ごろから後半のころと考えられる。

SP4〔第83図〕 調査区北東角に位置する不整形な隅丸方形の穴。柱穴と推測されるが柱の抜き取り穴等は検出されていない。出土遺物は無い。時期も不明ながら、埋土の土色は古いものではない。

SP7〔第83図〕 調査区南西部、S K001北東角に掘り込まれた柱穴と考えられる穴であるが、出土遺物も無く、詳細は不明である。S K001と関連のある遺構であるのかもしれない。埋土は新しい。



SP7

1 灰黄褐色土(10YR 4/2)

2 灰黄褐色粘質土(10YR 4/2)

SP4

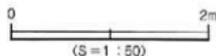
1 に近い黄褐色粘質土(10YR 4/3)

地山を10%、30mmの礫を多く含む。

黒色土を20%、地山を5%、30mmの礫を少量含む。

地山15%、50mm以下の小礫を多く、

100mm大の砂岩礫をまばらに含む。



第83図 SP4・SP7

第5節 まとめ

(1) 傾斜地における水田造成の事例

30次調査では、江戸時代の後半、おそらくは幕末から明治にかけての時期に行われたと推測している水田造成の事例を確認することができた。結果的にこの場所でも、古代に通る段階の遺構は検出されず、当初期待された来住廃寺に伴う遺構も皆無であったが、現在我々が見ることのできる農村における景観が形成された時期でもあることから、この機会に祖先たちの活動の一端を振りかえっておきたい。

一連の水田造成が行われた時期は、幕末から明治にかけてと想定している。遺跡群周辺に広がる低地帯における水田開発は江戸時代の後半を通じて行われた結果、既に終わり、さらなる耕地面積の拡大を目的として、その対象となる場所は、微高地の縁辺部に向けられたと想像する。久米官衙遺跡群における水路の開削や耕地の設定については、13世紀ころの事例¹が知られているが、堆積土壌の観察から水田とは断言できない状況であった。微高地上や縁辺の斜面部における当初の耕地の利用は、畝に限られていたものと考えている。このような状況から、幕末ころに水の便が良くない微高地縁辺斜面部を水田化する過程で取られたのが、斜面部を段カットして小面積の水田を造成する方法であったと考えられる。したがって、当調査地におけるSK001をはじめとする地下げに伴う段差の多くが、開発当初の水田もしくは農道の空間に対応するものと想定する。

その後、水源と水路の問題を解決しながら、段階を踏みつつより広い面積の水田に塗り替える動きが続いていくことになる。その動きは昭和40年代に至って、農業の機械化が本格的に進むまで続く。この過程で、幕末に造られた面積の狭い水田は順次まとめられ、現代のより広い面積の水田に置き換えられていったのであろう。

なお、耕地面積の拡大は、江戸時代後半を通じて農村部へ浸透していった貨幣経済の発達による人口増加への対応が最も大きな理由ではないかと想定する。米住の地の村落の発祥は、享保年間の分村に由来するらしい²。分村の理由は定かではないが、増加した村の人口に対応するため、農家の次男などの家族が移住して開拓を行ったのがこの地区の起源とも伝えられているのである。傾斜地における水田開発の歴史は、祖先たちの食糧難を克服する戦いの歴史でもあるのである。

列石1～3と水田の段差から読み取った開発当初の状況を第84図に模式的にまとめた。

列石1と列石2を農道と耕作地との境界の段差に設けられた石組みと解釈している。つまり、列石2



第84図 水田の段差と石組み

の西側の低い部分(S K001に相当)についても水田であったと理解しているのだが、この場所の土層には古い時期の耕作土層は残されていない。おそらく、広い面積の水田に造り替える際には、あらかじめ耕作土を移動し、造成の完了後に新しい水田の耕作土に加えられたものと考えられる。苦勞して造り上げた耕作土を埋め立ててしまうことはしなかつたに違いない。

なお、列石3を伴うS D003については、北側の標高が高い水田と南側の低い側との間に設けられた水路であると解釈した(第84図)。水路肩の石組みに沿って、幅の狭い畦が設けられていたと想定している。

ところで、近年の来住庵寺における発掘調査の結果、幕末から明治の初めころに旧長隆寺境内で、大規模な造作が行われていることが判明している³。築地塀を取り壊して基壇東側から基壇上に盛り土を行うなど、様々な活動の痕跡を読み取ることができる。この時期の寺院の歴史を評価する上で、廃仏毀釈の動きを無視することはできないが、発掘調査からわかったことのすべてをこれで説明することは困難である。長隆寺における造作と近隣の水田造成の動きは、近隣における人口の増加をはじめとする社会的な要因に伴って、同様の時期に行われた可能性があるのではないかと想定している。

注

- 1 直接言及していないが、久米高畑遺跡64次調査のS D003～005とS K001が該当する(『年報17』参照)。
- 2 久米郷土誌編集委員会 1992 『久米郷土誌』久米公民館
- 3 岸見 泰宏 2006 「来住庵寺32次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』18 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター

第Ⅵ章 来住庵寺31次調査

第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成16年度の久米官衙遺跡群における重要遺跡確認調査は、史跡来住庵寺跡の指定区域のすぐ南の水田で実施されることとなった。対象地は、来住庵寺跡指定区域の南東角に位置する来住庵寺24次調査が行われた敷地と、農道ならびに水路を挟んで南隣に位置している(第85図)。

この地点が調査対象地として選ばれた理由は、この場所が来住庵寺金堂基壇南面の指定地に隣接する敷地としては、まとまった面積の唯一調査が行われていない場所であって、ここを調査することによって、謎のままである寺の南限の問題に決着を付けたいという考えに基づいている。

この場所についても、本書にて報告する他の4地点と同様に、中近世以降の水田開発に伴う削平の影響が大きいものと予想されたが、南西方向に下る微高地辺縁部の斜面に位置することから、水田造成の際の削平の度合いが比較的小さいと想定された敷地南西部において、古代以前に遡る時期の遺構が遺存するのではないかと期待された。

敷地南西角のすぐ西側の別の敷地では、前年度の重要遺跡確認調査のひとつである同30次調査(第Ⅴ章)が行われたが、古代以前に遡る時期の顕著な遺構は検出されなかった。しかし、この地点が、来住庵寺金堂基壇の南約70m付近に位置することに加えて、20mほど南に国道11号線建設に先立つ発掘調査地点のひとつである来住Ⅳ遺跡(R11-9)の調査区が位置しており、中世の掘立柱建物を中心とする集落が確認されていることもあって、古代に遡る時期の遺構が遺存している可能性も残されているのではないかと期待された(第85図)。

調査は平成16年8月17日から、重機による耕作土等の掘削と排土の場外への搬出作業をもって着手された。狭い敷地をできるだけ広く調査するため、掘削した土砂を別の車両によって北の24次調査地に仮置きし、後日これを重機によって整える方法を採用したため作業には日数を要した。なお、同様の事情は埋め戻しの際にも生じている。

(2) 調査ならびに整理作業の経過

平成16年度の調査の経過と、平成20年度に国庫補助事業による出土物整理作業の一環として財団法人センターに整理業務の一部を委託して以降の作業の概要について、各日誌の抄録の形で提示する。

調査日誌抄録

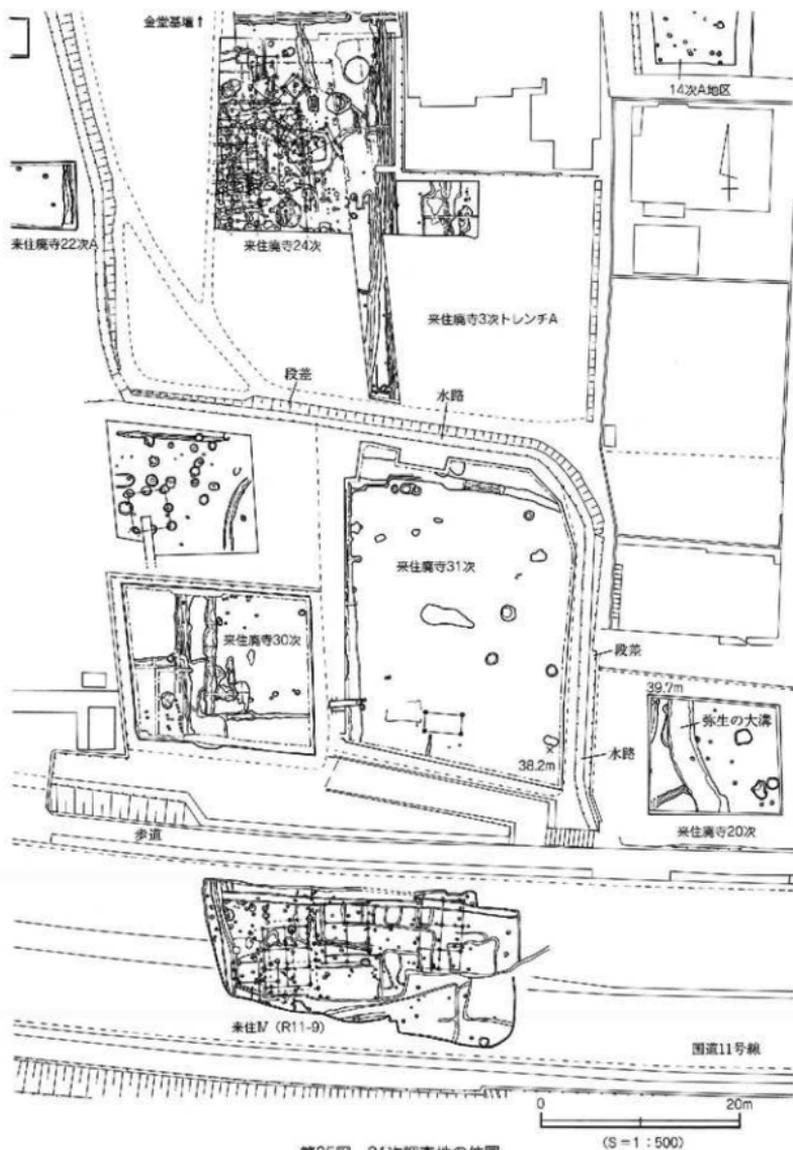
平成16年8月17日(火) 重機による耕作土の掘削作業に着手する。

8月20日(金) 重機による作業を終了する。

- 8月24日(火) 台風による大雨のため冠水。水路沿いに土嚢を置くなどの対応に追われる。
- 8月26日(木) 業者に委託して基準杭の打設に着手する。
- 8月27日(金) 調査区外周に上層観察ならびに排水用のトレンチを設定し、掘り下げを行いつつ、次の台風の接近に備える。
- 8月28日(月) 土坑から土師器の坏1枚と皿3枚を検出する(S T001)。この土坑が墓であることを認識する。この他、土坑と溝の掘り下げ作業を継続する。
- 8月30日(月) 台風16号接近による暴風雨のため事務所を閉鎖する。
- 9月3日(金) この週は台風後の復旧作業とメッシュ杭の打設作業にしばって作業を実施。
- 10月1日(金) 相次ぐ台風による大雨の間、遺構面の精査を継続する。遺構密度は低いことが判明する。調査区南部で検出された4本柱の建物については、弥生時代ころの高床の倉であって、寺院関連遺構ではないことが明らかとなる。
- 10月15日(金) 人骨を検出。江戸時代の墓地の一角であることがわかる。
- 10月22日(金) 台風後の再精査の結果、円形の桶棺墓も多数存在することが判明する。
- 11月2日(火) 遺構検出写真を遺構単位で撮影する。相次ぐ台風接近による作業の中断から、全域を精査しての写真撮影を断念する。
- 11月10日(水) 調査終了前の写真撮影を行う。
- 11月16日(火) 柱穴の半截と図化作業を継続する。
- 11月24日(水) S K001(墓)の遺物を取り上げる。平面図等の仕上げ作業を継続。
- 11月26日(金) 粘土化していたため取り上げを断念した人骨を墓に戻して、遺構の保護砂を投入し、調査を終える。
- 11月30日(火) 重機による埋め戻し作業に着手する。
- 12月8日(水) 現場作業の最終日。調査区の地ならしと、排土置き場の整地作業を終了する。土圧による窪みを埋めるのに苦労する。

整理日誌抄録

- 平成16年12月～ 出土遺物と図面等の基礎的な整理作業を行う。
- 平成17年3月 概要報告書を提出する。
- 4月～5月 『年報17』掲載図面と原稿を作成する。
- 平成18年3月31日ころ 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行。30次調査の成果も盛り込む。
- 平成20年4月1日(火) 平成20年度国庫補助出土物整理作業の一環として、本書掲載の5調査の報告書作成に向けた作業を財団に委託する。遺物実測図の追加作成等を実施。
- 平成21年3月31日(火) 概要報告等関係書類を提出して前掲事業を終了、報告書のレイアウトを確定する。
- 平成21年12月17日(木) 入稿。
- 平成22年2月27日(土) 本書の刊行。後日、掲載遺物の最終的な収納を行う予定。



第85図 31次調査地の位置

第2節 調査組織と調査の方法

(1) 調査組織

調査組織(平成16年8月17日時点)

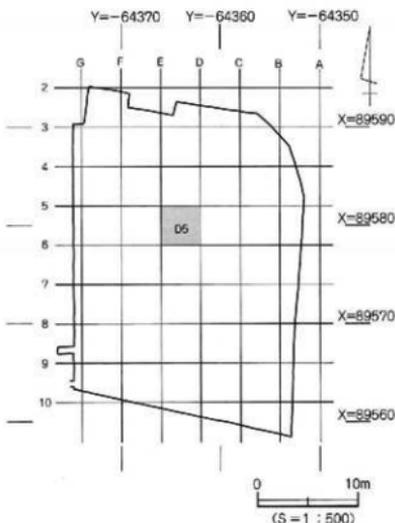
調査主体 松山市教育委員会

| | |
|--------|---------|
| 教育長 | 中矢 陽三 |
| 事務局局長 | 久保 浩三 |
| 企画官 | 丹生谷博一 |
| 企画官 | 石丸 修 |
| 企画官 | 仙波 和典 |
| 企画官 | 波部 一 |
| 文化財課課長 | 篠原 忠人 |
| 主幹 | 幹 家久 則雄 |
| 副主幹 | 幹 田城 武志 |
| 主査 | 栗田 正方 |

調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財団

| | |
|--------------|-------|
| 理事長 | 中村 時広 |
| 事務局局長 | 三宅 泰生 |
| 次長 | 石丸 允良 |
| 次長 | 池田 政勝 |
| 埋蔵文化財センター 所長 | 杉田 久憲 |
| 専門監兼学芸係長 | 早瀬 忠幸 |
| 次長兼調査係長 | 西尾 幸則 |
| (調査担当)調査員 | 橋本 雄一 |
| (写真担当)調査員 | 大西 朋子 |

(2) 測量の基準



第86図 31次のグリッド設定

調査にあたっては、株式会社パスコ松山支店に委託して国土座標に基づく基準杭の打設を行った。当時は、世界測地系への移行は検討しておらず、従来通りの旧国土座標第IV座標系に基づく作業を実施している。

調査地内にメートル単位で切りの良い座標値の基準杭を複数配置し、これを基にしてメッシュ杭を打設してグリッド杭とした。グリッドは4m四方で配置し、第86図に示す呼称を用いた。例えば、Dラインと5ラインの交点を点名としてD5と呼び、この点を北東角とする4m四方の区域をD5グリッドと表記する。

遺構に属さない遺物の取り上げの際には、可能な範囲で、このグリッド名称を用いている。また、個別遺構の断面図を作成する際にも、断面ポイントの表記にグリッドを構成する各ラインや交点との位置関係を記録するなどして、各図面を国土座標に基づいた提示ができるよう配慮し

た。

水準に関しては、基準点を打設する際に取り付けを行っていることから、24次調査等の古い時期の調査で生じたような問題は発生していない(p.38)。

(3)遺構の保護

調査の終了時に、遺構と地山面に砂を投入することによって遺構の保護を行っている。31次の場合、耕作地に戻す必要があったことから、採石砂(山砂)を使用したと記憶している。

後年、造成工事が行われたが、その際には通常の行政上の確認が行われている。開発内容が遺構を破壊する恐れが無いことを確認したうえで建設されていることから、その後も遺構は保護されているものとみられる。

(4)凡 例

- 1 本章における報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報』17(平成17年刊行)に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとす。
- 2 遺構の種別は略号で示した。土墳墓・方形木棺墓・円形桶棺墓については、そのほかの土坑とあわせてSKと表記した。このほか、溝：SD、柱穴：SP、などである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一した。遺構図は1/25、1/50、1/100を基本とした。
- 4 本章の個別の遺構図面に示した方位は、旧国土座標第IV座標系の座標北である。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したのものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記し、番号順に収納している。未掲載分については、白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

第3節 調査成果の概要と層位

(1)成果の概要

検出された遺構の多くが中近世以降の時期のものであって、古代以前に遡るものは、4主柱構造の掘立柱建物1棟のみであった(掘立001)。期待された来住庵寺や中世の集落に伴う遺構は全く検出されなかった。

中近世の遺構は、数種類の墓と溝によって構成されている。

調査地の北西約130mの地点(29次の西)には、現在も墓地が立地することに加えて、そのすぐ西に隣接する来住庵寺15次調査地の北西部、1区上段・中段、2区上段と呼んだ区域においては、近世初頭ころ

の墓地が確認されている(第4図)。ここでは、計19基の墓が確認されており、肥前系陶器の坏を中心とする遺物が剛葬されていた。このほか、周辺の調査地では、第三章で報告した24次の中世後期の屋敷地内において方形の木棺墓1基(16世紀後半)が知られるほか、第四章で報告したように、本調査地から西北西へ約120mの地点に位置する来住庵寺29次調査地においては、長方形の土坑墓が1基確認されている(13世紀)。このように、微高地の縁辺部に位置する本書掲載の各調査地周辺は、中世以降、現在に至るまで、墓地としての利用が断続的に続いてきたものと考えられる。

当調査地にて確認された墓は、大きく3種類に分けられる。いずれも江戸時代後期を上限とする時期のものと考えている。ひとつは、調査区北西部で検出された方形木棺墓で、2基検出された。ふたつ目は、円形桶棺墓で、調査区の東半分を中心として計4基確認されている。これらの墓の正確な時期は不明であるが、最も北西に位置する土塚墓S K001出土遺物の状況から、江戸時代の後半を上限とするものとみられる。本書掲載の調査地周辺において、異なる形態の墓が地点を変えて散在する状況は、当地における中近世以降の墓地のあり方を考える上で参考になる事象であると評価している。

なお、唯一の古代以前に遡る遺構である掘立001は、4主柱構造の掘立柱建物である。その特徴的な柱配置から得られた建設当時の基準に関する情報を利用することによって、この住居の年代を推定することができると考えている。この点については、本章まとめの第6節にて詳述する。中近世以降の水田開発に伴う地下げが激しい当調査地周辺の遺跡においては、この様な主柱穴の痕跡しか遺さない建物の存在をいかにして抽出するかが、古代以前の集落構造を解明する上で重要な鍵となるものと認識している。第二章の22次A地区、第三章の24次、第四章の29次に続いて、主柱穴しか遺存しない建物の存在を積極的に評価することとした。

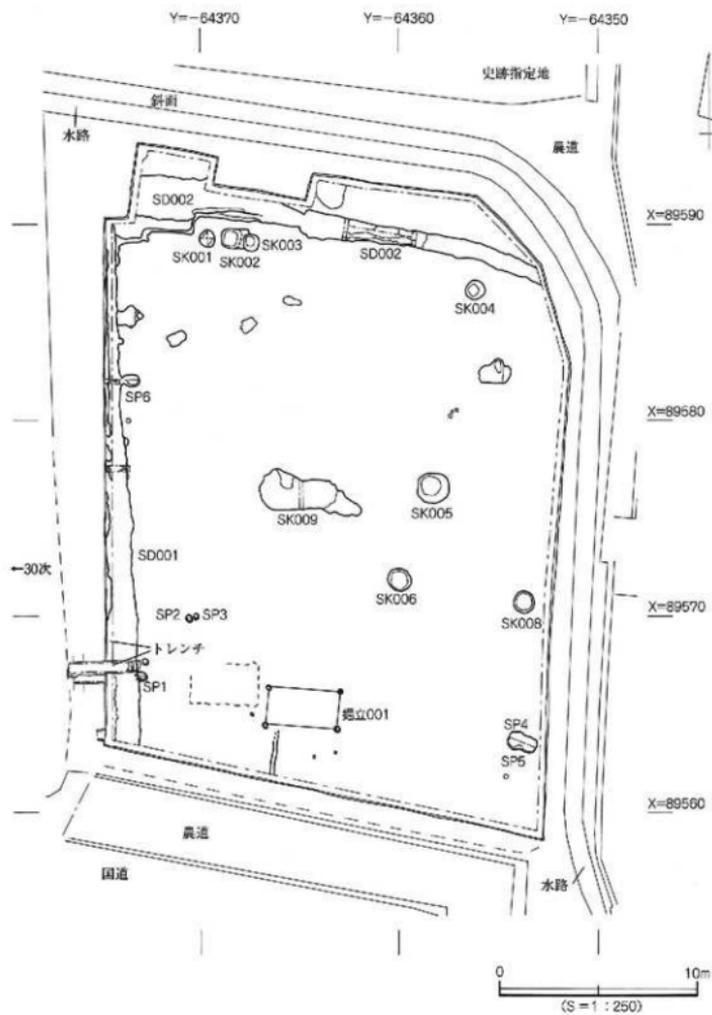
(2) 層位

I層は現代の水田耕作土層である。厚さ0.2m平均で全域に分布している。調査区の東部では、耕作土層の直下がII層の地山層となる。和泉砂岩の風化土壌に由来する土層である。図面上はII層でひとくくりにしているが、実際には、調査区の北東部は下位の礫層が削られて露出した状態であった。本書掲載の他の調査地で地山と呼んできた粘質土に相当する土は、調査区の南西角の極僅かな範囲にしか遺存していなかった。写真図版18-1に、傾斜堆積している礫層とその上位の地山層を水平に削った状況が読み取れる斜め方向の上層の境界線が明瞭に記録されている。

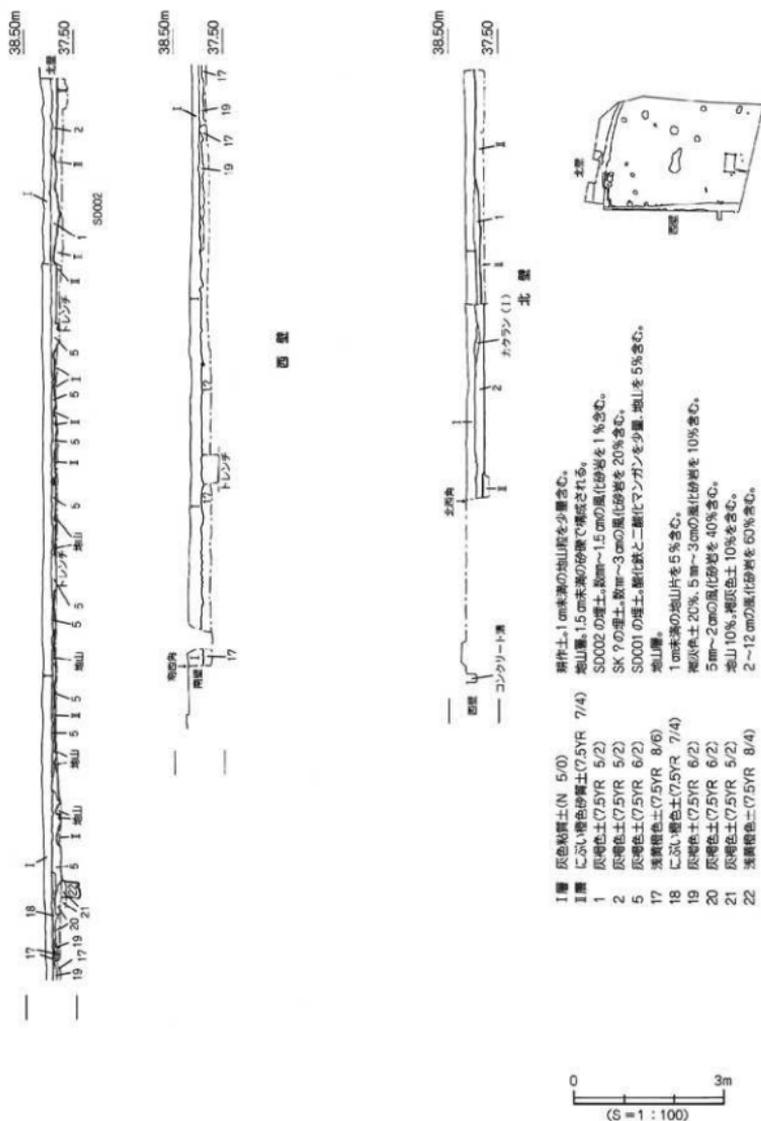
遺物包含層等の土層は一切確認されていない。

調査区西壁と北壁沿いで認められた耕作土層と地山層の間の土層は、溝や水田の段差に伴う掘り込み部分の埋土であることから、基本土層としては扱わなかった。北壁西部の土はS D002とその周辺の遺構に伴うものである。一方、西壁沿いの土は、現在の南北方向の畦に平行に位置する溝状の掘り込み(S D001)に伴うもので、畦を含む土層断面の状況を第93図に提示している。これは、S D001と現在の水田の境界である畦との関係を知る目的で設定したトレンチにて得られた情報である。これによって、水田境界における造成工事の一端を知ることができた。この成果は、第V章の30次における水田の段差部分の状態を考えるうえで有益な情報を含んでいると評価している。

土層の観察結果の詳細は第88図に示した。



第87図 31次の遺構配置



第88図 31次の土層

第4節 近世以降の成果

(1) 成果の概要

本節では、本調査地において主体を成す近世以降の遺構と遺物について報告し、古代以前の成果に関しては次節でまとめることとする。

対象となる遺構は、土壇墓1基、方形木棺墓2基、円形桶棺墓4基、そのほかの土坑1基、溝2条、柱穴2基である。

第89図に墓の配置を示した。北西部で近接して配置されている3基の墓のうち、東寄りのSK002と003の2基については、正方形に近い台形の木棺の痕跡を検出しているが、西のSK001では木棺痕跡は確認されない一方、人骨の残骸と若干の遺物が出土している。SK001の形状が不整形な理由のひとつは、遺構を検出した地山面においてすでに墓の底に近い状態であったためと考えているが、この墓に関して、隣の2基と同様に方形の木棺墓と断定することは難しく、土壇墓として扱っている。なお、この墓から出土した副葬品の磁器染付碗の存在から、付近の墓の年代を江戸時代後期以降と推定している。

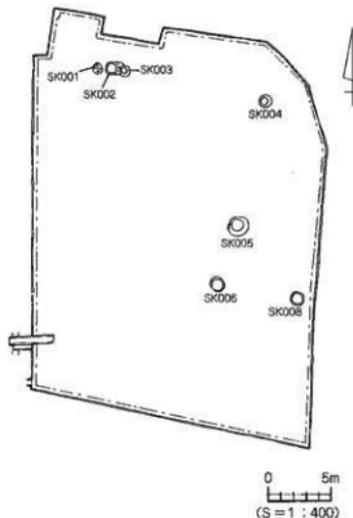
このほかSD001については、遺跡の概要で述べたとおり、現在の水田の境界に関する掘り込みである。一方、調査区北壁から北東角沿いで検出されたSD002は、現在、調査地の東辺から北辺にかけて西に流れる水路に概ね沿う位置に掘られていることから、この水路が最初に造られた時のものと考えている。微高地縁辺の斜面をカットして水田を造る際に、その縁に灌漑用の水路を掘削したものがこのSD002であろうと考える。22次A地区の東拡張部においても、この水路の延長上において、これと同様の現象が確認されている(第9図)。

墓の多くは保存を優先して完掘しなかった事情から正確な深さはわからないが、SK001の事例を参考にする限り、底に近い状態で検出したものと判断している。したがって、墓が掘られたのは、この場所が地下げされて水田の造成が行われ、水路が敷設される以前と考えられる。

(2) 近世の遺構と遺物

1 墓

SK001 [第90図] 調査区の北西角近くで検出された不整形な土坑。人骨が出土したことから墓と断定している。南北長径0.83m、東西短径0.62m、深さは深いところでも3cmほどしか遺存していない。隅丸長方形に近い不整形な形状であるが、これは、削平によって底の一部しか遺存していないためであって、本来は地表面で長



第89図 墓の分布

S K002では、平面形状が逆台形の本棺痕跡を確認しているが、人骨は検出されていない。本棺痕跡は厚さ1～1.5cmで、北辺長およそ0.65m、南辺長約0.51m、東辺長約0.68m、西辺長約0.65mを測る。底板が若干小さく、四面の側板がやや外傾し、蓋板の寸法が底板よりもひとまわり大きな形状の棺を想定する。埋葬の際には、この棺に死者を座らせたうえで頭位方向が北になるよう、棺を横に寝かせた状態で安置したのではないかと推測している。平面形状が逆台形に見える本棺痕跡を、棺そのものの寸法や形状を反映するものと評価する。

東西の側板と蓋板の寸法約0.66mを2.2尺、底板長0.51mについては、2.2尺の5分の4の17.6寸に設定されたのではないかと考えているが、棺材の変形の問題もあってよくわからない。

出土遺物 2は土師器の皿である。磨減が激しく底部の切り離し技法は不明である。口縁部に向かって器壁が丸みを持ちながら立ち上がる。24次で出土している中世後期のものとは形状が異なっている。

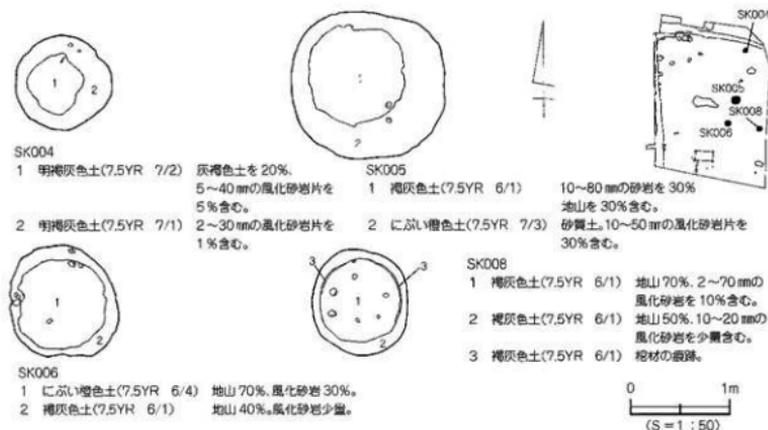
時期 江戸時代後期を上限とすると想定しているが、正確にはわからない。

SK003 [第90図] S K002の東に隣接する隅丸方形の墓である。長辺約0.82m、短辺約0.75mを測る。検出面での観察を行うに止め掘り下げは行っていないため深さは不明である。S K002と比較して明瞭ではないが、本棺の痕跡を確認している。厚さがわかるのは北辺のみである。やや厚く、2～4cm幅を測る。本棺痕跡は不整形な長方形で、規模は長辺約0.50m、短辺約0.38mを測る。長辺の寸法は、S K002の底板の長さとはほぼ等しく、短辺長はその5分の4の寸法(およそ1.4尺)に設定されているのではないかと考えているが、棺材の変形の問題もあってよくわからない。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代後期を上限とすると想定しているが、正確にはわからない。

SK004 [第91図] 調査区北東部に位置する円形桶棺墓。墓壇の直径0.96m～0.98m、桶棺の直径0.56



第91図 SK004～006・008

～0.62m。検出面での観察を行うに止め掘り下げは行っていないため深さは不明である。棺材の厚みを示す土層は確認されていない。

当調査地で認定したこの種の墓の中では、最も規模が小さい。桶棺内部の土層の範囲が歪で安定していないことから、棺の底板に極めて近い位置で検出したものかもしれない。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。

SK005 [第91図] 調査区の中央東寄りに位置する円形桶棺墓(第89図)。墓壇の直径1.50m～1.54m、桶棺の直径0.95～約1.0m。検出面での観察を行うに止め掘り下げは行っていないため深さは不明である。棺材の厚みを示す土層は確認されていない。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。

SK006 [第91図] 調査区の中央南東寄りに位置する円形桶棺墓(第89図)。墓壇の直径0.44m～0.47m、桶棺の直径0.35～0.36m。検出面での観察を行うに止め掘り下げは行っていないため深さは不明である。棺材の厚みを示す土層は確認されていない。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。

SK008 [第91図] 調査区の東部に位置する円形桶棺墓(第89図)。墓壇の直径0.38m～0.44m、桶棺の直径0.33～0.34m。検出面での観察を行うに止め掘り下げは行っていないため深さは不明である。幅1cmに満たない棺材の厚みを示す土層が確認されている。

出土遺物 無し。

時期 江戸時代を上限とする。

2 土坑・柱穴等

SK009 [第92図] 調査区中央部に位置する不整形な浅い土坑状の掘り込みである。複数の掘り込みが重複しているように見える。規模は東西約5.3m、南北約1.4～1.9m、深さは約0.1mを測る。

埋土の性質が現況の耕作土に極めて近いことから、近現代の耕作に伴う掘り込みであって、遺構に該当しない可能性が高い。

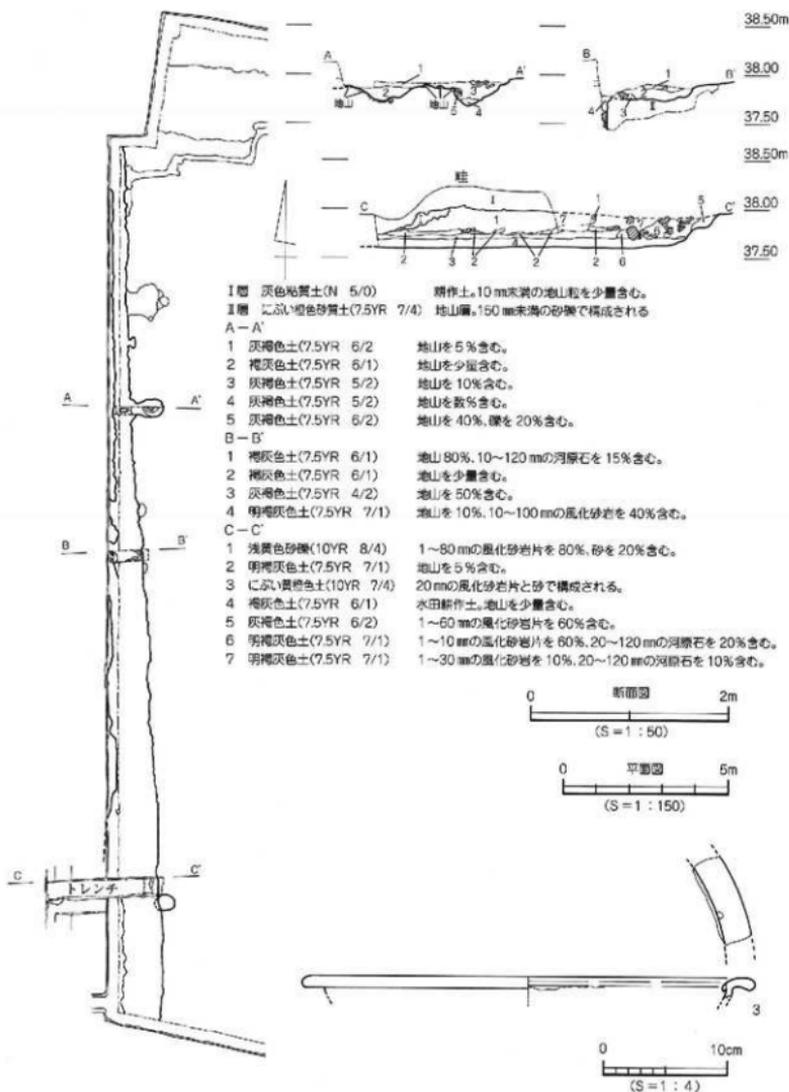
出土遺物 無し。

時期 近現代と思われる。

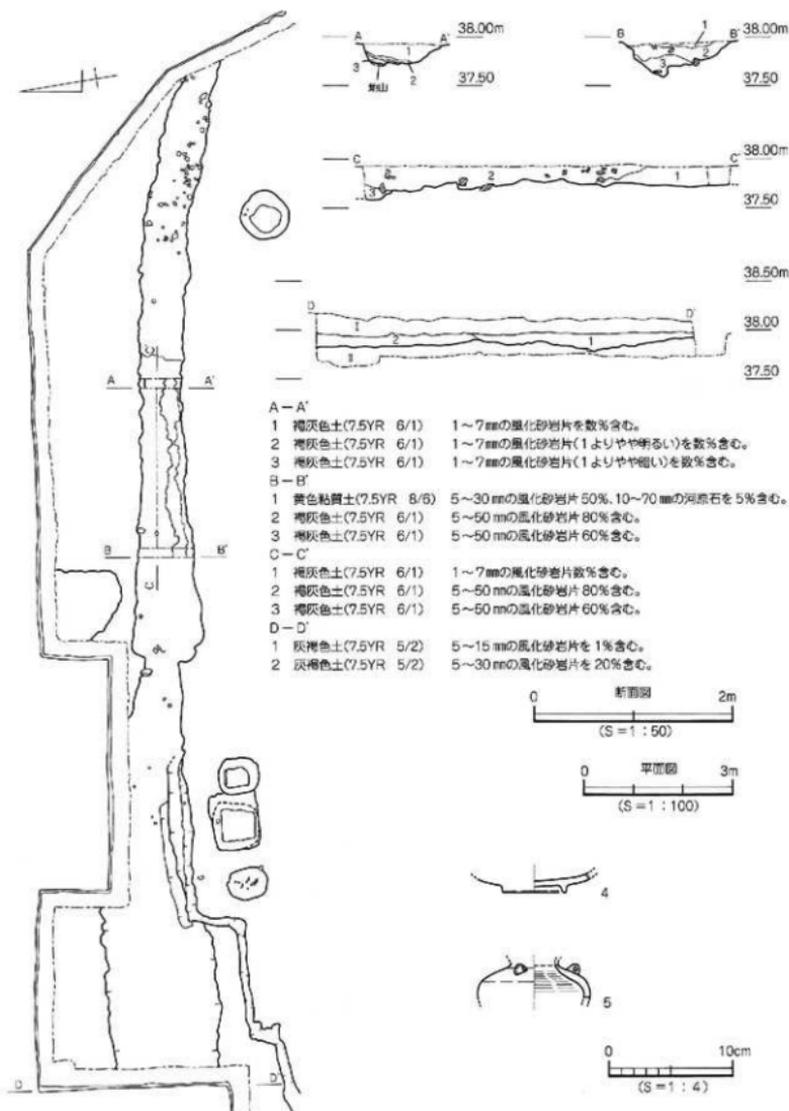
SP4・SP5 [第92図] 調査区南東部に位置する浅い掘り込み。SP5がSP4を切っている。柱穴の下部と考えているが、詳細は不明である。調査区南西部で確認されている弥生時代の掘立柱建物の柱穴埋土とは性質が異なる。

出土遺物 無し。

時期 詳細は不明であるが、中近世を上限とする可能性が高いと判断している。



第93図 SD001



第94図 SD002

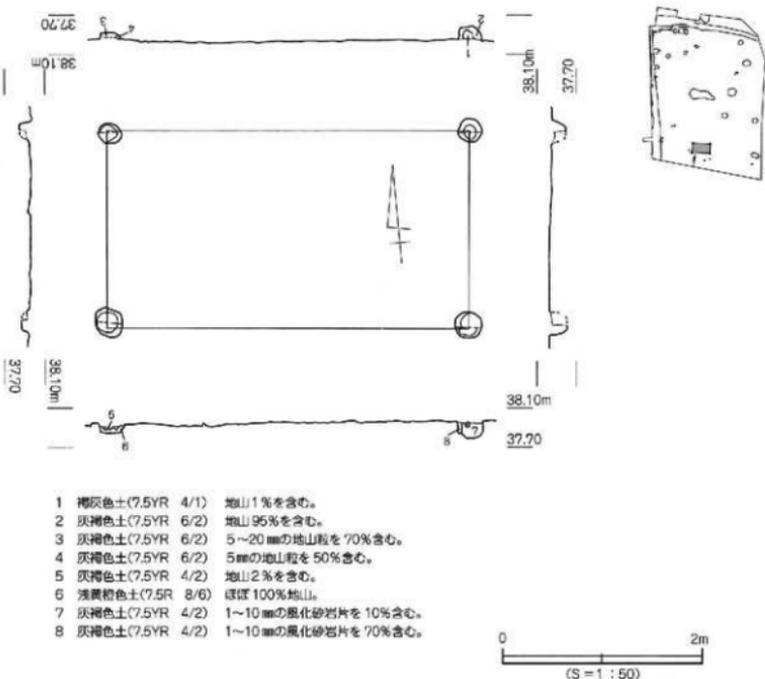
出土遺物 4は陶器の底部。高台端部のみ淡緑色の釉がかかっていない。5は外面が赤褐色に焼きあげられた器種不明の陶器。小型の急須である可能性を想定するが詳細は不明である。

時期 江戸時代後期を上限とすると考えている。

第5節 古代以前の成果

(1) 4本柱構造の倉

調査区南部で検出された4本の柱穴について、埋土の特徴や柱の配置方法から、当調査地唯一の古代以前に遡る遺構であると考えている。予想通り、削平の影響が低い南西寄りの地点で検出されている。深さが浅いことから、かなり削られた結果と判断している。この他にも周囲に同様の施設が存在したかもしれないが、水田造成時の地下げによって完全に削られて失われたものとみられる。



第95図 掘立001

掘立001【第95図】 調査区南部で検出された4本柱構造の掘立柱建物の痕跡。径0.2～0.3m程度の不整形の柱穴4基で構成される。4基すべてにおいて柱の抜き取り穴を確認していることから、柱位置をより細かく知ることができる。

柱穴は浅いもので5cm、深いもので15cmほどしか遺存していないことから、水田造成時にかなり削られているものとみられる。桁行1間(3.60m)、梁行1間(1.98m)、方位は真北で94.5°東へ振っている。

ところで、桁行寸法を1とした場合、梁行は0.55となり、一辺長の比率は20:11と表記可能である。古代の尺長を検討してきた従来からの方法によると、桁行20尺、梁行11尺、1尺=0.1800mとなり、かつてなく短い尺長となる。過去ならびに本書における造営尺の検討結果に照らすと、この短い尺長に対して歴史的評価を与えることが可能と考える。これの詳細は、第6節のまとめにて言及することとする。

出土遺物 北西角のP1より、結晶片岩の剥片が1点だけ出土している。自然面が薄く剥がれた長さ53mm、幅19mm、厚さ3mmほどの小片である。この石材は、松山において弥生時代を通じて石器素材として一般的に用いられている石材である。当遺跡群では、前期末から中期初頭ころの土器を出土する土坑などの遺構から、石廬丁や扁平片刃石斧、柱状片刃石斧あるいはそれらの欠損品、未成品、剥片等の形で普遍的に出土する石材である。

土器片は全く出土していない。

時期 出土遺物からは、弥生時代を上限とするとしか言えない。第6節参照。

第6節 まとめ

(1)4本柱構造の倉の一例

前節で報告した4本柱構造の掘立柱建物については、当地で特に弥生時代中期後半から古墳時代前期ころにかけて広く認められる高床構造の倉であると考えている。本調査の報告を終えるにあたって、この建物の設計基準に関して検討し、かねてより継続してきた弥生時代から古墳時代ころの造営尺の歴史¹⁾に照らしていかなる評価を与えることができるか検討したい。

前節にて、31次で検出された掘立001については、桁行1間(3.60m)、梁行1間(1.98m)の寸法に関して、一辺長の比率を20:11と考えて、設計基準は桁行20尺、梁行11尺、1尺=0.1800mに設定されたのではないかと考えた。問題となるのは、18cmというかつてなく短い尺長をどのように理解し、評価するかという点である。

この尺長については、当時の中国における実用尺(大尺)の6分の5の寸法である小尺²⁾に該当するものと理解したい。つまり、実用尺である大尺の尺長が、18cmの1.2倍の0.216mくらいであった時代の小尺を使用していると考える。0.216mが小尺であれば、従来の検討に照らして古墳時代後期ころとすることができるが、この場合は大尺である。ちなみに、三国魏の大尺は0.240m程度、後漢の場合0.235m、前漢では0.233m程度と言われており、1大尺=0.216mという寸法は、これらと比較してかなり短い。

これを大尺とみなすと、秦代かあるいはそれ以前の時代を検討対象としなくては評価できない可能性が高く、この尺長に歴史的評価を与えることは、もはや絶望的かと思われた。

ところがその後、参考となる研究事例に接する機会を得ることができたので、簡単に紹介しておく。

2009年9月12日・13日に愛媛大学で開催された資料学研究会における2009年度公開シンポジウム「東アジアの交通遺跡と出土資料」において、秦漢代あるいはそれ以前の時代の尺長を推定する際に有効と思われるいくつかの情報³を得ることができた。特に、上海復旦大学出土文献与古文字研究中心の廣瀬薫雄氏による研究発表「包山楚簡⁴文書類を読む-131～139号簡を例として-」で、資料中に提示された竹簡の寸法がそれである。氏によって報告書から作成された9簡の長さ寸幅、上下の契口の簡頭ならびに簡尾よりの寸法が表として提示されている。氏の研究は、これらの竹簡における契口や編繩の痕跡をたよりに、冊書としての復元を試みることによって、墓から出土する行政文書の価値を見直そうとする内容⁵であった。

氏は9簡の寸法差と編綴位置との関係に着目することによって、これらが本来別々に編綴された複数の冊書からなる文書であることを明らかにしているのだが、ここで今回着目したのは9簡の寸法である。多少ばらつきのある竹簡の長さについて、長短各2簡を除く5簡の平均寸法658.4mmを3大尺と考え、1大尺=0.21946mの数値を得た。これが、ここで問題にしている1小尺=0.1800mの尺長と関連があるのではないかと推測する。5簡の平均寸法から得られた尺長を6分の5倍した小尺の存在を仮に想定すると、その長さは0.183mほどになり、18cmとした掘立001の造管尺に近似する結果を得る。

なお、包山楚簡が出土した墓⁶の主⁷が埋葬されたのは紀元前316年のことで、これは秦の始皇帝による中国統一のおよそ100年前にあたる。ここで、包山楚簡から、紀元前4世紀末の戦国時代の楚國における尺長を見出したものと仮定すると、掘立001から抽出した18cmの尺長に対して、これとほぼ同等もしくはより短く古い段階⁸のものとして評価できるのではないかと考えている。勿論、当時の中国に後の時代に知られる大尺と小尺の使い分けが既に存在していたのか、あるいは、0.216mは楚の大尺ではなくて後の6世紀中葉ころの小尺⁹ではないのか、といった数々の疑問も生じることとなる。ここではひとまず、今後の展開に期待¹⁰して、一連の尺度に関する検討の中で最も短い尺長による建物を見出したのではないかと評価しておきたい。

注

- 1 中国歴代王朝の冊封下にあった当時の日本では、朝貢先の王朝が採用している尺度を用いた可能性を想定する。
- 2 唐代には、常用尺としての大尺のほかに、これより短い儀礼用の小尺が存在した。
- 3 金沢大学歴史言語文化学系の安部聡一郎氏による「長沙走馬楼三国呉簡にみえる尸品出銭簡について」の発表資料中に紹介された事例の中に、三国呉の初期における1大尺の尺長を反映したと思われる竹簡が2例含まれている。それぞれ全長23.3cmと23.8cmである。また、愛媛大学の藤田勝久氏による「中国古代の交通遺跡と出土資料-弥生期泉貨を中心として-」で紹介された漢代の3簡の全長は、23.4cmの1簡のほかに、前漢初期のものを含む2簡がいずれも23.2cmを測る。このように、竹簡等の寸法から、当時の尺長を見出すことができる事例が存在する。
- 4 1987年1月11日、荆門市沙洋県十里鎮王場村の包山岡地にある包山二号墓から出土した楚簡である（廣瀬氏資料より抜粋）。
- 5 吉嘉出土の木簡については、書籍が中心であるとして、歴史的な資料価値が低いとみなす傾向が強いことに関して、包山楚簡等の例をもとに、その重要性を説かれた。「フィールドの木簡」と「古墓の木簡」を総合的に研究する必要性を強調された。
- 6 戦国楚墓5座、前漢墓4座から構成される。竹簡が出土した包山二号墓は、その中でも最大の墓であり、包山大家とも呼ばれる（廣瀬氏資料より抜粋）。
- 7 墓主の名は昭旋、生前は左尹の職（首相）にあり、紀元前316年（楚曆の六月）丁亥の日に埋葬されたことが竹簡の記載内容から知られている（廣瀬氏資料より一部補足のうえ抜粋）。
- 8 春秋時代から戦国時代のものである可能性は十分にあると考えている。紀元前4世紀末ころと言えば、日本では従来の時期区分における弥生時代早期ないし前期初期ころに該当する。
- 9 第四章p.106、注6参照。
- 10 掘立001のような構造の倉の出現は、松山においては弥生時代中期ごろ以降と言われている。掘立001の実際の年代がわからない以上どうしようもないが、今後、このような短い尺長の事例をあたることによって、弥生時代のはじまりの問題を考える際にも役立つのではないかと期待している。過去に1棟だけ、前漢の小尺もしくは若下短い尺長による、弥生前期末から中期初期ころの倉を認定した事例がある（第136集p.54、久米高畑1次のS B31）。

第Ⅷ章 総括

第1節 中世後期における木製容器の製作基準

(1)はじめに

来住庵寺24次調査の成果を特徴づける項目として、中世後期の屋敷地に伴う井戸の存在をあげることができる。この井戸は、屋敷地の廃絶にあたって密閉されていたため、桶をはじめとする木製品が良好な状態で出土した。微高地上に展開する当遺跡群においては、有機質遺物の出土自体が稀なことから、その存在は極めて重要である。

第Ⅲ章の報告中において、井戸下層出土木製品の中で主体を占める桶と容器の蓋について、特にその寸法に着目して報告している。これは、近年継続している尺度に関する考え方を、これまでの古代の遺構を中心とした作業に続いて、中世の出土遺物に適用しようと試みたものである。中近世の遺構については、方形木棺墓における棺材の寸法¹や孤立柱建物の検討²を通して、ある程度の見通しを示すことができたと考えているが、対象となる遺構の数が少ないため、数量的に豊富な木製品の寸法という別の視点から補うことを考えた。

検討の結果、これらの遺物について、その形状と製作技法の視点から、大きく4種類に区分可能であるとする結果を得た。さらに、基準尺の尺長についても、長短2種類の存在が明確となったことから、製作時期の差異をある程度反映しているのではないかと推測するに至っている。

本来的には、中近世の木製品全般を概観したうえで行うべき検討作業ではあるが、来住庵寺金堂基壇南面における一連の調査成果の報告を締めくくるにあたって、整理作業の到達点のひとつとして、以下、簡単にまとめておく。

(2)底板と蓋板の分類

本報告では、桶としての全体形状が把握可能な桶1³と桶2について、容器としての性格上、内法寸法が重要ではないかと考えて、数値を提示するよう努めている。また、桶の底板ないし木製容器の蓋と想定したものについては、直径の数値を分析対象とした。

第4表に、桶の底板と木製容器の蓋の寸法について、想定される基準尺の寸法の昇順で示した。

第Ⅲ章の報告でも触れたとおり、桶の底板は製作技法上の違いから2種類に分類される。複数枚の板を組み合わせて作るA類と、1枚板を用いるB類である。さらに、円形のもの(1類)と長円形のもの(2類)に区分される。したがって組合せとしては、製作技法と形状の関係から、A1類とA2類、B1類とB2類の4種類に区分することが可能である。

まずはじめに、A類とB類、円形の1類と長円形の2類の関係について確認しておこう。

傾向として、A類については、6例中5例が円形のA1類に仕上げられている一方、1枚板のB類は

長円形に加工される率が高い。蓋を含むB類6例のうち、5例が長円形のB2類である。B1類とA2類は各1個体のみであった。

どうやら製作技法上の違いは、必要とされる板の形状の違いと概ね対応するようである。技法と形状の関係は完全に一致するものではないが、円形の1類を作る際には組合せによる一方で、長円形の2類を製作する場合には、1枚板が用いられる傾向が強いといえる。

(3)製作時に使用された基準尺

つづいて、基準尺について確認する。

円形の1類については、完璧に真円に仕上げられているわけではないため、直径の数値には多少幅がある。したがって、基準尺の寸法についてもひとつの数値に定めにくい。径の大き目の数値から導き出される長めの尺長に着目すると、1尺=30cmまでのもの4点と、0.304~0.310mの2点に区分される。長円形の2類は、0.295~0.298m程度のもの2点と、0.306~0.312mほどの4点になる。基準尺の長短で比べた場合、1類と2類では数量が逆転しているが、ともに奈良時代以降の尺の領域と重なる短いものと、31cm近くに達する長い尺長のものから構成されていることが分かる。

特徴的な部分を個別に見ていこう。A1類においては、No15~17の3点の基準尺の尺長がよく一致していることが目立っている。3点の器としての大きさは異なるものの、抽出された尺長は30cmに限りなく近いもので一致している。B2類では、ともに蓋としているNo27とNo28の寸法と基準尺が近似しているが、径寸法の僅かな差異に設計上の寸法の違いを認めるべきか、あるいは誤差の範囲内であった、同一形状のものが作られたと判断すべきなのか迷うところであるが、基準尺の寸法としては近似している。

尺長の長短別に傾向を見ると、0.300mまでの短い組(第3表上部)においては、A1類が数量的に多く、B1類は1点も含まれていない。一方、0.304mを超えて0.310mに近い長い尺長の組の場合(第3表下部)、主体はB2類であって、A2類は含まれない。また、尺長の長短別に区分した際に各1点のみ認められるA2類(No25)とB1類(No24)については、分析対象とした12個体の中でも、人型の器のひとつであることがわかる。

第3表にて示す通り、桶2に代表される尺長の短い組と、桶1を含む長い組との差は、両組の平均的な尺長と比較すると基準尺1尺あたりの寸法差は11mmを超えている。この点は、これらの遺物を評価す

| 遺物番号 | 直径・短径/長径(mm) | 直径(寸) | 基準尺(m) | 分類 |
|----------|--------------|-----------|-------------|----|
| 底板19 | 146~148 ○ | 5 | 0.292~0.296 | A1 |
| 底板25 | 207/222 ● | 7/7.5 | 0.296 | A2 |
| 蓋板27 | 200/222 ● | 6.75/7.5 | 0.296 | B2 |
| 蓋板28 | 201/218 ● | 6.75/7.45 | 0.295~0.298 | B2 |
| 底板15(桶2) | 177~180 ○ | 6 | 0.295~0.300 | A1 |
| 底板16 | 207~210 ○ | 7 | 0.296~0.300 | A1 |
| 底板17 | 133~135 ○ | 4.5 | 0.296~0.300 | A1 |
| 底板22 | 184/196 ● | 6/6.4 | 0.306~0.307 | B2 |
| 底板18 | 228~232 ○ | 7.5 | 0.304~0.309 | A1 |
| 底板13(桶1) | 186/193.5 ● | 6/6.25 | 0.310 | B2 |
| 底板24 | 217 ○ | 7 | 0.310 | B1 |
| 底板23 | 156/169 ● | 5/5.5 | 0.307~0.312 | B2 |

No20・21・25については設計図を参照し、○は寸法差、●は寸法差が大きい。A1類: 桶1を含む組、B1類: 1枚板、C1類: 1枚、●は設計図2枚

第3表 桶の底板と木製容器の蓋の分類

る上で、極めて大きな違いであると認識している。

具体的には、尺長の短い一群から長い一群への時間的な隔たりを一定程度認める必要があると考えられる。井戸下層から一括出土した木製品の製作年代について、新旧の区分を行うことが可能と判断する。

(4) 新旧2群の区分と時期差

桶の底板と蓋板の製作技法等の違いから、次のような変遷過程を復元することができるのではないかと考えた。

第3表上部の短い基準尺による7個体については、同表下部の5個体に比べて、より古い時期に製作されたものと理解したい。仮に前者をI群、後者をII群と呼ぶことにするが、この考え方は、単に尺長の長短を目安とするのではなく、製作技法上の変化に視点を置くことによって次のように説明される。

I群の段階には、桶の底板は基本的に複数の材を組み合わせて作られる⁴が、II群になると、1枚板で作られる場合が多くなる。本来は、無理に大きな1枚板を用いるのではなく、分割して作製し、組み合わせることによって仕上げる考え方であったのではないかと想定する。その後、技術的な進歩に伴って、桶の底板における1枚板の使用頻度が高まったのではなかろうか。II群で唯一、組み合わせで作られたNo18については、直径が7.5寸に達する大型品であることから、板材の調達に都合で組合せ式が選択されたのではないかと考える。なお、蓋板については2点ともI群に分類しているが、ともにB2類、つまり一枚板の長円形である。このうちのNo28については、底板から蓋板への転用を確認し(p.59)、長期間の使用を想定しているが、最終的にまな板とされるに至るまで使用に耐えることができたのは、元々これが1枚板で作られていたからであって、組合せ式の底板に比べて再利用しやすい利点があったのではないかと想定する。いずれにしても、古い段階に1枚板の考え方が全く無かったわけではなく、また、時期が下っても組み合わせで作られる場合もあったと理解しておきたい。

それでは、これらI群とII群が同時に併存した可能性は全く無いのであろうか。

両群を比べると、小型⁵のものから大型のものまで均等に含まれているだけでなく、円形と長円形の割合も大差ない。特定の大きさや形状のものに限って、基準尺が異なる現象は認められない。違いとして認識されるのは、先に確認したI群における組合せ式の比率の高さと、II群の1枚板の比重の高さだけである。双方の作られ方を見ても、表面の調整をはじめとする細かな技法や仕上げ具合の程度も含めて、特に違いは感じられない。したがって、いずれか一方が自家製品で、もう一方が他所からの搬入品であるといった状況は確認されないのである。このような状況から、I群とII群が同時に併存した可能性は低く、両群の間には時期差を認めるのが自然であると判断した。

(5) 基準尺変更の背景

最終的に、基準尺の尺長の違いを基に区分されたI群とII群の差は、時間経過に伴う変化を反映しているとする結論に至った。I群はII群に先行すると考える。16世紀後半ごろと想定されているこの井戸が属する原敷地の活動の中心的な時期のはじめと終わりでは、こうした木製品を製作する際に使用された基準尺の寸法が変更されていたものとする。変更の理由や具体的な時期についてはわからないが、室町時代後期から安土桃山時代にかけての支配者側の都合によるものと考えておきたい。I群、II群ともに、豊臣秀吉による四国平定後の天正年間⁶に実施された太閤検地以前の尺度であろうと予想するが、河野氏による分国支配の実態を知る上で、あるいは、秀吉による統一の以前に土佐の長宗我部元親による四国の統一⁷があったか否か、といった評価に対して、松山近郊の農村地帯における視点から迫ることができる事例になるのではないかと期待している⁸。

第2節 微高地縁辺部における古代集落の展開

(1)はじめに

久米官衙遺跡群と来住廃寺が立地する微高地の南縁部は、本書掲載の各調査地における状況から明らかな通り、中世以降の水田開発を中心とする大規模な地形の変更を繰り返し受けてきた場所である。その結果、古代に遡る遺構の多くが既に失われてしまっているのが現状である。

しかし、このような状況にあっても、堅穴住居と掘立柱建物の柱穴の一部が遺存している場合に、建物規模の復元が可能なケースがあることから、本書においても積極的に検証を行ってきたところである。来住廃寺22次調査A地区、同29次、同じく31次の各調査では、存在が確実なものについて、それぞれ各章にて言及している。

来住廃寺24次調査においても同様の扱いとしたが、中世の屋敷地に伴う柱穴等の密度が高く、それらとの識別が困難なため、一部不確かなものも含まれているのが現状である。そこで本節では、24次調査にてその存在の可否を検討している11棟の建物について再検討を行うことによって、弥生時代から古墳時代にかけてのこの区域における集落の実態解明の手掛かりとしたいと考える。

検証に際しては、第132集にてその手法の一部を紹介し、以降、繰り返し検討を進めてきた造営尺の考え方に基づく建物の復元方法を用いる。建物規模を復元するにあたって、この考え方がどの程度まで有効に機能するのか、検証を行う機会としたい。

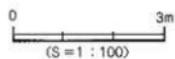
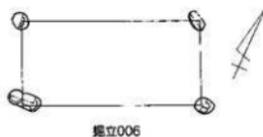
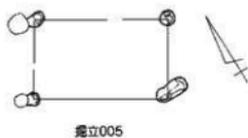
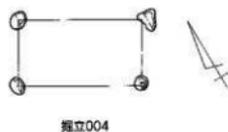
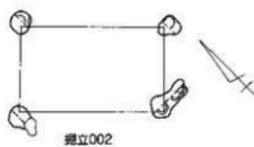
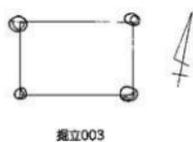
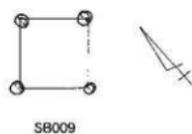
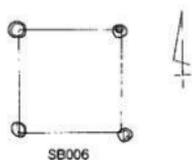
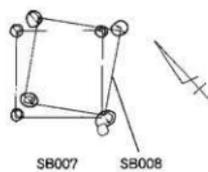
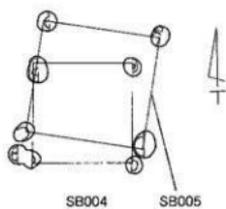
(2)来住廃寺24次調査における建物の抽出と分析

対象となる建物は、第96図に示す堅穴住居6棟の残骸と掘立柱建物5棟の計11棟である。

すべて、調査終了後の整理作業の過程で成立の可否を検討しているものである。6棟の堅穴住居と考えている4主柱の痕跡は、掘立柱建物に比べて正方形に近い柱の配置が行われていることから、これらとの区別が可能である。第132集以降の検討で、弥生時代後期中ごろから古墳時代後期にかけての時期の方形堅穴住居の残骸と考えてきたものである。一方、5棟の掘立柱建物は、当地では弥生時代中期中ごろないし後半以降、古墳時代前期前半ごろにかけての高床構造の倉と考えている建物である。

調査時に建物としての認識を持っていなかったため、個々の建物の柱位置を示す土層等の情報は全く得ていない。したがって、ここで示す柱筋の復元ラインや一辺長の寸法については、仮のものであって、本書掲載の他の調査地にて認定した建物と比較すると、その確度は低く評価せざるを得ないものである。しかし、特徴的な建物の配置状況によって、個々の存在をある程度積極的に認めてよい場合もあると考える。特に堅穴住居の場合、S B004とS B005、S B007とS B008の重複の具合や、遺構密度が低い状態でのS B006の存在、掘立の場合には、掘立004と掘立005のように立地と方向性や規模形状が一致する場合などである。このようなケースでは、任意の柱穴4基を偶然に結び付けたものではなく、必然性をもって見出したものと理解し、造営尺を用いた従来からの方法によってさらなる説明が可能か検討を行った。

第4表に成立の可否も含めた分析結果を提示した。



第96図 主柱穴のみ遺存した建物

(3)分析結果の評価

立地や方向性、似た形状の建物候補との重複関係、あるいは柱穴の規模形状と方向性が建物方位と矛盾しないか、といった様々な視点を踏まえたうえで、最終的に造営尺に基づく検討によっても解釈が可能か検討を加えた。積極的に建物の存在を認めることが可能と判断したものについては、第4表の末尾に○印を付けた。建物の存在は認められるが、規模形状の若干の修正を必要とすると判断された場合には○印を、成立し得ないと判断したものには×印を付した。

11棟中、成立しないと判断された建物は、掘立006とS B009である。

掘立006については、付近の建物と方位が大幅に異なることに加えて、造営尺を用いた建物一辺長の比率の視点から説明が困難と判断した。桁行3.60m、梁行1.73mで、梁行を桁行の0.48倍に復元したものである。近隣の調査の際に、長短比が2:1よりも細長い長方形となる事例が全く無いわけではないが、極めて稀である⁹。多くの場合、掘立004や005のように、2:1よりも幾分1:1に近い平面形状をとることが知られている。仮に梁行を桁行の半分の1.8mとみなし、2:1に復元した場合、造営尺による説明は容易になるが、このほかの要素について改善されるわけではないので、規模の修正を行っても成立しないと結論付けた。

S B009についても成立しないと判断した。方位的には、S B007と008に良く似ているものの、このほかの分析視点においては決め手を欠く。僅かな一辺長の差を修正し、一辺1.4m程度の正方形を想定することも不可能ではないが、正方形の場合、造営尺による検討が困難となるため、事態は好転しない。また、当遺跡群で確認されている小型の竪穴住居の事例を確認しても、柱間が2mを切るケースは今回のS B007と008以外に見当たらない。一辺長1.4mという規模は、竪穴住居の4主柱と考えるには小さ過ぎると判断した。

続いて、存在は認められるが、規模形状の若干の修正を必要とすると判断された竪穴住居4棟について説明する。S B005～S B008の4棟については、柱の中心位置が明瞭でないことから生じる一辺長の寸法の不確かさが払拭されていない。この点において、規模形状の若干の修正の余地があると判断している。造営尺と各辺の寸法が矛盾しないように数値の修正を行うことは可能ではあるが、今回は行わず、淨円の柱筋と表の数値はそのまま提示することとした。

○印の4棟のうち、S B007とS B008の2棟(第57図)については、方向角が多少振れる程度で同じ場

| 遺構名称 | 桁行(m) | 梁行(m) | 桁行(R) | 梁行(R) | 造営尺(m) | 推定時期 | 判定 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|----|
| S B004 | 2.05 | 2.00 | 8.2 | 8 | 0.250 | 5世紀～ | ○ |
| S B005 | 2.37 | 2.34 | (9) | (9) | 0.262 | 6世紀～ | ○ |
| S B006 | 2.06 | 2.06 | 8 | 8 | 0.258 | 6世紀～ | ○ |
| S B007 | 1.76 | 1.76 | 7 | 7 | 0.251 | 5世紀～ | ○ |
| S B008 | 1.75 | 1.70 | 7 | 6.75 | 0.251 | 5世紀～ | ○ |
| S B009 | 1.43 | 1.39 | — | — | — | — | × |
| 掘立002 | 2.92 | 1.74 | 15 | 9 | 0.194 | 弥生中頃～ | ○ |
| 掘立003 | 2.28 | 1.49 | 12 | 7.8 | 0.191 | 弥生中頃～ | ○ |
| 掘立004 | 2.50 | 1.35 | 13 | 7 | 0.193 | 弥生中頃～ | ○ |
| 掘立005 | 2.71 | 1.62 | 14 | 8.4 | 0.193 | 弥生中頃～ | ○ |
| 掘立006 | 3.60 | 1.73 | — | — | — | — | × |

竪穴住居 大尺/最小の柱間寸法

第4表 24次の方形竪穴住居と倉

所に重複して建てられている以外に、規模と形状、造営尺の尺長など様々な点で共通している。各建物の南角の柱穴は僅かにずれて重複しているが、切り合いによる先後関係は不明である。おそらく同一の堅穴部を再利用して同一場所に建て直したものであろうと考える。

さらに、S B005とS B006の2棟については、◎としたS B004のあり方と密接なつながりが認められる。S B006は規模形状等がS B004と非常によく似ているほか、S B005の建設位置はS B004と重複している(第56図)。重複の様子は、S B007とS B008の關係に近似していることから、これも建て替えによる結果と理解できるかもしれない。いずれにしても、このような立地上のあり方は、互いの存在が確実であることの傍証であると評価している。

最後に、確実に存在していると考えた堅穴住居1棟と掘立柱建物4棟について説明する。

堅穴住居で唯一、◎と判定したS B004は、ほぼ同規模のS B005と重複する場所に立地している。長辺と短辺の寸法差5cmを2寸と考えたが、このあり方は、22次A地区のS B002の場合と非常によく似ている(p.33、第2表)。建物規模に違いはあるものの、方位や造営尺の尺長についてもほぼ共通であることから、S B004は22次A地区の建物群の一部と同一集落を構成する建物ではないかと考えている。

掘立002～掘立005の4棟は、いずれも長短比が2:1を超えない長方形の建物である。特に掘立004と掘立005の2棟は、ほぼ同一の方向で建てられており、空間的に一部重複している(第58図)。規模は多少異なるものの、結果的に同一尺度で評価可能な結果が得られていることから、両者が密接な関連のもとに成立したものであることは確実である。掘立002と掘立003の2棟は、調査地北部においてS B006と重複している建物である。掘立002は調査区中央部の掘立004・005と似た方向で建てられているが、掘立003はこれらの方向性とは異なる¹⁰。掘立002の規模は、今回認定した掘立柱建物4棟の中で最も大きく、柱穴についてもひとまわり大きなもので構成されていることから識別は容易である。

ところで、4棟の造営尺については、前漢初頃ころの小尺¹¹と想定しているものが抽出されたと評価している。このような形態の建物は、弥生時代中期ごろから古墳時代前期前半ごろに多く出現する高床構造の倉であると考えているもので、これまでに遺跡群北部の政庁とその周辺についてまとめた際に報告し、造営尺を用いた評価を試みた経緯がある(久米高畑遺跡1次調査、第136集)。1次の場合、1棟¹²を除いて後漢から魏晉の時代の造営尺によるものと判断したが、今回ここで検討している4棟は、これとは全く異なる尺長の一群である。両群の尺長には1小尺あたり1cm前後もの寸法差が存在することから、同時に併存したものではないと考える。同様の建物の中でも、これまでに知られていない古い時期の一群を検出したものと考えている。

(4) 造営尺に対する評価と今後の展望

米住麁寺24次調査における検討の結果、弥生時代と考えられる4本柱構造の倉から、19cm台前半の造営尺が抽出された。これについては、具体的に弥生時代のいずれの時期のものであるのか、柱穴から年代のわかる遺物が出土していないため正確にはわからない。しかし、過去に検討してきた建物と比較して確実に短い尺長を基準としていることと、該当建物が24次調査地において群を成している状況から、これまでに他所で検討してきた同様の建物とは別の時期のものとして判断する。

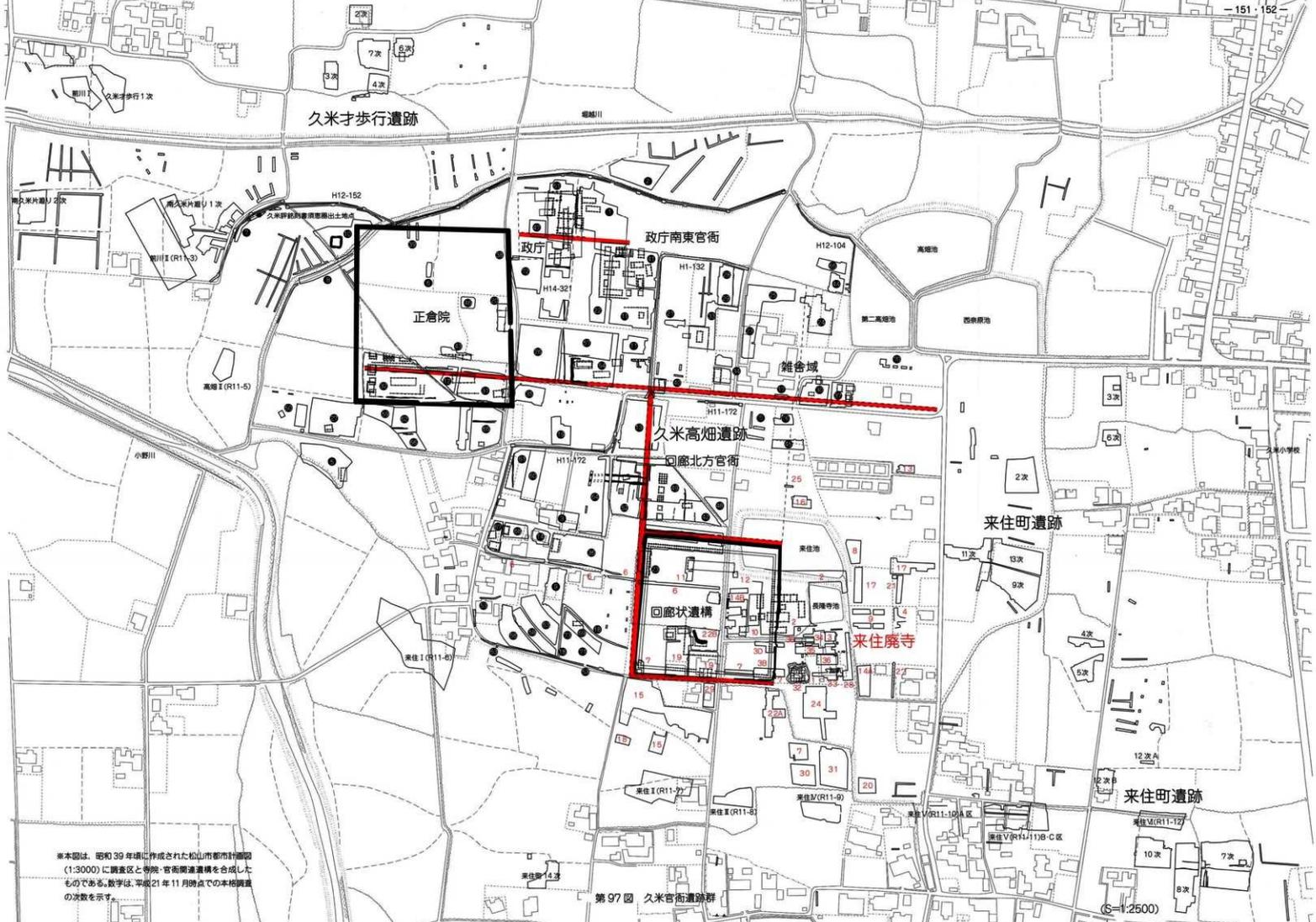
具体的には、前漢初期を中心とする時期の中国における尺度を反映していると考えられる。中国においては、この時代、常用尺としての大尺が使用される。前漢における1大尺はおよそ0.233mとされており、

今回の検討で抽出された短い尺長は、概ねこれの6分の5倍にあっていることから、小尺に該当¹³すると考えた。これまでに繰り返し述べてきたことであるが、どのような理由で、弥生時代から古墳時代前期前半ころの日本において、中国では常用されない小尺を建築の基準として用いるのか、という疑問は未だ解決されていない。この理由については、青銅鏡や武器形青銅器等の設計方法¹⁴を考えるなど、建築とは別の分野からアプローチすることが有効と想定しているが、機会を改めて論じることしたい。

一方、5棟の竪穴住居から抽出された25cm台¹⁵を中心とする造営尺については、古墳時代中期を上限とする大尺によっていると考える。尺長に幅があることから、古墳時代後期にかけての長期間に渡る建物と認識しているが、柱位置の特定が困難な状態での復元案をもとにしていることから、造営尺の尺長には、かなり幅を持たせて理解する必要がある。したがって、この造営尺の一群については、6世紀末を除く古墳時代中期を上限とする時期のものとして理解しておきたい。この期間に、尺度がどのように変化するのか、その方向性と程度を的確に把握することができるなら、中国をはじめとする諸外国との交渉の実態や国内への影響の程度、あるいは、大王による地方支配の実態等を探る上で有効な視点となるものと期待している¹⁶。今回の分析では、削平されて遺物も失われてしまった建物を対象としたため、尺長が25cmを超えて以降の具体的な時期に言及することが困難であったが、将来的には、遺存状態が良好で遺物にも恵まれた集落を素材として情報の上積みを図ることによって、松山におけるこの時期の尺度の歴史¹⁷を解明したいと考えている。

注

- 1 米住庵寺24次調査のS K001の木植寸法は749mm×391mmで、これを、25寸×13寸(1尺=0.300～0.301m)と考えた。
- 2 3棟とも0.300～0.305mの範囲で、平均値は0.302m。本書p.68～71。
- 3 口縁上端部内法で径199～201mm(3分の2尺)、覆板下端部内法径178mm前後(6寸)、器高も178mm(6寸)。本書p.55。
- 4 異なる素材を組み合わせることで強度は増したかもしれない。
- 5 底径が4.5～5.5寸程度の小型のものは、桶ではなく柄筒等を想定する方がよいと思われるが、区別がつかないので、本書ではすべて桶として扱った。
- 6 1585年から1592年。
- 7 最終的に長宗我部元親が伊予において領有したのは南予地方に限られ、河野直直は依然として湯城城主として領有権を行使していたとする考えが⁴提示されている。従来、元親による四国統一に関して疑問が示されている。山内 謙 1998「文献から見た戦国期の河野氏と湯城城跡」湯城城跡遺後公園歴史文化財調査報告書第1分冊 歴史文化財発掘調査報告書第66集 財団法人愛媛県歴史文化財調査センター
- 8 概税に直結する度量衡の改定は、政治的な両期を意味すると考え、基準尺の変更の背景に領土間の敵対、同盟関係といった力関係が影響しているのではないかと想定する。この時期の尺度の変更は、土佐方からの影響の結果でも秀吉による四国平定を契機としたものでもなく、河野氏が織成関係を深めつつあった毛利氏との関係上、行われたものではないかと想定する。0.308m前後としたⅡ群の寸法は、太閤検地尺としては長過ぎることから、四国平定以前の河野氏による分国支配のもとで使用されたものではないかと考える。Ⅰ群の寸法は、河野氏が従来から使用してきた古い尺度ではないかと想像するが、確たる証拠はない。
- 9 久米高畑遺跡1次調査のS B18とS B30(第136集、p.55～56)。
- 10 むら掬立003の方が通常のもので、掬立004・005と掬立002のように大きく斜めに振る事例の方が珍しい。
- 11 第Ⅱ章p.142注3ほか。
- 12 S B31について、出土遺物から弥生時代前期末から中期初期頃に比定している。
- 13 この時期に中国において小尺が用いられていると証明されているわけではない。
- 14 大尺で作られた実用品と小尺による輸出入儀器・祭器の区別が付くようであれば、解決の糸口になるかもしれない。
- 15 第139集、p.73ほか。神味四反地遺跡17次調査の小型長方形無柱建物S B003の壁材痕跡の規模から、25cm程度の造営尺を割り出し、これを5世紀中ごろの宋の大尺と想定した。
- 16 漢・魏・西晋・東晋・宋の爵封体制に組み込まれてきた歴史的な意味は大きいと考える。朝貢先の王朝の交替や大王の代替わりなどの際に行われたとされる遣使の度に宗主国としての権威を示すため下賜された品々の中に、各王朝が採用する度量衡に関わる品々も含まれていたに違いない。大王は自らの権威を高め、国内の支配権を確立する過程でこの仕組みを大いに活用したものと想像する。地域ごとに尺度の変遷の解明が進めば、大上による統治がどのように行われていたのか、各地における王権の浸透の度合いなども比較できるのではないかと期待している。
- 17 松山における尺度の歴史を解明することによって、東アジアにおける日本の歴史の一端を知ることも可能であると考える。また、松山で見出した知見を応用することによって、各地の歴史を解明する糸口となることを期待する。



久米才歩行遺跡

正倉院

久米高畑遺跡

回廊北方官街

回廊状遺構

来住廃寺

来住町遺跡

来住町遺跡

※本図は、昭和39年頃に作成された松山市都市計画図(1:3000)に調査区と寺院・官衙関連遺構を合成したものである。数字は、平成21年11月時点での本館測量の次数を示す。

第97図 久米官街遺跡群

写真図版

- 図版1～4: 来住廃寺22次調査A地区
- 図版5～12: 来住廃寺24次調査
- 図版13～14: 来住廃寺29次調査
- 図版15～17: 来住廃寺30次調査
- 図版18～20: 来住廃寺31次調査

写真図版データ

1. 遺構は、主な状況については、4×5判や6×7判の白黒ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、35mm判で補足している。一部の撮影には建築用やぐらを使用した。

使用機材：

| | | | |
|------|---------------|-----|------------------------------------|
| カメラ | トヨフィールド45A | レンズ | スーパーアンギュロン90mm他 アサヒペンタックス67 |
| | ニコンニューFM2 | | ペンタックス67 55mm他 ズームニッコール28～85mm他 |
| フィルム | 白黒ネオパンSS・アクロス | | |
| | カラーアステシア100F | | |

2. 遺物は、4×5判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影している。

使用機材：

| | |
|-------|---------------------|
| カメラ | トヨビュー45G |
| レンズ | ジンマーS 240mm F 5.6 他 |
| ストロボ | コメット/CA32・CB2400 |
| スタンド等 | トヨ無影撮影台・ウエイトスタンド101 |
| フィルム | ネオパンアクロス |

3. 単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

使用機材：

| | |
|-----|--------------------------------|
| 引伸機 | ラッキー45MD・90MS |
| レンズ | エル・ニッコール135mm F5.6A・50mm F2.8N |
| 印刷紙 | イルフォードマルチグレードIV RC ベーパー |

4. 製版：写真図版175線

印刷：オフセット印刷

用紙：三菱製紙株式会社 ニューVマット 76.5kg (巻頭カラーには93.5kgを使用)

製本：針金平綴じ

【文献】『埋文写真研究』vol.1～20・『報告書制作ガイド』

[大西 朋子]



1 22次調査地A地区全景(北より)



1 中央部柱穴検出状況（北より）



2 西拡張部調査状況（東北東より）



1 東拡張部と溝（北より）



2 南部長出状況（北より）



1 SK001調査状況（北より）



2 SK002調査状況（東より）



3 土壇墓群調査状況（北より）



4 南部土層堆積状況（北東より）



5 現地説明会開催状況（北北東より）



6 金堂基礎の見学（北東より）



1 24次調査地と金堂基壇（南より）



2 東部完掘状況（南西より）



1 屋敷地北東部（北東より）



2 瓦葺葉土坑と中世の柱穴群（北東より）



1 SK001全景（南より）



2 木棺内の状況（東より）



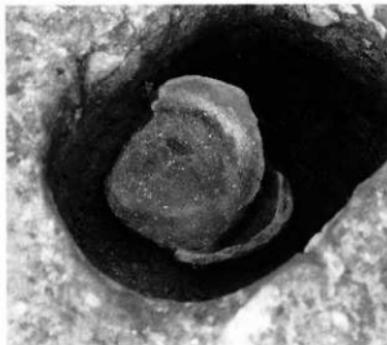
1 井戸上部の石組み (東より)



2 井戸の底と下部の石組み (真上より)



1 SK002 (北東より)



2 SB003柱穴中土器出土状況 (南西より)



3 墓作業状況 (南西より)



4 井戸作業状況 (北東より)



5 瓦甃業土坑作業状況 (北より)



6 現地説明会開催状況 (北西より)